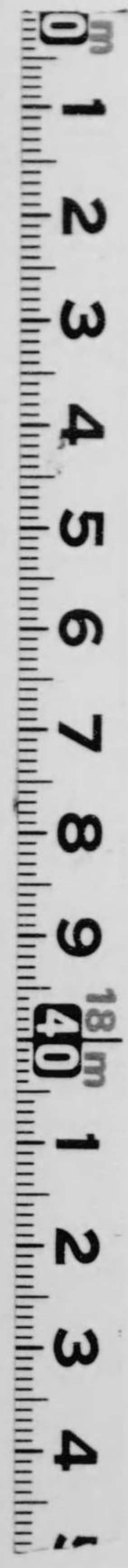


398

125



始



ナ8R-92



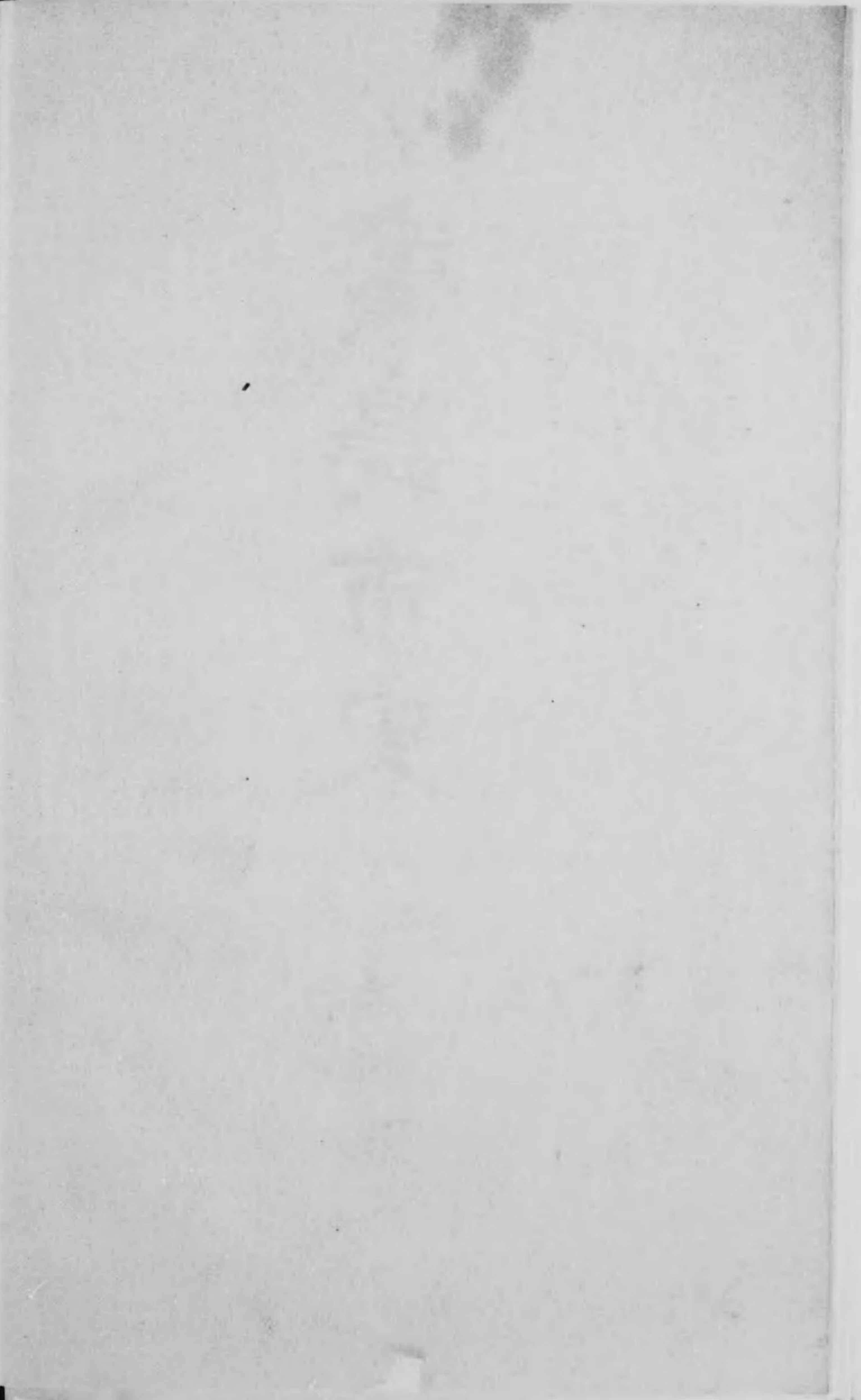
廣島市史

第四卷

大正
14. 12. 24
内交

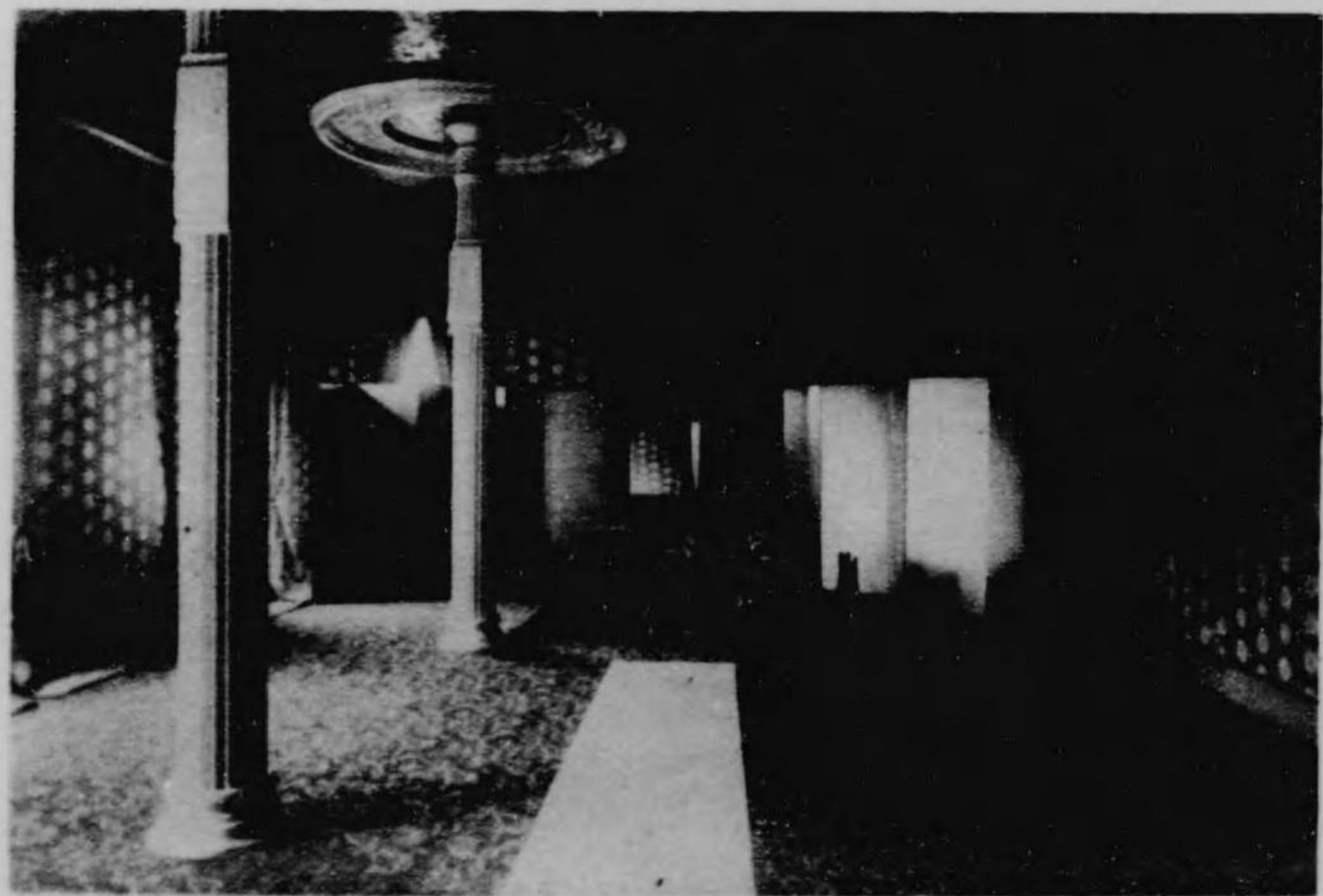


廣島城址(天圭閣)

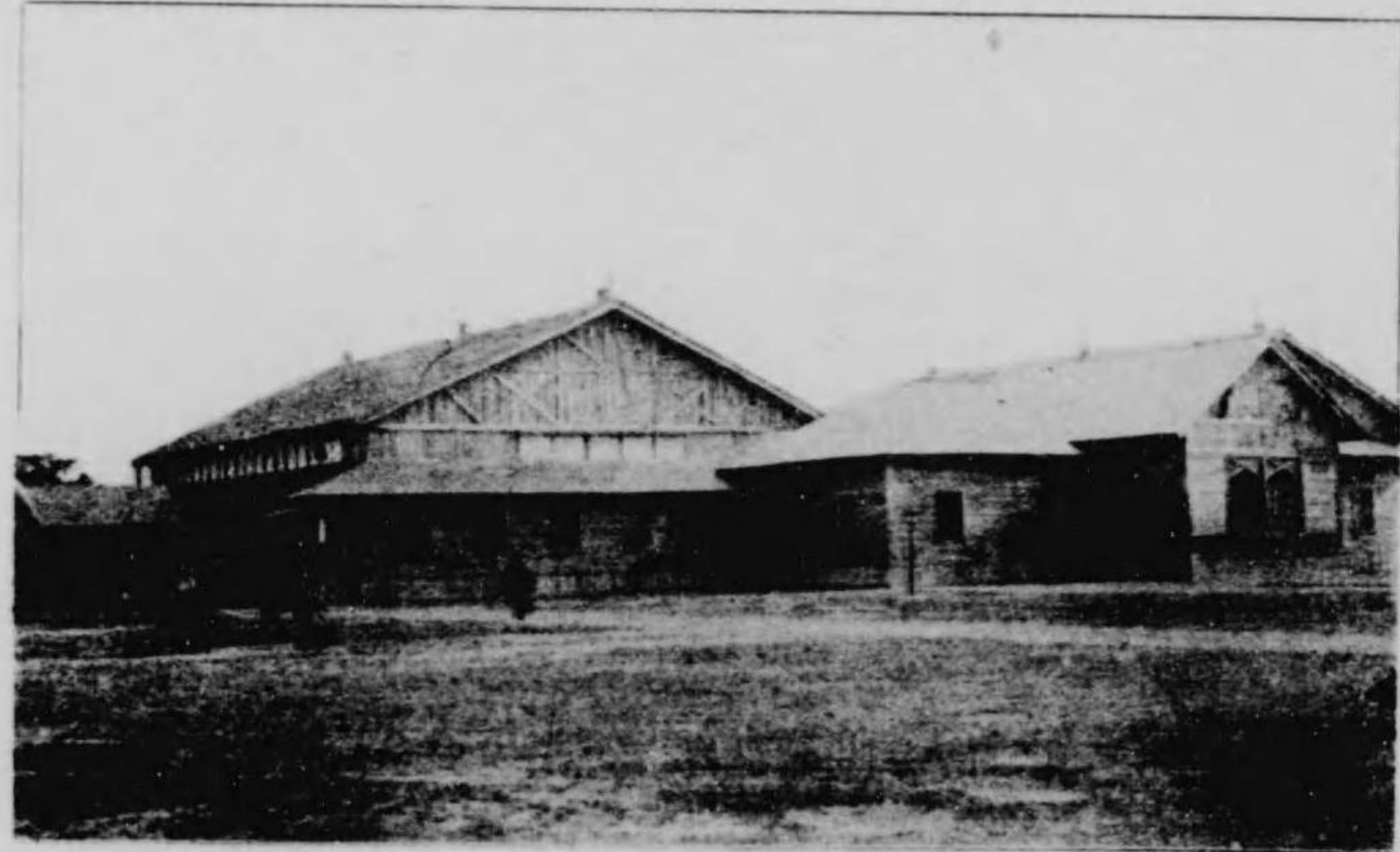




大本營跡

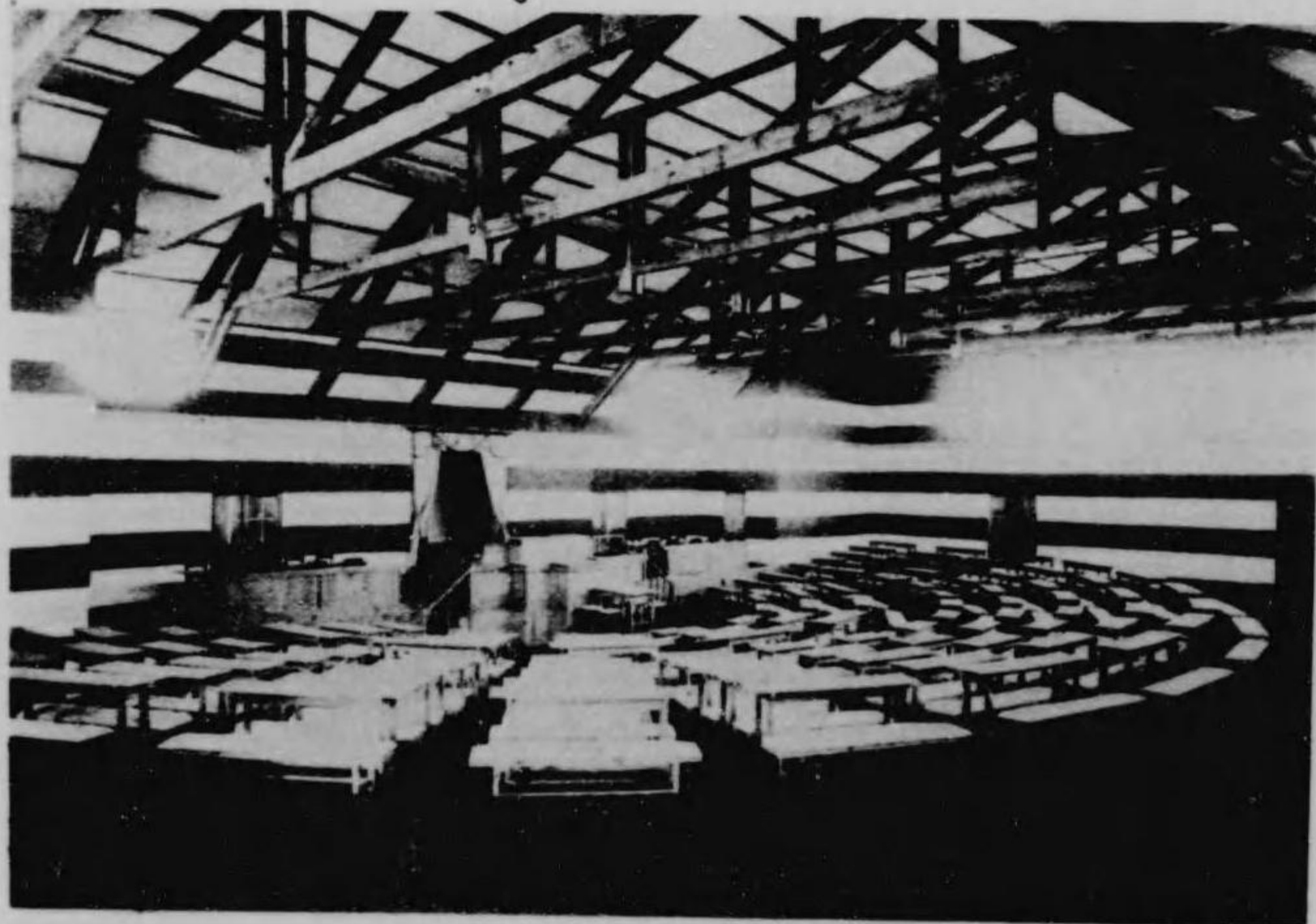


大本營跡内舊玉座



假議事堂

第七回臨時帝國議會假議事堂

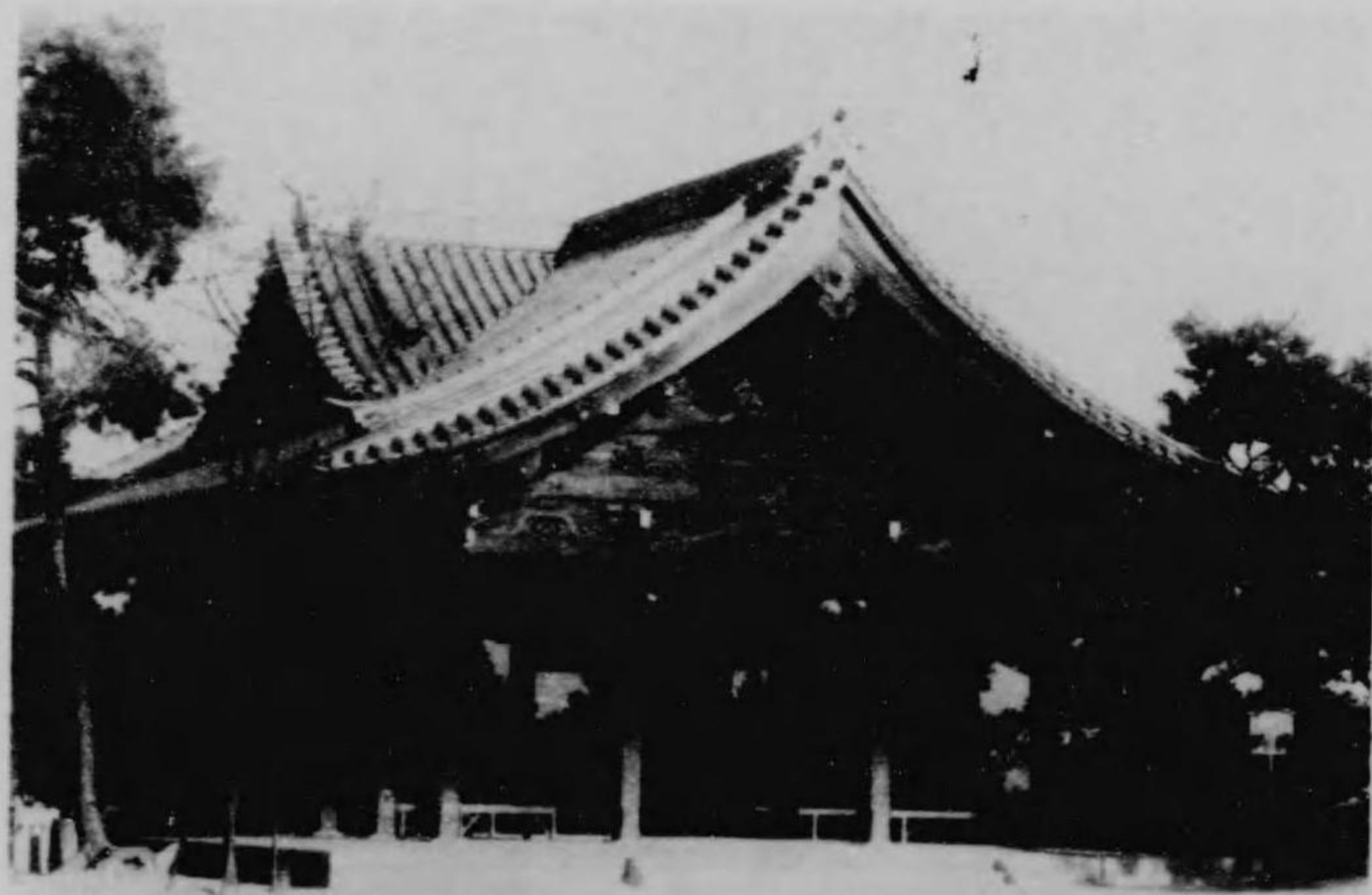


貴族院ノ内

第七回臨時帝國議會假議事堂



殿便御舊山治比



館念記位即御年四正大

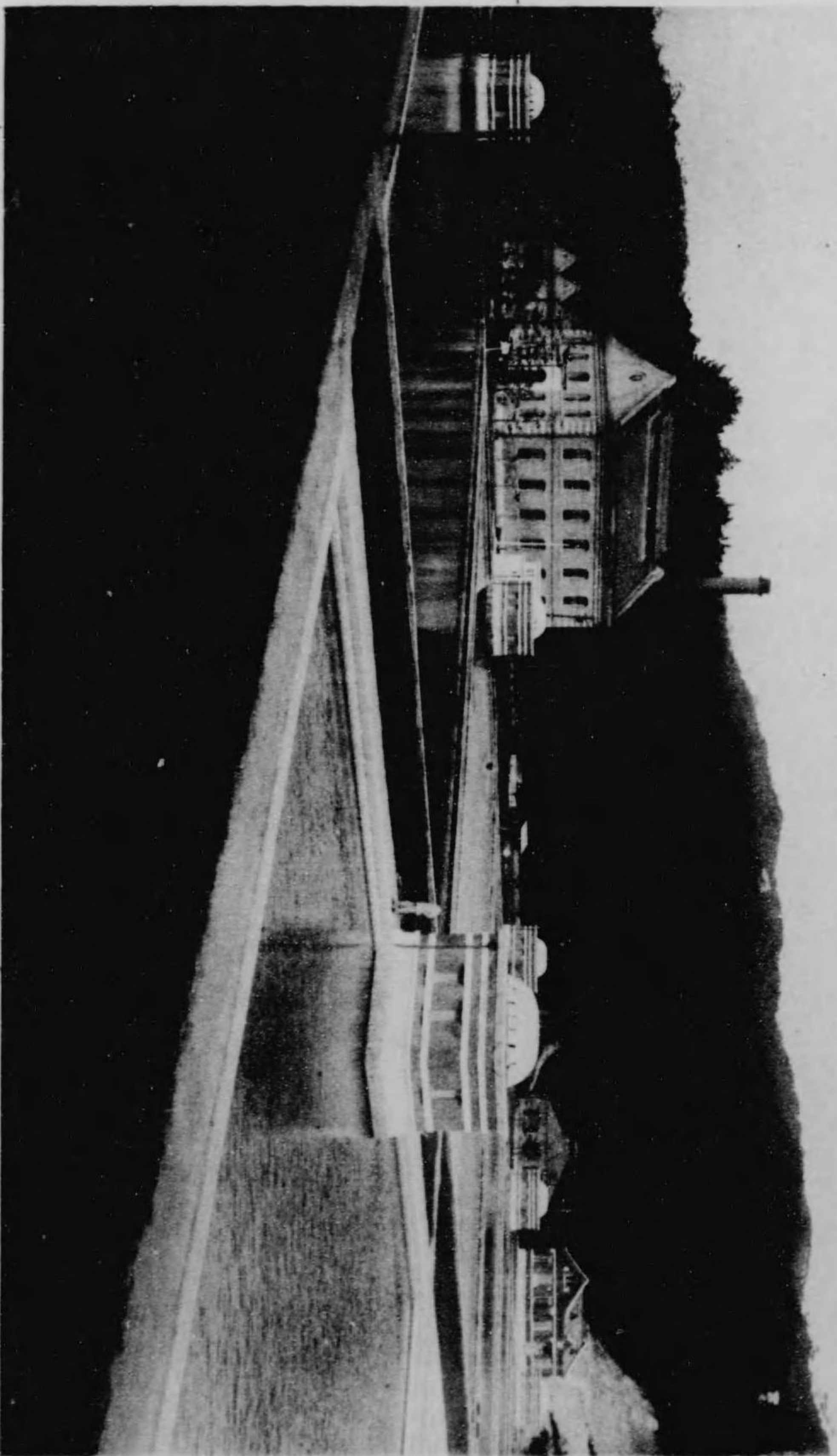


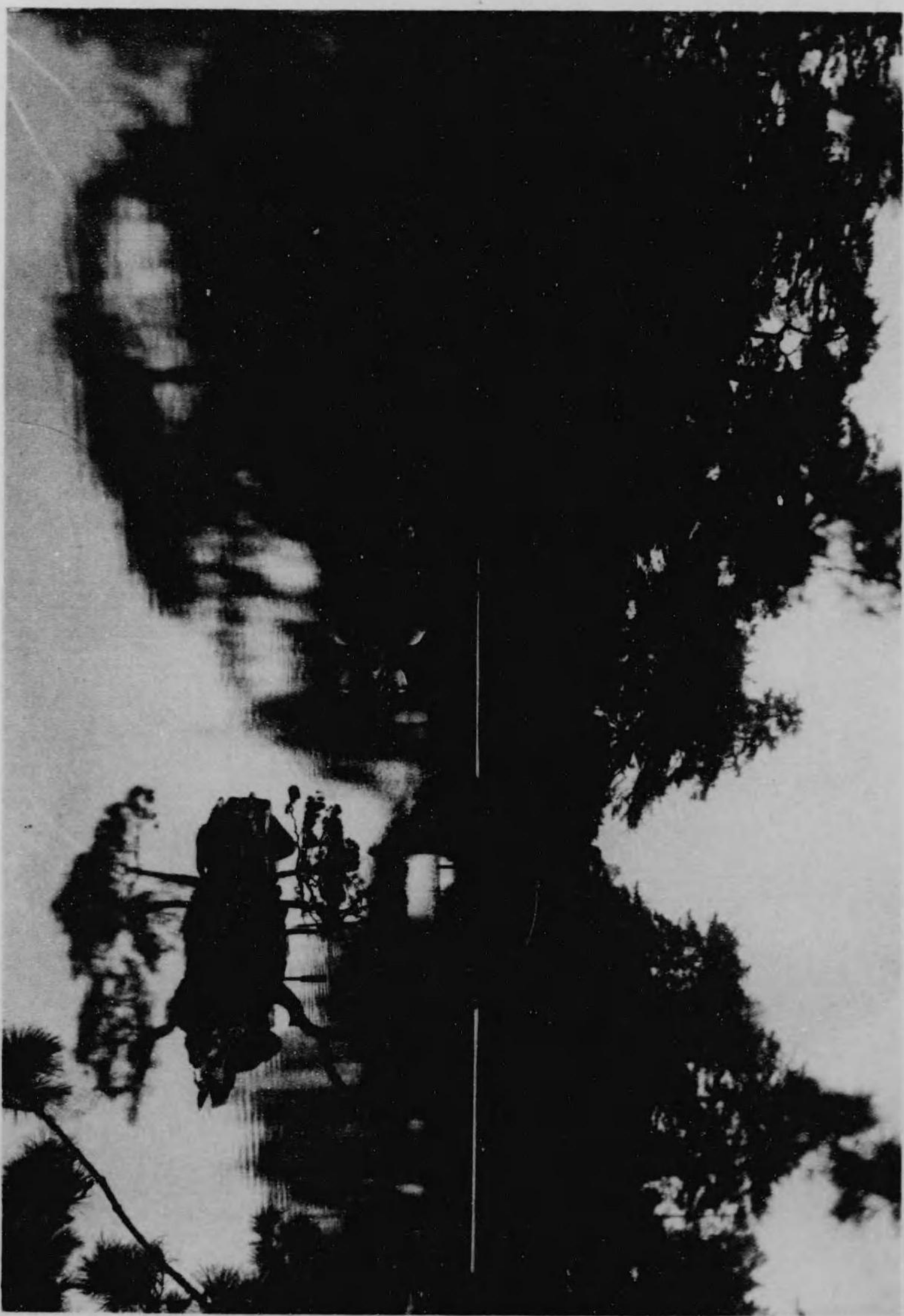
廣島市役所



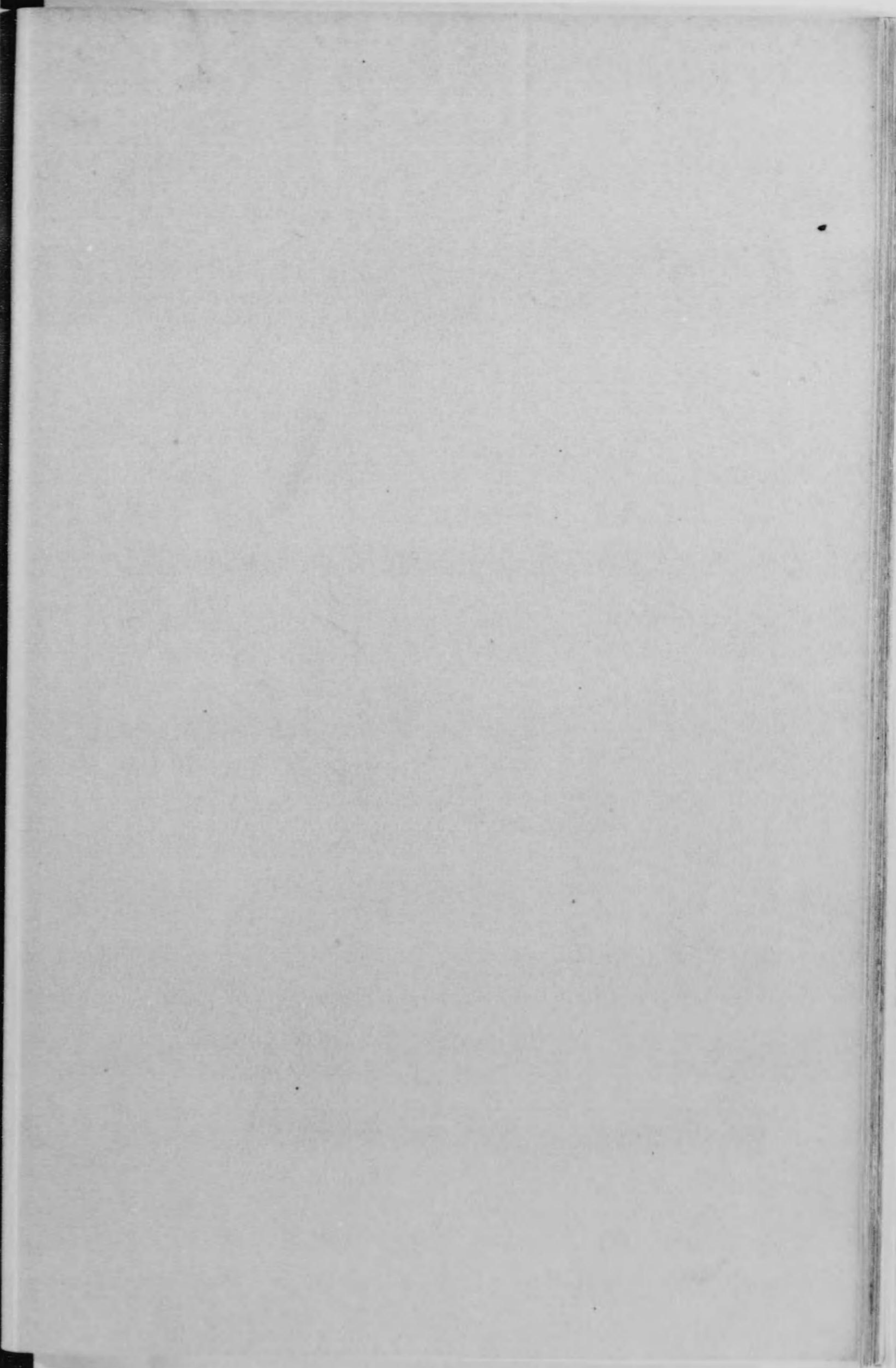
廣島市議會事堂

廣島市上水道源地





園景縮



398-125

廣島市史 第四卷

目次

第五期 明治大正時代

第一紀 廢藩置縣以前……………一

第二紀 廢藩置縣以後……………三四

第一章 行幸啓……………三四

明治十八年の行幸 明治二十七八年の行幸 皇后陛下の行啓 皇太子殿下の行啓

第二章 市區……………四三

目次

第三章 戸口

【参考】廢藩置縣以前の戸口數表……………五四

第四章 行政機關

第一節 市制施行以前……………五八

廢藩置縣 廣島縣職制科目 縣の分合 縣治條例 廣島を第一大區とし四小區に分つ 區用所 大小組合の組織 各區傳達所の設置 各區傳達所を廢して各區出張所を置く 組合法の改定 縣廳の火災 町村總代人の選舉規則 町村總代人 區戸長の職制 縣廳舎の新築 郡區町村編成法の實施 戸長選舉規則 廣島區役所 廣島區長の諭告 戸長選舉規則の改正 區役所の移轉 戸長役場の所轄區域 區役所の移轉 戸長役場區域の改正 戸長の選舉 組合法の廢止 戸長選舉規則の改正 區役所の移轉 廣島區各町村戸長會と同規則 戸長の所轄區域と役場の名稱 戸長役場の廢止 區役所の用掛を置く 郡區役所の處務規程 自治制實施の準備

第二節 市制施行以後……………九八

市町村制の發布 市制の實施 市長選舉 市役所開廳式 市長 助役 收入役 市參事會員 市條例諸規則の公告式 廳内事務の分掌 市長助役收入役の給料 市吏員の給料及定員 水道事務所の開設 消毒所の設置 收入課出張所の設置 市吏員任用規則の制定 市吏員退隱料支給條例 市吏員手當支給規則 廳内事務分掌の改正 廣島市出張所の設置 下水道臨時築造部事務所の設置 字品出張所 廳内事務分掌の改正 市吏員任用規則の改正 町村公共組合 吏員任用規程の改正 町總代の統一 戸籍 市廳舎

第五章 議政機關

第一節 貴族院議員の選舉……………一二〇

第二節 衆議院議員の選舉……………一二五

第三節 區會 市會……………一三三

第六章 土地氣象

第一節	位置境界	一六七
第二節	地勢地質	一六七
第三節	各町の沿革	一六九
第四節	氣象	二〇六
第五節	災異	二一一
第七章 租税		
第一節	國税縣税	二二〇
第二節	市税	二四二
第八章 教育		
第一節	市制施行以前	二七四
第二節	市制施行以後	二九四

第九章 司法及警察

第一節	裁判所	三三三
第二節	刑務所	三三五
第三節	警察	三三七
第四節	消防	三四六

第十章 交通

第一節	道路	三五六
一	國道	三五八
二	縣道	三五九
三	里道	三六〇
第二節	橋梁	三六一
第三節	渡船	三七一

第四節 車輛……………三七三

第五節 鐵道……………三八〇

第六節 電車軌道……………三八三

第七節 通信……………三八四

郵便 小包郵便 電信 電話

第十一章 產業

第一節 商業

一 銀行……………三九〇

二 會社……………三九五

三 取引所……………三九六

四 市場……………三九七

五 貿易……………四〇四

六 保險……………四〇五

七 倉庫……………四〇七

八 商業會議所……………四〇八

九 組合……………四〇九

一〇 物産陳列館并に共進會……………四一四

第二節 工業

廣島電燈株式會社 廣島吳水力株式會社 廣島瓦斯電軌株式會社

綿絲紡績 山繭 蚊帳 染手拭 燐寸 キルク 漆器 清酒 醬油

罐詰 菓子 傘 筆 日本紙 板紙 アスファルト 人造砥石 麥

稗真田 經木真田 紙函 花蒔 皮革類 度量衡器 刻昆布

第三節 農業

附 水産 牧畜……………四四一

農事試驗場 勸業世話掛 農事講習所の開設 勸業委員 田圃虫害

豫防規則の制定 縣立農事試驗場の創設 耕地整理 害蟲驅除豫防

法施行規則の改正 共同苗代設置規則 縣立農事試驗場の移轉 米

穀検査所の設置 灌溉所の設置 農戶數 田畑の面積産額 廣島菜

綿 大胡瓜 葱 蓮根

養蠶

水産 捕魚採藻營業規則の制定 鮎の蕃殖保護 鮭の養育放流
 漁業組合 水産製造物火力乾燥法 水産試験場の創設 水産試験場の
 の廢止 牡蠣 漉海苔 鮎 蒲鉾

牧畜 養禽

第十二章 衛生

第一節 衛生機關……………四六六

第二節 保健……………四七八

一 清潔法及汚物掃除……………四七八

二 屠場……………四八九

三 共葬墓地 附火葬場……………四九二

第三節 防疫 醫事……………四九五

一 傳染病院并避病院 附消毒所……………四九九

二種 痘……………五〇五

三 檢 査……………五〇七

四 病 院……………五一一

五 醫師及賣藥……………五一四

醫師 齒科醫 鍼灸治者 産婆 看護婦 賣藥 藥劑師

第十三章 土木

第一節 宇品築港……………五二三

第二節 上水道の敷設擴張……………五五四

第三節 下水道の敷設……………五五八

第十四章 兵事

第一節 第五師團の沿革 附其參加戰役……………五六五

第二節 日清戰役……………五八九

第三節 戦死將卒……………六三五

第四節 軍事的私設事業……………六七一

帝國在郷軍人会廣島聯合分會 日本赤十字社廣島支部 愛國婦人会
廣島支部

第十五章 救恤

第一節 救濟……………六七九

第二節 感化救濟事業……………六八四

第十六章 褒賞……………六九二

第十七章 史蹟名勝天然記念物……………七一五

附録

廣島市史 第四卷

第五期 明治大正時代

第一紀 廢藩置縣以前

○慶應四年明治元年正月三日、伏見鳥羽の戦争あり、同月七日京都に於て、朝廷より徳川慶喜の叛狀明白に至れるにつき追討を仰出さる、翌日藝藩の御奥小姓御小納戸寺川文之丞、其報書を齎らして、京都を出發し、同月十二日廣島に來着す。

錦旗藝藩に下る

朝廷より徳川慶喜追討を仰出さる

○正月十一日、京都に於て、徳川慶喜叛逆につき、備中國河邊以西に於て備後國福山其他の都て幕領地を追討すべき旨を朝廷より藝藩に命せられ、錦旗二流を賜はる、十三日御目付石川直之進、御用達所御小姓頭御武具奉行同格植田與右衛門後ち乙次郎と改稱す、新組者頭天野半太夫等錦旗を奉じて京都を發し、大阪より船に乘じ、同月二十九日廣島に着し、水主町御屋敷に上陸し、一泊して、翌二十日

大赦令

城に入る、同月二十四日藩兵錦旗を奉じて備後備中の幕領地征討に出陣す、
○正月十五日、朝廷より「今般朝政一新の際、今十五日天皇陛下明治御元服の大禮を行はせられ、仁恤の聖慮を以て、天下無罪の域に遊ばされたきに依り、是れまで有罪容るす可からざる者と雖も、朝敵を除くの外は一切大赦すべき旨」を仰出さる、

西町御奉行の更迭

○二月三日、廣島西町御奉行佐藤源右衛門、大御目付同格御勘定奉行に轉じ、
閏四月十二日薄田又三郎に廣島西町御奉行を命せらる、

神祇官の再興

○三月、朝廷より「此度王政復古、神武創業の始に基かせられ、諸事御一新、祭政一致の制度に復せらるゝにつきては、第一神祇官を再興造立の上、漸次諸祭奠も復興させらるべき儀仰出さる、依て此旨を五畿七道諸國に布告し、往古に立歸り、諸家執奏配下の儀は止められ、普く天下の諸神社、神主、禰宜、祝、神部に至るまで、向後神祇官の附屬に仰渡されしにつき、官位を初め諸事萬端同官に出願すべきやう相心得べき旨」を達示せらる、○大政官より、(一)中古以來某權現、或は午頭天王の類、其外佛名を以て神號に稱する神社少からず、いづれも其神社の由緒を詳細に記載し、早々申出づべし、但勅祭の神社、靈驗、勅額

神佛混淆の禁止

青銅錢一文は
鑿錢六文

藩政更新の令

等ある者は是亦伺出づべく、其上にて御沙汰あるべし、其餘の神社は裁判、鎮臺、領主、支配頭に申出づべし、(二)佛像を以て神體と爲せる神社は以後相改むべし、又本地などと唱へ、佛像を社前へ掛け、鰐口、梵鐘、佛具等の類を置く者は速に之を撤去すべき旨を達せらる、○大政官より、青銅錢は自今一文を以て鑿錢六文に通用すべき旨を達せらる、
○閏四月十二日、朝政一新の令に基つき、藩府より藩政更新の令を發せらる、「古來より建置候御政道も、時勢沿革に隨ひ、是迄にも段々御改革有之候處、近年の形勢に就ては、彌以て御一洗被遊度思召より、既に昨年は御直筆を以て、御懇篤の被仰出も有之、種々御苦慮の折柄、方今於朝廷も、大政御一新之旨は諸藩何れも體認遵奉可致この儀、別紙被仰出候通りに付、此度斷然非常の思召を以て、從來の御家格も事柄に依り一切御廢却、改めて御政體御建替に相成候に付、追々被仰出候儀も可有御座候得共、何分莫大の御物入引續き被爲在、平常御取續きの程も難計、加之師旅外出、倉卒之際、御入費の廉一と形ならず、只様と御疲弊に立至り候場合、故國家御維持富強之御基本相立つ様にこの儀、即今の御急務に候間、先づ冗官贅員より都て無用

不急の繁務雜費を始め、万端御省略、更に簡易の御仕法を被爲建、全御創業之御趣意を以て御更張被遊候思召に付、此旨一同等被心得、銘々暮向は勿論、諸事舊例古格に不泥、弊風汚習を相雪ぎ、且は奉對天朝御一新の御趣意に被爲、傲候思召不省、(此間數字脱カ)重大之御職務飽迄被爲盡候様奉備候は、君上祖先に向ひ、尸素之醜辱を不貽、振起勉勵、只管銘々の職任を擔當省修可仕、且又斯は世態海外之萬國迄も御通信の時に付、形勢時情を洞察通觀いたし、若心付之廉も候は、貴賤の無差別、聊不憚忌諱、其筋々々反覆議論に及び、衆評公論の上、當然の儀は素より御採用、速に可被相行、決而面從包藏致し、退て後言誹謗ケ間敷儀、毛頭有之間敷質朴、審直之風化被相行候様、御沙汰候事、

閏四月十二日

別紙 (朝廷より大政一新の被仰出書)

先般御誓被爲在、御宸翰を以、御布告被仰出候通、朝政御一新の時に膺り、總而簡易質略の思召を以、御國體御更張被爲在度との御事、依ては於諸藩も御趣意奉體認、速に政令を大變革致し、奉安宸襟候様無之ては、不相濟次第、

勿論の事に付、假令慶元以還受封之國法制令たりといへども、當今之時勢に不都合之儀は斷然廢棄し、一新之基本を相立て、朝廷諸藩一致し、全力を盡し候てこそ日新の聖業相達候御事に可有之、然るに朝廷將門之政權を御取返被遊候より、復古と申候へば、朝廷の御事のみと相心得候者も有之哉に相聞、甚以て無謂事に候、抑、各藩朝旨を奉體認、一新之基本を建るは、第一舊習因循を看破し、賢才を擧げ、國政を革るに有之候處、諸藩多くは任撰を主とせず、専ら門閥を以て政柄を爲執候より、隨て舊習難改、姦吏難除の患可有之哉、今般於朝廷も攝録門流も被廢候程の事に候得ば、諸藩に於ても世祿家格を以て政事を專にし、方今事體に不都合有之、或は庸劣其任に不堪向等は、速に廢黜致し、非常の拔擢を以て賢才を登庸し、國政十分に改正致し候て、皇國一體、復古の御趣意を貫徹致候様、御沙汰候事、

右之通被仰出候上は、諸藩速に實効相立可申、若容易に相心得、猶因循有之候向は、品により御取糺可有之、依ては追々諸國巡察使被差向、改正之政績可被聞食候、此旨相心得可申候事、

四月

○五月十八日、藩府職制を改新し、御年寄職執政を廢止して、副總督、參政、四督を新置し、淺野飛驒御家老右近の父隱居に副總督を命じ、石井修理年寄も御に參政制度局督を、櫻井與四郎も御用人に參政郡政局郡局後ち知督を、原新五兵衛も御番頭に參政軍事局督を命じ、菅勘解由二川主税の御年寄を罷めて御寄合に命せらる。翌十九日會計局を城中の元御廣式に構へ、其他各局を漸次に新設し、從來の御用達所を政事堂と改稱して御表新御居間に設置せらる。

今般朝廷御一新之折柄、於御國も御政令御改革被遊、舊來之御年寄役并御用達所御廢止相成り、一國之庶務、四局に分て是を管らしめ、政事堂にて是を總括裁定被遊、全く舉國巨細の事件、淹滯無之様との御趣意候、素より祖宗之御成法御厭被遊候義には無之、舉國之臣民不致疑惑、御趣意可感戴也。

政事堂

總局

一 政事堂

御親裁

副總督

命を奉じ、内外庶務一切の事を裁正す、四局の督皆決を取る。

一 制度局

督

神祇祭祀諸公族市務郊賦、斷獄、寺社條令、外蕃交際各地邸第園闢内宜

禮義教化制度禁令及刑律賞格等の事を督す。

一 知郡局

督

郡中寺社大水、

各郡治民收租水陸運輸驛道役墾田拓地等の事を督す。

一 軍事局

督

失火

海陸軍教練各處衛戍城門關柵警守并諸器械彈藥等の事を督す。

一 會計局

督

營築繕修

秩祿稅倉庫民戶港口諸賦役金穀諸用度の事を督す。

總督 副總督 參政督 顧問 掛り 大目付 側祐筆
右政事堂

一副總督 淺野飛驒

一參政 制度局 石井修理

一參政 軍事局

一參政 郡政局 原 新五兵衛

一參政 會計局 櫻井與四郎

一參政

一參政

一參政

右之通可被相知、猶追而被仰出儀も可有之、

五月十九日

○五月、大政官札を發行せらる、

○六月五日、廣島東町御奉行村越孫六、御勘定奉行に轉じ、寺川文之丞に廣島

大政官札發行
東町御奉行の
更迭

藩府副總督助
以下の任命

應變隊奉行と
新隊奉行

藩府三局督を
廢し掌議を置

坂谷朗廬等の
招聘

東町御奉行を命せらる、

○六月十六日、石井修理參政制に副總督助を、神田金之助御用人並に參政制度局督を、西本清介に參政會計局督を命せらる、

○六月二十一日、藩府に於て應變隊奉行と新隊奉行とを新置せらる。○七月、應變隊奉行神尾尙太郎、隊兵凡二百人を率ゐ、關東表に向ひ出發す、

○七月二十一日、藩府は制度局を廢し、軍事、知郡、會計の三局の督を止め、更に掌議を置き、參政櫻井與四郎、原新兵衛、神田金之助に掌議を命じ、參政西本清介に公務人を命せらる、

○八月二日、藩世子紀伊守、水主町御屋敷に遊ぶ、是時備中國荏原の碩儒坂谷希八郎朗廬に謁を賜ひ、酒饌を賜はる、同月二十五日、希八郎を招聘せんと欲する旨を家臣一統に布告し、十月晦日遂に朗廬を招聘せられ、藩中の者は其教を受け、政教一致の風化を振起せんと欲する旨の親書を副總督淺野忠前名は飛驒に賜ひ、次で一般に其趣旨を布告せらる、

親書

學問は人の人たる道を學び候義に候へば、上下貴賤共日夜修業、忠孝の大

義を不忘却様いたし度事に候、然るに學者或は流俗に泥み、技藝者流同様の事に相成、甚歎敷事に候、依而此度儒者坂谷希八郎を招請し、我等藩中者其教諭を受け、政教一致の風化を起し度候、一統おゐても篤と此意を令體認、勉強講習要領を不取失候様懇望此事に候、

右之趣、何れも可申聞候、 十月 (淺野忠あて)

此頃學問所を擴張し、坂谷希八郎の外に野々口隆正を聘し、山田十竹、岩本元行、末田麗藏、村田良穂等を登用して教授とせらる、十二月九日希八郎を大御目付格として待遇せられ、翌年^{明治二年}四月十九日京都に於て世子の顧問を命せられ、時々政事堂に出仕せしめらる、

賀陽宮

○八月十六日、京都に於て、朝廷より特に藝藩の重臣を召出さる、藩參政蒲生司書參内す、中山前大納言忠能、正親町三條前大納言實愛以上兩卿、德大寺内國事務督實則、越前宰相慶永、宇和島中將宗紀の列座にて、『賀陽宮朝彦親王、前に、中川宮と稱す、、明治三年伏見宮に復籍、同、八年久邇宮と稱せらる』兼て御不審の筋これ有り、參朝を停止せられ、御謹慎中のところ、親王彈正尹の宣旨、二品の位記、并に御養子の資格を召上げられ、藝藩に預けらるゝ旨を仰出さる、之に依りて、藝藩にては蒲生司書を始め警衛

の士卒を御迎として賀陽宮の邸に參せしめ、直ちに同宮に扈從して京都を發し、同月二十二日廣島に着船、翌二十三日眞鍋筋御用屋敷に入らる、賀陽宮の廣島に在ること二年餘、明治三年閏十月特旨に依り伏見宮に復籍せられ、尋で歸京せらる、

即位の大禮

天長節

○八月二十七日、京都に於て、即位の大禮を行はる、
○八月朝廷行政より、『九月二十日は聖上の御誕辰に當り、毎年此日を以て群臣に酬宴を賜ひ、天長節を執行せられ、天下の刑戮を停止し、衆庶と慶福を共にせらるゝ、歡慮なれば、庶民一同嘉節を奉祝すべき旨』を令せらる、九月十八日藩府より『來る九月二十二日聖上御誕辰の嘉節を奉祝するやう朝廷より仰出されしにつぎ、毎年國主祭の如く笹竹、太鼓、臺釣燈を出し、其他の風流がましき儀は用捨仕るべき旨』を達示せらる、

改元

○九月八日朝廷行政より一世一元の制を立て、明治と改元ありし旨を仰出さる、同月今般御即位濟まさせられ、改元仰出されしに就きては、天下の罪人、當九月八日までの犯罪は逆罪、故殺并に犯狀赦され難き者を除くの外は、總て罪一等を減せらるゝ旨を達示せらる、

英國士官フ
ツクモールの
招聘

高齡者の優遇

唐物改

明治大正時代 廢藩置縣以前 (明治元年)

一一

○十月三日、藩府は兵制を改めて英國式とし、三原の洋學所に在りし英國士官フツクモールを廣島に招聘し、水主町海軍操練所に於て英學及練兵を教授することを囑託し、當分の間、郭内八丁馬場元御勘定所に住居せしむ。○十一月朔日、水主町海軍操練所を南講武所と改稱し、翌年正月十七日復た水主町練兵所と改稱せらる。

○十月二十四日、藩主安藝守は養老の朝旨を遵奉し、八十八歳以上の高齡者を調査し、扶持米を給與せらる。其後十一月二十一日、藩世子御泉水下屋敷に於て八十歳以上の高齡者を召し、謁を賜ひ、茶菓を賜はる。

○十一月晦日、從來唐藥端物等の外、舶來物品の仕入方は、唐物改方頭取ども専ら引受け、絹座役所に於て「改め」検査のことを受け、其後ち唐物改方頭取より市中の商人に賣捌き來り、無改の品無検査の品を賣買することは堅く禁止のところに、兎角流れ合ひ、近頃市中の商人ども勝手に仕入れ、無改の品を商事いたすもの往々これ有るやに相聞ゆ、從前の規則に反し、甚以て不埒の事なり、就ては此度當町廣島城下四人田部屋新六、茶屋富之助、八百屋榮三、茶屋爲助の者に仕入れ方引受を申付け、仕入の品は唐物方の「改め」を受けしむる筈につき、其筋商事の者どもは「改め濟み」

日蓮宗寺院の
神佛混淆を禁
止

藩主の襲封

歐洲留學

東町御奉行の
改名

の品を此四人の者より勝手に受賣いたす可し、但和製にても舶來に紛らはしき賣品は四人の者に託し、唐物方の「改め」を受けたる上にて賣買すべき旨を達示す。

○十二月、朝廷行政より日蓮宗寺院に觸示して曰、「王政復古、更始維新の折柄、神佛混淆の像を廢止すべき旨仰出されしところ○第二頁を参照、日蓮宗に於ては從來三拾番神と稱し、皇祖大神を始め奉り、其他の神祇を配祀し、且曼陀羅の内に天照皇大神、八幡大神等の神號を書加へ、剩へ死體に着けしむる經帷子等にも神號を書すること、實に謂れ無き次第につき、總て神祇の稱號を混用せざるやう、屹度相心得べく、是迄の神像は燒却し、又由緒ありて往古より傳來の神像は取調べ、神祇官に伺出づべし」と。

●明治二年正月二十四日、藩主安藝守長病に依り請ひて致仕し、世子紀伊守襲封せらる。八月七日、廣島町中總代として町大年寄廣瀬組、芥河久五兵衛登城し、藩主襲封の賀を述べ、賀錢鳥目五百疋を献ず。

○正月晦日、藩府より田口太郎等に歐洲へ留學を命せらる。

○二月二十日、廣島東町御奉行寺川文之丞、其通稱を廢し、行從ゆきまらと改名す。

明治大正時代 廢藩置縣以前 (明治二年)

一三

高齢者に生涯一人扶持を給はる

○三月二十八日、藩府より士民中にて八十八歳以上の高齢者を調査し、會計局支配足輕佐々木素八郎の曾祖母、同林善太の祖母、森島勝英足輕田部龍之助の祖母、小幡宗七郎家來久六、坂原彌右衛門多門住居榮藏の祖母、眞宗專勝寺の下女ふさの六人に各米壹人扶持を給與せらる。

廣島五組の廢止

○四月廣島町中の五組新町組、中通組、白神組、中島組、廣瀬組の名目を廢止して、東西二組と爲し、町御奉行より令して曰、「今般御一新に就ては、市中は一家の如く、萬端熟和、上下の情實、速に貫通するやう相成りたき折柄、町體是までの仕來りにては、惣て役人ども受町の情態も眩々承知致さざるか、却て他の方面より相洩るゝやうの義往、これ有り、役人ども有名無實にて詮なきことなり、尤も偶、勉勵の役人あるとも、受町限りにて、縦令他町の儀は心付くとも、傍觀の姿よりして、善惡とも壅塞と相成り、彼是即今の御趣意に應じ難く、甚以て不都合の事につき、向後は五組名目を廢止し、左の通り東西二組に改め、壹組に町大年寄二人づゝを附し、并に町年寄受町の儀も廢止し、壹組限り一同引受け、市中一家の如く、萬端熟和に申値ひ、上下の情實、速に貫徹すべきやう、正道簡易に取計ふべし云々」と、六月二十日に至り之を實施し、西部にては廣瀬組、中島組、白神

組の名目を廢止し、其中より鹽屋町、紙屋町を除きて町數三十二町を壹組に定め、廣島町西組と唱へしめ、東部にては中通組、新町組の名目を廢止し、鹽屋町、紙屋町を加へ町數三十二町を以て壹組とし、廣島町東組と稱せしむ、而して東西二組に用場各一箇所を構追て用場新設までは、受組町大年寄の宅に輪番引受け諸事取計はしむとあり町大年寄一人、町年寄筆上同添役を含む四五人、組頭六七人づゝ、交代出勤し、町方に關する一切の事件を協議取計ひ、夜中は町年寄二人、組頭三人づゝ、相詰むること、定め、從來の町大年寄附屬の筆役を廢止し、新設の用場書記の事務は組頭をして専ら之を辨せしめ、小廻り、小使等は肝煎をして之を勤めしむ、又廣島市中の東西とも三十二町づゝ、壹組となりたれば、向後組内一統疾病難澁等は相互に扶助し、組内の善惡ともに心付き、見聞次第潜匿せず、用場に申出づべく、用場の諸入費は町方大割銀を以て支辨すべき旨を町中一統に觸示す、今般御一新に付ては、市中一家の如く、萬端熟和、上下之情實、速に貫通いたし候様相成度折柄、町體是迄の仕來にては、惣て役人共、受町之情態も眩々承知不致歟、却而他向より相洩候様之儀、儘有之、役人共眞の備而已にて、有名無實、無詮事に候、尤偶、勉勵之役人にては、受町限りにて、他町の儀は心付

候共、傍觀之姿よりして、善惡とも壅塞と相成、彼是即今の御趣意に難應、甚以不都合の事に付、向後は五組名目御廢止、左之通り東西に御改め、壹組へ町大年寄貳人づゝ御附、并に町年寄受町之儀も廢止、壹組限り一同引受、市中一家の如く、萬端熟和申値、上下の情實速に貫通いたし候様、正道簡易に取計せ候筈に候事、

廣瀬
一 中島 組之名目廢止
白神

紙屋町鹽屋町を除、町數三十二町壹組に相定、廣島町西組と唱候事、
一新町中通組之名目廢止、紙屋町打込町數三十二町壹組に相定、廣島町東組と唱候事、

一東西二組へ用場一ヶ所づゝ相構置、日々受組町大年寄共壹人、町年寄共筆上同添役打込四五人、組頭六七人づゝ、順番出勤、町儀に掛り候儀は諸事申談、取計ひ候筈に付、町中諸願等は一應其受町筆頭組頭へ申出之上は、銘々勝手次第、晝九ツ時迄に右用場へ持參可差出候、尤不時

差掛る申出等は右刻限に不拘、勝手に可差出、夜中は町年寄貳人、組頭三人づゝ詰切り受取候筈候事、

但、願書等、宛所は町年寄役名宛之事、

一唯今迄町大年寄に附屬之筆役は廢止、用場書記等之儀は組頭共専ら相勤候筈之事、

但、小廻り小使等は肝煎共相勤候筈之事、

一右之通り御改め、東西とも三十二町づゝ、町の内は壹組合相成候付、向後組内一統疾病難澁等は相互に扶助いたし、組内之善惡共心付見聞次第不隱置用場へ可申出候事、

一用場諸入費は町方大割銀拂之筈に候事、

右之趣、町中一統爲心得不洩様可相觸候、

以上

四月

○付紙

本文之通り候得共、用場出來迄は先づ受組町大年寄宅へ輪番引受諸事

取計候筈に候事、

(保田氏
日録)

廣島町大年寄
白神組新町
組の更迭

○五月朔日、廣島町大年寄白神組沼田三郎右衛門、新町組岩室喜右衛門とも
に老齡に達し、職務に堪へ難きを以て、請ひて其職を辭す、同日廣島町大年寄
廣瀬組 芥河久五兵衛をして白神組支配を兼務せしめ、白神組一町目桑原儀
三郎に廣島町大年寄新町組支配を命ず、

醫師書工諸職
人の位階及國
名受領廢止

○五月、朝廷より「醫師、書工、諸職人等の位階及國名受領の儀は、仁和寺、大覺寺、
勸修寺より許可し來りしところ、向後これを廢止せられ、且從來許可し置き
しものも總て停止せらるべき旨」を令せらる、

西町御奉行の
更迭

○六月五日、廣島西町御奉行薄田又三郎、御廣式重役に轉じ、七月七日平山靖
彦に西町御奉行を命せらる、

藩主廣島藩知
事に任ぜらる

○六月十七日、藩主安藝守長廣島藩知事に任ぜらる、

商法會所の創
設と振替の
開始

○六月十八日、藩府は、領内融通の爲め、手廣く諸雜品の販賣を行はんと圖り、
當地本川木綿方御場所并に大阪表に於て「商法會所」なるものを創設し、振
爲替を開始せり、其趣法書は左の如し、

御國內融通のため、諸雜物手廣に商法被行度御趣意につき、此度御城下本

川木綿方御場所并に大阪表へ商法會所御構へ、別紙趣法書之通り、此度御
手始め速に御取引被下候間、郡町之者ども無心置、銘々商法會所へ願出候
様にどの儀に付、此旨町中へ可申聞候、

六月十八日

五組

一本川商法會所において、金子預切手を以、諸品御買入并に爲替貸付候、尤
事柄に寄候ては、正金も貸付候事、

(附紙) 本文取引方の義は、毎月十度づゝ、大阪相場書取入、爲替等取斗
ひ候事、

但、利息壹歩之定にて六十日限り、尤大阪會所にて品物賣拂之節、若直
段通りに不至、損失に相成難、取引尙又六十日延之儀、荷主共より歎出
候得は、同所にて銀主方へ爲替振候に付、壹歩貳朱に改候事、

一大阪へ積付候品、同所商法會所において、銘々思込之通り、相對商法可致、
尤爲替取引之儀は、品物賣拂候其場にて、元利差引餘金有之候は、可相
渡候事、

一 商法會所預切手、大阪會所へ差出候はゞ、直に銀主方へ申付、正金引替可遣候事、

一 御領分并他所爲替共、正金本川御場所へ差出候はゞ、預り切手引替相渡し、大阪において振爲替取斗ひ可遣候事、

一 御他所たり共、引合之品は御城下并御手洗尾道港においても取引いたし候事、

一 商法會所預り切手、左之通取分出候事、

壹朱札 壹歩札 壹兩札 參兩札 五兩札

右之通に候得共、尙細々之儀は本川御場所へ罷出、承合可申候事、

廣島五組廢止令の實施

○六月二十日、新町組、中通組、白神組、中島組、廣瀬組の五組を廢止して、東組、西組の二組と爲し、廣島町大年寄廣瀬組支配兼白神組支配 芥河久五兵衛、舊廣島町大年寄新町支 桑原儀三郎の兩名に東組支配を命じて、岩室喜八郎を同見習と爲し、又舊廣島町大年寄中島組支配 藤井和七郎、同中通組支配 尼子英次郎の兩名に西組支配を命じ、三原屋善四郎を同見習と爲す、

竹が鼻徒罪場の創設

○六月晦日、『從來罪科の者は、輕重に従ひ、城下并に郡村追放及御領分追拂

に處せられしところ、渠輩其職業を失ひ、往々諸種の惡事を働き、遂に改悛の見込なきもの少からず、不愆の至りにつき、以後追拂の刑を廢止し、藩府は竹が鼻に徒罪場を設け、犯罪の輕重に依り、年數を定めて之を拘留し、而して徒罪中謹慎、先非を悔ひ、心行を改むるものあらば、滿期の上、郷里に歸住を免許する旨』を令せらる、

學規の頒賜

○七月七日、藩知事淺野長勳より獎學の爲め、學規に跋文を加へて印刷し、七夕賀禮の後、城中大廣間に於て諸士の輩に之を頒ち賜ひ、同月九日御醫師格以下御歩行組までの者に大廣間に於て之を頒ち賜はる、

高齢者に生涯一人扶持を給はる

○七月十日、藩士湯川正就の多門住居吉五郎の母、東愛宕町茶屋和助の母、西地方町升屋八重の借家住居幸松の祖父甚藏、猿猴橋町吉田屋八藏の借家住居兵五郎の母、五町目木屋みねの母、高齢に達せるにつき、藩府より生涯一人扶持を給はる、

比治山墓地并牛田山墓地の創設

○八月四日、藩府より本葬地を比治山并に牛田山に各一箇所創設し、觸書を發して曰、(一)此度皇國の典を以て、本葬地を比治山并に牛田山所内にて各壹箇所づゝ創設せられしにつき、本葬式を營みたき輩は其段申出づ可し、(二)同

所に埋葬之儀は、地所を上中下の三等に分てるが故に、埋葬の節は横山堅磐へ案内の上、其差圖を受けて取計ふべし、但豫め場所を定めて取り置くことは決して相成らず、并に祝又は穴堀所へ謝禮を遣すとも過分たるべからず、(三)是迄寺院の外、私に山野に於て埋葬する輩もこれあるやに相聞ゆるも、以來は右御定め場所の外は一切相成らずと、次で十一日「皇國の風儀を守り、銘々の歴代を初め神祭執行の輩これ有ることも、葬送の儀に至りては、佛寺へ相委ぬる外これなく、不都合の儀につき、此度古典を以て一同本葬地を創設に相成りしと雖も、中には神祭の辨へもなく、只一時の氣風に馳せ、神祭に改めし故を以て、諸寺院を甚だ粗略に取扱ふ輩もこれ有るやに相聞ゆ、以の外の事なり、第一祖先以來の埋葬地なれば、銘々に於ても分に應じ相當の附屬等もこれ有りたく、以後心得違ひなきやう致すべしと、仰出されし旨」を觸示さる。

廣島町御奉行の職を廢して市尹を置く

饑饉救済の爲め献金

○八月二十四日廣島町御奉行の職名を廢し、廣島西町御奉行平山靖彦に市尹を命ぜらる。

○九月十一日、京橋町保田八十吉、饑饉救済の爲め金札百貳拾兩を藩府に献

三原屋菊酒献上の廢止

す、

○十一月十五日、市政局幹事より、「今度三原屋三郎右衛門其家業を嫡子善四郎に譲りしにつき、従前の如く酒御用を仰付けられたき旨を藩廳に申出で、其許可を得たる由」を達し、又近年三原酒献上の儀も相止み、今般の藩政改革に依り、従前歴代藩主よりの酒造米代給與の例を廢止せらるべきところ、斯くては同家忽ち難澁に及ぶべきにつき、格別を以て當分の間、米五十俵を給與せらるべき事を善四郎に申渡し、毎歳新酒菊酒献上の恒例を廢止せらる。

應變隊新整組神機隊の論功行賞

○十一月十六日、藩廳に於て、先般朝敵追討の節、出征せし應變隊を初め、子弟の輩、并に新整組及神機隊の惣司二川武憲元御寄合、現一等隊長、寺西通元御用人、現一等隊士、隊長以下兵卒、夫卒、御小人に至るまでに論功行賞あり。

國恩寸志銀献納者に賞與

○十二月五日、去寅年慶應二年、御國恩寸志として献金せし廣島町中、有志の者に藩知事より鳥目若干づゝを賞與せらる。

楮苗栽植の奨励

○明治三年二月二十四日、藩廳より「藩中屋敷の空地に楮苗栽植を奨励し、御紙藏より苗木を渡し、成長の上は之を刈取り、木楮のまゝ御紙藏に買上ぐる

藩廳
酒濁酒醬油

旨を觸示さる。

○二月、太政官より『府藩縣の公廨を總て何府何藩何縣廳と稱すべき旨を布達せらる。○同月、民部省より『酒濁酒醬油醸造に關する全國一般の規則を制定し、觸書を發して云く、『今般國內一途の法則を左の通り確定せられ、自今無鑑札にて製造一切停止の旨仰付らる。就ては府藩縣に於て管轄所造高井に人名とも早々取調べ、來る六月限り通商司に申出づべく、尙亦冥加上納の義は例年十一月限り國司に相納むべし。』(一)酒造株鑑札冥加高百石につき金拾兩づゝ上納すべし、(二)同斷年々冥加高百石につき金拾兩づゝ上納すべし、(三)濁酒造鑑札冥加高百石につき金拾兩づゝ上納し、(四)同斷年々冥加高百石につき金七兩づゝ上納すべし、(五)醬油造鑑札冥加高百石につき金拾兩づゝ上納し、(六)同斷年々冥加高百石につき金參兩づゝ上納すべし』と○同月、大阪民部省より達示して云く、『畿内南海山陰山陽西海道參拾八箇國の酒造并に濁酒造醬油造とも、大阪通商司より新規に鑑札相渡すべきに依り、其段申出づべし、自然從前の通り相心得、無鑑札にて酒造するものあらば、隱造と同一に處斷し、罪科に問はる可し』と○三月十六日、藩府より觸示して云く、『酒

造濁酒造醬油造とも、株鑑札渡方并に冥加上納等の義につき、別紙の通り民部省より達示これある趣につき、御觸面の通り篤と相心得、酒造家人名并に造高下地鑑札とも早々取約め、市政局に差出すべし、醬油醸造者に於ては、是迄株方これ無くとも、從來醸造の醬油屋どもへ新規鑑札相渡す筈につき、是亦人名取約め差出すべし、但冥加金上納方の義は、例年十月限り市政局に差出すべし』と、

○四月二十五日、藩廳より、『士族の輩、明治二年正月十三日の藩令以來、一同實名を用ゐ來りしが、通稱に復すべき旨』を達せらる。

○八月八日、市政本局を市政局當用方と改稱す、

○八月十八日、藩廳に於て講武所内の槍術場を廢止せらる、

○八月二十六日、藩廳に於て、學問所を元家老淺野忠英の屋敷今陸軍地方幼年學校の在るこゝに移し、修道館と改稱し、同月二十八日、聖位をこゝに遷す、是より後、毎月八

の日を以て同館講釋定日と爲し、藩知事の臨場せらるゝを例とす、九月二十一日、皇學所を修道館に合併せられ、十二月日欠、洋學醫學寮を假に修道館に設け、西洋醫學を研究終行せしめらる。○翌年明治四年正月二十四日、士族以下郡

士族の輩通稱に復す

市政本局を市政局當用方と改稱

槍術場の廢止

藩學問所の移轉

修道館と改稱

修道館の廢止

中町新開の者にて、皇漢洋醫學を修業したき者は、修道館に於て學力試験の上許可せらるゝ事となりしが、九月八日に至り此試験法を廢止せられ、廢藩置縣の後、縣廳より十月十三日を以て、學制改革につき、追て一定の規則を仰出さるゝまで、當縣に於ても修道館四學皇學、漢學、洋學、醫學とも休業し、生徒は各自其師に従ひ勤學す可き旨を令せらる。

平民に苗字を許さる

○九月平民に苗字を稱するを許さる。

末田道麿歿す

○十一月七日、皇學家末田道麿歿す、道麿の名は種守、通稱は麗藏、後ち道麿と稱す、稻麿の子なり、皇典に通じ、和歌を善くし、別に家を成し、書肆を業とす、明治初年本藩謁見以上の格に登庸せられ、皇學の教授となれり、此に至りて歿す、比治山墓地に葬る。

藩知事の東京

○十一月十九日、藩知事淺野長勳、天機奉伺の爲め發駕、宇品より日吉丸に搭して上京せらる。

市務御役所の移轉

○十二月二十日、市務御役所を藩廳内元郡政局に移さる。

六呂堂土方

○是年、俳諧師六呂堂初世土方歿す、享年七十、三川町圓隆寺に葬る、土方の屋號は三笠屋、通稱は平祐、六呂堂は其俳壇の號、土方は其號なり、飯田篤老の門よ

徒刑囚と半頭前面剃髮片眉

り出で、蕉風俳諧を善くす。

●明治四年二月二十四日、藩廳より「徒刑の囚人は半頭前面を剃髮し、眉は片眉となせるが故に、脱走のもの見當らば、即刻捕縛して監察係に申出づべし、萬一隱匿或は止宿せしむる者あらば、屹度罪科に處せらるべき旨」を達せらる。

櫛苗栽植の奨勵

○四月十三日、藩廳より「此度大に地力を盡し生産を開くべき趣意に基づき、先づ藩廳内を始め、諸處の閑地に櫛苗を栽え、城郭の土居河堤等にも漸次に栽む繼ぎ、又士族屋敷、御貸家、御多門の帖付樹木の内、楠樹を残し、其他は悉皆營繕方に於て伐り拂はしめ、屋敷裏或は門前等、總て抱む地の近傍空地に櫛苗を植付けしめ、其生實は毎歲買上ぐべき旨」を觸示さる。

篤行者に賞賜

○五月晦日、御銀方御扶持人永代銀札元次、生涯、涯町大年寄格本田保右衛門、去已年凶荒につき、救濟の爲め金二百五十兩を献じ、奇特の至につき、生涯町大年寄同格を命せらる。○同日、去已年凶荒につき、救濟の爲め、御銀方御扶持人永代銀札元次、生涯、涯町大年寄同格、永代町大年寄格、帶刀御免保田八十吉は米拾貳石を、御銀方御扶持人町大年寄同格、永代町大年寄格、帶刀御免岩室喜八郎は米拾石を、御銀方御扶持人永代銀札元次、生涯、涯町大年寄次、帶刀御免松浦靜次郎は銀三拾貫目を献じ、奇特

全國戶籍調査

の至につき、軸物一幅づゝを賜はる、
○五月、全國戶籍調査規則三十三箇條を發布せられ、明年二月より五月までの間に調査せしめらる、

笠坊松巢歿す

○六月十五日、笠坊松巢歿す、享年六十五、下流川町常林寺墓域に葬る、松巢の名は範嚴、字は雄卿、松巢は其號なり、通稱は立岱、俊司と改む、藩醫惠美氏より出で、笠坊敏行の嗣と爲り、家業を承け、藩の侍醫たり、明治二年版籍奉還の後、藩校の漢學科教授と爲る、餘技篆刻に長せり、

切支丹宗門改の廢止

○六月二十九日、藩廳より、『切支丹宗門改の儀は、從來藩士平民とも、且那寺宗旨を以て相改め來りしところ、一昨年來復古の典を仰出されし趣もあり、皇國の典を以て神葬祭を行ふ者あるが故に、右等の向は寺院の手を離れ、以後宗旨書を差出すに及ばず、毎年七月中銘々受引頭支配に届出づべき旨』を觸示さる、○十月、大政官より、『戶籍法改正に依り、従前の宗門人別帖を廢止せられしにつき、自今差出すに及ばざる旨』を令せらる、

藩廳の訓諭

○六月、藩廳より一般人民に訓示して曰、時勢の沿革は、一統承知の如く、往昔郡縣の時は兵農一なり、天下に事あれば兵を農より取り、事無ければ之を農

に復せしむ、武家政權を執て、田祿を世襲し、自ら封建の形を成し、兵農終に分る、今や文明開化、萬國と對立の時に膺り、版籍奉還、王政復古、封建變して郡縣に復し、世祿の故態を去り、兵農を一にして、海内の出納も亦一途に歸し、根本の富強を賛成すれば、皇國終に世界に雄飛すべし、海内の形勢全く斯の如くなれば、兼て此旨趣を篤く心得、逸居素餐は天理に對し、恐懼すべきの至なれば、世祿の舊習に拘泥せず、勉めて功力に食むの覺悟、屹度これ有りたき事なりと、

廢藩置縣

○七月十四日、東京に於て、廢藩置縣の詔書を發せらる、

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セバ、宜ク名實相副ヒ、政令一ニ歸セシムベシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ノ議ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命ジ、各其職ヲ奉ゼシム、然ルニ數百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保全シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ、縣ト爲ス、是務テ冗ヲ去リ、簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメントス、汝群臣、其レ朕ガ意ヲ體セヨ、

是に依て、政府より廣島藩を廢して廣島縣と改め、藩知事の官を廢し、大參事以下は追て御沙汰あるまでは従前の如く事務を取扱ふべき旨を達示せらる。

〔附記〕

大少參事の免官

○七月十九日、廣島藩少參事伴資健、權少參事石川忠夫ともに本官を免せられ、九月二十七日、權大參事西村正倫願に依り本官を免せられ、十月十五日、大參事石井辰作本官を免せられ、同月二十日、大參事神田金一郎本官を免せられ、同月二十四日、權大參事谷口眞卿、少參事寺川毅作、同奥田珍造、權少參事武井準一郎、同中井收作、同周參見、勇記本官を免せらる。

百姓一揆

○八月四日、前々藩主淺野長訓、同夫人東京に住居せんと欲し、竹之丸御屋敷を發駕して門外に出でらる。市郡の民心動搖し、多數群集して道路を梗塞し、哀訴して上京を抑留す。是に依り終に發途を延期せらる。是時無賴の惡徒、群集中に加はり、市中を剽掠し、民家を火く、其勢猖獗なり。依て官兵を出して之を鎮定す。死者二十五、傷者六。市郡家屋の毀焚百七十三。世に之を「百姓一揆の騒動」と云ふ。

大參事の任命

○八月十五日、從六位河野敏鎌、廣島縣大參事に任せらる。

大參事の免官

○八月二十三日、廣島縣大參事河野敏鎌、本官を免せらる。

散髮脱刀令

○八月二十五日、大政官より、「散髮制服略服脱刀」とも自今勝手たるべし、但禮服用の輩は帶刀すべき旨」を達示せらる。

大參事心得河野敏鎌の來廣

○九月十五日、大藏省六等出仕從六位河野敏鎌、大參事の心得を以て本縣に出張を命せられ、同月二十五日、廣島に來着す。

劍道師範細鐵腸齋

○九月二十一日、舊藩劍道師範細鐵腸齋歿す。享年五十二。藥研堀禪昌寺に葬る。鐵腸齋の名は致義、通稱は源九郎。後ち六郎と改め、晩年更に彌左衛門と改む。吞空の子なり。幼にして膽略あり。父に従ひ劍法を學び、長じて四方に游歴し、以て江戸に至り、齋藤彌九郎の門に入り、日夜練磨して其精を極む。歸後門人益進み、大に道場を増築す。侍士に進められ、藩の師範と爲る。是に至りて病歿す。

廣島にて祝砲の始

○九月二十二日、天長節につき、松原講武所と宇品沖の豊安艦とより午前八時祝砲を發す。是れ廣島に於ける祝砲發射の始なり。

藩札の引換

○九月二十三日、縣廳よりの達示に曰、藩札の價位は從來一藩の規定もあり

前藩主夫人の
東上

廣島にて新聞
紙の始

しどころ、今度廢藩につき、七月十四日の普通相場を以て追て引換相成るべく、又同日所々取引相場平均以後金壹兩につき貳百拾六匁壹歩につき五十四匁、二朱につき二十七匁に改定せられしにつき、心得違ひ無きやう取引致すべしと、

○九月二十九日、前藩主の夫人綱姫、東京住居の爲め三之丸御屋敷を出興し、水主町大雁木にて乗艇、宇品より汽船に搭して東上せらる、

○九月、縣廢より「内外の新聞中、其要を摘みて活版に附し、壹丁目筋今の大手町一丁目靜眞堂にて賣弘め方を命じ、官民の別なく購求閱覽するを得せしむる旨」を令し、十二月十五日に至り、日注雜記第一號を發刊す、是れ本市に於ける新聞紙發行の始なり、其編輯所は城内三之丸なる縣廳内に設け、新聞局と稱し、記事は判任以上の吏員の進退、市郡の瑣話、學藝の進歩、器械の巧拙、交易の盛衰、豐作の豊凶、物價の高低、山林田畠家屋舟車金銀書籍藥劑諸物品の賣買貸借遺失物拾得物、迷兒棄兒等を報知し、其他汎く内外の奇聞異報、人目に新たなる事件を載せ、毎月十五日一回發刊し、管内各町村に一冊づゝ、無代頒布して順覽せしめ、又大手町一丁目東側今の警署前西洋小間物商靜眞堂より賣弘めしむ、定價一冊一匁三分、廣告料十字につき銀十匁なり、其體裁雜誌の形を爲し、半

前々藩主の東
上

廣島の戸口

紙十三四枚を綴り、表紙の中央には「日注雜記第一號」右側に「明治辛未十二月」と記し、左側に「廣島新聞」と四角の印を捺せり、本文の活字は布達類印刷用の木版活字を用ゐ、漢字の外は悉皆片假名なり、紙上に發行者編輯人印刷人も記せざれど、一説に山田十竹の編輯にして、木原章六・安藤五郎・小鷹狩千之丞等これを補助し、印刷所は舊藩家老淺野右近の邸址今の陸軍地方幼年學校のこころにありしと云へり、翌年正月第二號を發行せり、

○十月九日、前々藩主淺野長訓、東京住居の爲め、泰榮院・壽操院・懋績院・懋昭同夫人・從五位長厚同夫人小兒と共に竹之丸御屋敷を發し、宇品より乗船、東上せらる、

○是年春、戸口調査あり、廣島の戸數一萬七千六百七十二、人口七萬二千七百五十一あり、

第二紀 廢藩置縣以後

第一章 行 幸 啓

明治十八年の
行幸

明治十八年八月一日、明治天皇廣島に行幸あらせらる。是より先き山口、廣島、岡山三縣下へ御巡幸を仰出され、七月二十六日東京御發轅、横濱にて御乗船、神戸及伊豫國下難波沖に御泊、二十九日三田尻に御着船ありて、山口に御駐輦あらせられ、三十一日三田尻を御發船、七月三十一日嚴島に御着船あらせらる。陛下は御上陸の後、御徒歩にて大聖院に着御あらせられたり、此夜、島民煙火を揚げて天覽に供へたてまつる。當日嚴島小學校生徒は嚴島社前に、各官吏は御上陸場に奉迎せり、其奉迎員は廣島鎮臺司令官陸軍中將野津道貫、廣島控訴裁判所長判事松岡康毅、同檢事長楠正位、始審裁判所長波多野敬直、檢事正奥宮正治、廣島縣令千田貞曉、岡山縣令千阪高雅、廣島縣大書記官平山靖彦、警部長藤崎洪秀、收稅長鈴木得之、廣島區長栗原幹、嚴島神社宮司淺野忠、其他縣屬二十名、佐伯郡長並に書記等八名、同戸長六名なり。○八月一日、午後

一時、嚴島行在所大聖院御發轅、嚴島神社に御參拜の後、端艇に召させられ、佐伯郡地御前村字阿品に御着、御上陸ありて、午後五時十分廣島行在所偕行社へ御着輦あらせらる。御道筋の村民、學校生徒等の敬肅に奉迎せるもの、列を爲して堵の如し、此日廣島鎮臺の陸兵、出で、途中に奉迎し、又行在所の門前なる練兵場には、諸軍隊整列して奉迎し、御着輦と同時に百一發の皇禮砲を發し、夜に入りては、煙火を揚げて天覽に供したてまつる。然るに同夜九時を過ぐる頃、煙火の熾炎、飛びて行在所の西北なる旅團假本部を炎燒し、警鐘四方に起りて、一時は市中も騷擾せしが、幸に微風もなく、頃刻にして鎮火せり。○翌二日には午前七時三十分行在所御出門、練兵場にて觀兵式を行はせられ、畢りて舊城内なる鎮臺に御臨幸、將校に拜謁を賜ひ、御少憩の後、練兵場にて陸軍の假設對抗演習を御覽あり、又午後行在所の庭上にて、同進社員の劍術及鎮臺兵の銃鎗術を御覽あらせ玉ふ。○三日には午前七時三十分行在所御出門、縣廳に臨御ありて、各課を御巡覽、夫より廣島控訴裁判所、師範學校、中學校、始審裁判所に臨ませられ、御歸途、陸軍將校の競馬を御覽ありて、午前十一時三十二分還御あらせ玉ふ。當日午後三時二品親王、北白川宮を御名代とし

て、醫學校・病院・農學校へ差遣せられたり○四日には正午行在所を御出門あらせられ、還幸の御途に就き玉ふ、陸軍砲兵の皇禮砲を放つこと百一發、御道筋には鎮臺兵・諸學校生徒等整列して奉送し、市民及遠近郡國の衆庶も亦た雲集して、儀仗の盛美を敬肅に拜せり、斯くて宇品港に御着輦の後、御乗船横濱丸船汽に移らせられ、午後一時を以て御發船あらせらる、此際庶民小艇に乗じて奉送する者海上幾千艘なるを知らず、午後二時十五分安藝郡吳灣の地形を御覽あらせられ、四時五十八分倉橋島南濱倉橋村沖に御寄泊あらせらる、島民より海魚並に煙火を天覽に供し、戸毎に國旗球燈を掲げて、御寄泊の光榮を奉祝す、黄昏に及びて、侍從西四辻公業侍從試補廣幡忠朝を差遣され、島内の狀況を視察せしめらる、かくて翌五日午前五時御發船、岡山縣に向はせ玉ふ、

明治廿七八年
の行幸
大森進轉

明治二十七年夏明治天皇清國に對し戰を宣せられ、同年九月十五日を以て大森を本市に進め給ひ、舊城内第五師團司令部に大本營を置かせらる、此日廣島停車場には日章を染め抜きたる幔幕を張り、正面の出入口には大緑門を建て、御通輦の沿道には大國旗を交叉し、無數の球燈を其間に聯ね、毎戸國

旗及提燈を掲げて、奉迎の赤誠を表す、舊藩主侯爵淺野長勳、本縣知事鍋島幹市長、伴資健、在廣文武百官、縣市名譽職員等は停車場に奉迎し、沿道には陸軍儀仗兵及各學校生徒等整列して奉迎せり、當日供奉の諸官は有栖川參謀總長宮を始め奉り、大山陸軍大臣、西郷海軍大臣、土方宮内大臣、以下二百三十餘名なり、十六日陛下は大本營に於て供奉の各大臣に酒饌を賜ひ、在廣勅任官、吳鎮守府司令長官及陸海軍將校に調を賜ふ、此日在韓野津第五師團長(道貫)は平壤の陷落を大本營に報ず、市民狂喜して、戰捷の祝意を表す、十七日有栖川參謀總長宮、梨本宮を召させられ、陸海軍兩大臣、德大寺侍從長(實則)其他に御陪食を仰付けらる、蓋し平壤陷落を祝はせ給へるなり、二十日伴市長、其他縣市名譽職員等の發起に係る戰捷大祝宴會を水主町與樂園内に開く、在廣官民の來會せるもの無慮二千五百餘名に達せり、十月二日吳軍港に行幸、即日還御あらせらる、五日本市を臨戰地境と定め、戒嚴令を布かる、十五日臨時帝國議會を本市に召集せられ、十八日陛下西練兵場内假議事堂に親臨して、開院式を行はせられ、優渥なる勅語を賜はる、斯くて貴衆兩院議員は、聖旨を奉體して、曠古罕觀の宏謨を翼賛せんことを期し、臨時費一億五千萬圓の豫

算案、其他の原案を満場一致にて可決し、又頌徳上奏案及遠征軍隊の戦功表彰決議案を全員一致にて議決す、二十二日閉院式を行はれ、泉邸に於て兩院議員及兩院高等官に酒饌を賜はる、十一月二日大本營を始め廣島、吳兩市及江田島在留の文武高等官、一同發起して、征清陸海軍戦捷大祝宴會を假議事堂に開き、畏くも陛下の臨御を仰ぎ奉る、此日陛下は午後二時大本營を御出門、鹵簿肅々、議院に御着、御便殿に入らせらる、や、各親王各大臣等に謁を賜ひ、御休憩の後、寺内陸軍少將の奉導にて、各親王を隨へ、構内に設けたる軍隊及海軍兵學校生徒の手に成れる數多の造物、並に兵學校生徒及軍樂隊の訓練演技等を御覽あらせられ、更に衆議院内に設けたる撃劍場の玉座に出御、近縣より選出せる劍客の試合を天覽の後、貴族院に於ける宴會場に臨御あらせらる、酒盃は有栖川參謀總長宮の御筆にて「宣揚國光」の四字を金色にて染付けたるものなり、宴開かる、や、和氣靄々、驩聲洋洋々、數回の餘興亦御興を添ふ、宴終りて立御の際、伊藤内閣總理大臣の發聲にて、各員陛下の萬歳を三唱す、陛下は更に衆議院の玉座に出御、能狂言數番を御覽あらせられ、御休憩の後、嚙曉たる奏樂聲裡に還幸あらせられたり、

十一月三日天長節、文武百官大本營に參賀す、市内奉祝の景況甚だ盛なりき、此日午後四時、假議事堂に於て、在廣奏任官に酒饌を賜はる、廣島市長伴資健亦其の光榮に浴す、六日陛下泉邸に行幸あらせらる、明治二十八年一月三十一日、清國媾和使節張蔭桓、邵友濂等の一行三十餘人來廣し、河原町洗心樓、眞菰春和園に分宿す、我が全權辦理大臣伊藤博文、陸奥宗光は、媾和談判所なる廣島縣廳樓上に於て、張、邵兩使と會見したるに、兩使の權限は大事を決するに缺くる所あるを以て、會商を拒絶せり、次で直隸總督内閣大學士李鴻章は、欽差頭等全權大臣として馬關に來着し、彼我全權大臣數回の會商を重ね、四月十七日に至りて、媾和條約の締結成る、同月二十一日、平和克復に關して詔勅を下し給ひ、二十七日を以て大本營を京都に移し、午前七時御出門、文武百官を隨へさせ、龍顏麗はしく還幸あらせらる、此日市内官民奉送の盛なること奉迎の時と同じ、叡聖文武なる明治天皇は、明治十八年八月一日一たび本市に行幸あらせられたりと雖も、斯くの如く蹕を駐め給ひしこと二百二十有餘日、狹隘なる大本營内に御起居ましまして、海陸の戎事、軍國各般の政務を親裁し、宵衣肝食の勞を執らせ給ひ、本市が爾く光榮に浴したるは未だ曾

皇后陛下の行啓

て有らざる所なるを以て、大遷進轉の日、即ち九月十五日を以て一大記念日と爲し、毎歲同日市民齊しく陛下の御遺徳を仰ぎ奉りつゝあり、
 皇后陛下の行啓 昭憲皇太后の未だ皇后宮に御在せし時、明治二十八年二月十九日、本市に行啓あらせ玉ふ、此日午後五時五十六分、御着輦、鹵簿肅々、大本營なる行在所に入らせらる、廣島驛の周圍には紫白の幔幕を張り、入口には大國旗を交叉し、正面に大緑門を建設し、沿道には大國旗を交叉し、毎戸國旗及提燈を掲げて奉迎の意を表す、斯くて西郷・松方・土方・渡邊の各大臣、川上陸軍中將、有地海軍中將以下、在廣の陸海軍將校、鍋島知事、伴市長、其他有位有勳者、縣市名譽職員等は停車場に奉迎し、騎兵第五聯隊補充中隊は儀仗兵となり、其他の諸隊及各學校生徒は沿道に整列して奉迎せり、三月二十二日午後一時、行在所御出門、室町典侍陪乘し、供奉の諸員扈從して、廣島陸軍豫備病院に行啓あらせられ、佐藤軍醫總監進の奉導にて、階下の便殿に入御、各高等官に謁を賜ひ、特に衛生長官石黒忠恵に對し、開戦以來衛生上に於ける畫策に關して優渥なる令旨を賜はる、御少憩の後、各病室を御巡覽、負傷將校並に下士卒中の重症者に對しては、一々其病狀を尋ね給ひて、優渥なる御言葉を

皇太子殿下の行啓

賜はり、又清國兵負傷者の病室を通過あらせられては、敵ながらも之を憫みて、暫く玉歩を止めて御覽あらせらる、香川皇后宮大夫は叡慮を拜察し、譯官をして清兵患者に對し、一同大切にすべき旨を傳へしむ、清兵患者一同、聖恩の忝きに感佩して、遙に玉體を伏し拜めり、斯くて便殿に入御、佐藤軍醫總監及草刈豫備病院長を召させられ、傷病兵の治療に關して獎勵の御言葉を賜はり、患者一同に物を賜ひて還啓あらせらる、是より後、廣島陸軍豫備病院第一分院、同第二分院、同第三分院、吳鎮守府海軍病院に行啓あらせられ、殆んど寧日なし、三月二十一日、泉邸に行啓、幽邃閑雅なる園内の風光を賞でさせ給ひ、又淺野侯爵家祕藏の什物等を御覽して還啓あらせらる、四月十二日、嚴島に行啓、同月二十六日午前七時三十五分、行在所御發輦、供奉の諸官を隨へ、京都に還啓あらせらる、此日市内官民奉送の盛なること奉迎の時と異ならず、皇太子殿下の行啓 今上天皇陛下の未だ東宮に御在せし時、明治二十七年十一月十七日、本市に行啓あらせらる、官民奉迎の盛なること、皇后陛下御着輦の時と略ぼ同じ、此日午後五時五十六分、廣島停車場に御着、御料の馬車に召させられ、中山侍從長陪乘し、供奉の諸官扈從して、御旅館なる基町憲兵

隊本部に入らせらる。十八日大本營に御登營、次で陸軍豫備病院に行啓、傷病の將校下士卒を御慰問あらせらる。十九日吳鎮守府に行啓、海軍病院に成らせられ、海兵團造船工場を御巡覽、和泉艦進水式に臨ませらる。二十日御登營の後、留守第五師團司令部騎兵營、工兵營、歩兵第二十一聯隊兵營に行啓あらせらる。二十一日御登營、次で輜重兵營、砲兵營、歩兵第十一聯隊兵營、留守歩兵第九旅團司令部偕行社附屬小學校に行啓あらせらる。二十二日海軍兵學校及嚴島に行啓、二十三日御登營、次で泉邸に行啓あらせらる。二十四日朝御旅館御出門、大本營に成らせられ、天皇陛下に御對顔の後、停車場に向はせ給ひ、御機嫌麗はしく午前十時四十五分御發車還啓あらせらる。此日市内官民奉送の盛なること奉迎の時と異ならず。

第二章 市區

明治維新の後、四年七月十四日の詔書を以て廢藩置縣のこと行はれ、廣島藩を廢して、廣島縣を置かれ、縣廳を舊城内に置き、舊藩領を以て其所管と定めらる。此頃廣島の市況は、一時萎靡不振の境に陥りたるも、久しからず、六年一月に廣島鎮臺を置き、舊城郭内に兵營を建築し、次で各種の官公署并に主要の學校を廣島に置かるゝに至り、依然として縣下の首腦地たりしより、漸次人口は増加し、各種産業の發展も舊時に倍加するの趨勢を呈したるも、明治二十二年十一月宇品築港の完成するまでは、全市を通觀するに、未だ著しく舊態を更新せるもの甚少かりき。然るに明治十八年五月宇品築港に附帶して、大手町九丁目より御幸橋を経て宇品港に達する道路、及び段原町比治山の南西麓より御幸橋の東方にて御幸通りに合する道路を開き、一直線に宇品に達せしめたる二大道路の開設は、大に本市の面目を一新したるものありき。古來本市の膨脹は、北より漸次南方の新開地に向ひて擴張されつゝありしは、是れ地理的に自然の然らしむる所なるも、本市今日の發展は此の築

港に依りて其促進を致せるものにて、是れ即ち本市發展の第一期なりと云ふべし、而して明治二十七年六月山陽鐵道の初めて本市に開通するや、廣島驛を大須賀町東松原に新設し、次で日清大戰役の起るに及び、外征の軍旅糧餉、其他軍需品の輸送は皆宇品港に依りて行はれ、埠頭は百貨堆積して、商取引の劇甚なりしこと、當時大阪と比肩するの盛況を呈したり、是れ本市發展の第二期と爲すべし、降りて三十七八年日露の戰役に至りては、日清役當時に倍蓰するの商勢を示せり、而して斯の如く發展に亞ぐに發展を以てせる結果は、鶏犬桑麻の村落も、人家駢列して、般昌の巷と化し、水田菜圃の耕地も、工場倉庫並び建つて、昔日の觀を改むるに至れり、是れ戰後經營として、我邦各地一般商工業の勃興したる自然の趨勢に因ると雖も、本市が天賦の地勢上、都市膨脹の要素を具備せるを以て、人口の増殖と共に各種商工業の振興を急激に促成し、今日の如き般昌の市況を現出するに至りたるならむ、廢藩置縣の際、廣島は沼田・安藝の二郡に跨り、京橋川を以て之れを境とし、第一大區に屬して、全町村數百貳拾七なりしが、十一年郡區編制法の發布に依り、廣島區として一行政區となり、郡區の境界を劃定す、二十年四月宇品築港

に依り皆實町地先海面築調地を廣島區の所轄となし、町名を廣島宇品町と稱せり、二十二年九月市制の實施と共に更に廣島市となりて、獨立自治の一行政市街地となるに至れり、三十七年九月安藝郡仁保島村の内字元宇品を廣島に編入して、現時本市の廣袤は、東西一里二十三町二十間、極東大須賀町榎川極西福島町附寄洲南北二里一町二十間極南元宇品町字品島面積千三百六十九萬坪、周圍六里三十町四十間を有するに至れり、左に三十四年以降に於ける官有地及び民有地段別、并に明治四十年以降の民有地々價高低表(每四年度)を示す、

一 各種土地段別

地目	年次					
	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
官有地	七六八、〇八八	七六八、二七〇	九〇、二七三	九〇、二九〇〇〇	九〇、二九〇〇〇	八五五、二八五
免租及無租地	二六八、〇五五	二四五、九〇七	二三五、四六七	五五、四〇〇	二四九、八六〇	二七四、三七八
民有々租地	一、三七二、七九五	一、四二一、二四四	一、三八一、八七三	一、三七三、五〇〇	一、三五五、六〇〇	一、三三八、七〇〇
計	二、四〇七、九三八	二、四五五、五〇二	二、五〇〇、二二三	二、三三二、八〇〇	二、五〇八、三六〇	二、四六八、三六三

二 官有地段別

地目	年次	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
國道	四町一四〇七	四町一四〇七	四町一七〇五	四町一五二七	四町一五二七	四町一五二七	四町一五二七
縣道	九、一六〇〇	九、一六〇〇	九、二八〇〇	九、二八〇〇	九、二八〇〇	九、二八〇〇	一一、九二二五
里道	三一、五三二二	三一、八九七	三一、三二一五	五八、四二二〇	七〇、九九二四	八九、三〇二四	二四八、五六〇九
河川	二六三、七三二九	二四八、五〇三	二四八、五六〇九	二四五、五六〇九	二四八、五六〇九	二四八、五六〇九	二四八、五六〇九
堤防	一三六、五八〇六	一三六、五八〇六	一三六、五八〇六	一三六、五八〇六	一三六、五八〇六	一三六、五八〇六	二二、八八三三
溝渠	四五、〇三三五	三一、六〇三	二五、八四〇〇	二五、八四〇〇	二五、八四〇〇	二五、八四〇〇	三二、三八〇二
社寺	一四、三〇二二	一四、三〇二二	一四、三〇二二	一四、三〇二二	一四、三〇二二	一四、三〇二二	一四、三〇二二
官用地	二四六、八五〇九	二六三、六九五	三二〇、九九〇八	三二一、一九〇八	三二一、一九〇八	三二一、一九〇八	三二一、一九〇八
其他	七六八、〇八〇八	七六八、二七〇〇	九〇二、六七二三	九四四、九六二〇	九四〇、五四二四	八五五、二八二五	
計							

三 免租及無租地

地目	年次	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
學校敷地	七町六三〇九	一七町九三二二	二三町七三七七	二四町〇〇〇四	二四町九九二三	四四町五三〇〇	

地目	年次	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
鄉村社敷地	〇、〇一〇五	〇、〇一〇五	〇、〇二二三	〇、一〇〇九	〇、一〇〇九	〇、一〇〇九	〇、一〇〇〇
墳墓	一一、一七三三	一一、一七四	一一、一七四	一一、一五八	一一、一〇〇五	一一、一〇〇五	一一、一〇〇〇
用惡水路	二、一三七	二、一三七	二、三九〇一	二、一三三九	二、一三七	一、九九〇〇	一、九九〇〇
溜池	〇、〇三〇一	〇、〇三〇一	〇、〇四二四	〇、一四二四	〇、一四二四	〇、一四二四	〇、一五〇〇
井溝	〇、一三四	〇、一三四	〇、二八〇五	〇、二八〇六	〇、二九〇三	〇、二九〇三	〇、一六〇〇
道路	〇、一〇七	〇、一〇七	〇、七三二二	一、三五二〇	一、四五〇五	一、四五〇五	一、四三〇〇
鐵道敷地	二、四〇四	三、四〇九	—	—	二、四四〇一	二、四四〇〇	二、四四〇〇
縣廳敷地	—	一、三二四	—	一、三四二四	一、三四二四	一、三四二四	一、三四〇〇
保安林	—	—	—	—	—	—	—
市役所敷地	〇、一〇三	〇、一〇三	〇、二九一一	〇、二九一二	〇、三二二四	〇、三二二四	〇、三三〇〇
警察署敷地	—	〇、五〇〇〇	〇、六四一六	〇、六三〇〇	〇、六三二九	〇、六三二九	〇、八四〇〇
縣會議事堂	—	〇、六五一〇	〇、五七二四	〇、六九〇〇	〇、六八二三	〇、六八二三	〇、六九〇〇
市會議事堂	〇、四一四	〇、四一四	〇、四一四	〇、四一四	—	—	—
病院敷地	—	二、八六〇三	二、六〇七	二、八七二七	一、八七七	一、八七七	四、三〇〇〇
消毒所敷地	〇、三五五	〇、三五五	〇、二五二五	〇、三五二五	〇、三三三	〇、三三三	〇、三三〇〇

地目	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
樋守屋敷地	0,556	0,271	0,271	0,271	0,274	0,275
物揚場	0,003	0,003	0,003	1,533	1,533	1,533
揭示場		0,007	0,007	0,007	0,007	0,007
測候所敷地		0,100	0,100	0,100	0,100	0,100
診療院敷地		0,246	0,246	0,246	0,246	
新開地	17,534	18,602	17,882	17,534	17,130	17,500
船舶検査所			0,217	0,217	0,217	0,217
敷地			11,451	10,217	10,100	10,000
荒地	5,000	3,706				
隔離病舎						
水道用地						1,000
軌道用地						
家畜市場用地						
屠場用地				0,850	0,850	0,900
工業試驗場						0,256

地目	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
下水道用地						5,048
郵便電信						
電話用地						0,110
其他			1,966	7,413	0,503	
計	268,055	245,987	235,467	241,373	249,870	274,378

四 民有々租地段別

地目	明治三十四年	三十八年	四十二年	大正二年	六年	十年
田	271,391	268,063	250,393	248,700	240,500	236,900
畑	738,175	733,303	713,028	698,450	676,900	655,600
市街宅地	38,323	35,638	38,876	39,510	407,200	415,600
郡村宅地		2,405	2,816	2,816		
山林	25,510	26,683	26,600	26,510	26,200	25,700
原野	0,685	3,547	2,630	2,610	2,500	2,400
池沼	0,886	0,928	0,910	0,950	1,090	1,000
雜種地	6,835	0,678	0,600	0,660	1,300	1,500
計	1,371,795	1,412,244	1,381,853	1,375,926	1,355,690	1,367,000

五 民有地々價最高最低表

年次	種別	田		畑		宅		地
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	
明治四十年		七、四七〇	五、四七〇	六、八六〇	三、〇一〇	一、三五〇,〇〇〇	一、五〇〇,〇〇〇	
四十四年		七、五七〇	五、七六〇	六、八六〇	三、〇一〇	一、二〇〇,〇〇〇	七、一〇〇	
大正四年		六、五九〇	五、七六〇	六、八六〇	三、〇一〇	一、一〇〇,〇〇〇	七、一〇〇	
八年		六、五九〇	五、七六〇	六、八六〇	三、〇一〇	一、一〇〇,〇〇〇	七、一〇〇	
十二年		六、五九〇	五、七六〇	六、八六〇	三、〇一〇	一、一〇〇,〇〇〇	七、一〇〇	

年次	種別	池		沼		山		林		原		野		雑種	
		最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低	最高	最低
明治四十年		四、〇〇〇	〇、四五〇	二、六〇〇	〇、四一〇	九、五〇〇	〇、四二〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
四十四年		四、〇〇〇	〇、五〇〇	二、六、〇〇〇	〇、一〇〇	九、五〇〇	〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
大正四年		四、〇〇〇	〇、五〇〇	二、六、〇〇〇	〇、一〇〇	九、五〇〇	〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
八年		四、〇〇〇	〇、五〇〇	二、六、〇〇〇	〇、一〇〇	九、五〇〇	〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇
十二年		四、〇〇〇	〇、五〇〇	二、六、〇〇〇	〇、一〇〇	九、五〇〇	〇、三〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇

第三章 戸口

廣島市域の膨脹に伴ひ、戸口の増加を來すは固より自然の勢なり、然りと雖も、明治十七八年の頃までは未だ著しき増加を見るに至らざりき、而して明治二十二年市制施行以後に於て、頓に激増したる其割合は、實に驚くべきものあり、即ち明治十年に於て戸數一万九千四百二十四戸、人口七万五千七百六十人なりしものも、二十二年市制實施當時にありては戸數二万三千八百二十四戸、人口八万三千三百八十七人を算し、其後十年を經過せし同三十三年に於ては戸數三万一千九百三十九戸、人口十一万三千八百八十六人に達し、越えて大正十年末には實に戸數三万九千九百九十七戸、人口十六万十一人を算するに至れり。

斯の如く近年本市の人口が急激に増加せし所以を釋ぬるに、本市は天賦の形勝に據り、海陸交通上要衝の位地を占むるを以て、商工業の發展に伴へる移住者の員數増加し來りしに由ると雖も、抑亦明治二十七八年并に同三十七八年兩度の大戦役に依り、本市の市況振興を促成したるに由らずんばあ

らず、明治十年以降二十一年までは毎年平均出寄留者千四百八十二人に對して入寄留者は二千二十五人なりしが、二十二年市制施行以降大正四年迄に於ける毎年平均出寄留者一万四千五百九十人に對して入寄留者は實に三万五千四百五十二人の大數を示せり、斯くの如く年々入寄留者超過の率を示しつゝあるは、是れ畢竟本市の生産力を増進せしむる所以なり、而して更に人口増減の主因たるべき出生、死亡、結婚に就て其統計數を按ずるに、各年とも出生、結婚の數著しき増加を示し、之に反して死亡、離婚數に於ては毎年其率の減少するを見る、若夫れ都市の盛衰が其戸口の増否を以てトすべしと爲さば、本市に斯の傾向あるは頗る喜ぶべき現象の一なりとす、明治十年以降毎五箇年の戸口數、結婚、離婚、出産、死亡及出入寄留者の數を示せば左の如し、

年次	戸數	人口		結婚	離婚	婚配偶者
		男	女			
明治十年	一九、四四四	三六、一七四	三七、五五六	七五、七六〇	—	—
十五年	二〇、五七四	三八、七六六	三八、六八五	七七、四七一	—	—
二十年	二二、六九〇	三九、五六八	三九、四六六	七九、一〇〇	七五五	二三三

年次	戸數	人口		結婚	離婚	婚配偶者
		男	女			
二十五年	二五、〇九七	四一、六八六	四一、一〇三	八二、七八九	四五六	二六四
三十年	二八、五五一	四五、九〇〇	四五、七九二	九一、六九二	七〇九	二四八
三十五年	三四、五六六	六〇、六三八	五七、二二二	一〇七、七六〇	一、三三五	二七
四十年	三九、七三四	六八、九一四	六四、八〇五	一二三、七九	一、五九六	二四五
大正元年	四五、二〇五	八〇、二〇一	七五、四九六	一五五、六九七	一、六〇三	三三三
五年	四一、七二四	七六、七三三	七六、一六	一五二、八九	一、五九六	三六〇
十年	三九、一九七	七九、三五五	八〇、七〇六	一六〇、〇一一	二、〇七	二七九

年次	出生		死亡		出寄留		入寄留	
	男	女	男	女	男	女	男	女
明治十年	一、三四	七〇三	一、三四八	七〇四	七七一	一七〇	七六六	四八〇
十五年	一、二二	六三三	一、〇〇七	五五三	一、八八四	一七九	一、六三五	九六九
二十年	一、八二四	九〇四	一、三三二	六六三	二、一四一	一、三〇〇	三、三六八	一、三九九
二十五年	二、四七三	一、二九	一、八二六	九七三	五、三〇〇	—	一〇、〇四七	—
三十年	二、八八六	一、四九	一、五九	八五三	八、〇五二	—	二五、五一九	—
三十五年	三、三〇九	一、七二	二、〇〇七	九八三	一四、四七七	七、九五五	三四、六三五	九、九〇四

年次	出産	死亡	出寄留	入寄留
四十年	三、九二七 男二、〇三三 女一、八八四	二、六七五 男一、三三四 女一、三三一	一九、二四三 男一〇、四八六 女八、七五七	四三、九三五 男二五、一四三 女一八、七九三
大正元年	四、一三三 男二、〇九六 女二、〇三七	二、五五三 男一、二四六 女一、三〇七	二、四三七 男一、三二一 女一、一五六	四、六一一 男二、五九九 女一、六一一
五年	四、六九〇 男二、四五六 女二、二三四	三、〇一八 男一、五七二 女一、四四七	二〇、八八九 男一、七四四 女九、一四五	四三、三〇〇 男二三、九七 女一九、三〇三
十年	五、〇九一 男二、七〇二 女二、三八九	三、六五〇 男一、八七二 女一、七七八	三四、六六六 男一、九八一 女一五、四四五	五五、七七〇 男二八、三〇五 女二七、四六五

〔参考〕廢藩置縣以前の戸口數表

時代	住戸	人口	摘要
福島氏時代 末期	内 自己所有家 二、〇〇〇 借家 二、〇六五		年間録所載
淺野氏時代 寛永二年	内 自己所有家 二、二八八 借家 三、四五八		年間録所載 町數五五

同	同	同	同
寛文三年	延寶五年	正徳五年	寶暦十年
食祿家内 農工商家 一、三五〇餘 三、五〇四 其外に ○ 祠廟四、寺院百〇七	農工商 町分内 四、三八九 新開分 三、六五二 七三七	農工商 町分内 四、八五一 新開分 三、九五八 八九三 其外に ○ 神社六、寺院百十一	
農工商 三六、一四二 僧侶 一、〇七〇	農工商 五六、〇〇八 町分 三七、一五五 新開分 一八、八五三	農工商 四、八五一 町分 三、九五八 新開分 八九三	町分農工商 二七、九八七 男一五、〇七四 女一二、九一二 新開分不明
黒川道祐著藝備國郡志所載 食祿家の人口不詳	「尙古」雜誌第三年七號所載 食祿の戸口不加 町數六八	廣島縣史所載	本史第二卷第三七一頁に 詳記、本市尼子忠藏氏所 藏寶暦十年町大年寄用場 日録に所載

	同 明和五年	同 安永六年	同 文政年中
			農工商 六、五四五 町内 三、八六二 新開分 二、六八三
	町分農工商 二八、六九三 男一五、三八九 女一三、三〇四 新開分不明	町分農工商 二七、五七七 男一四、九一四 女一二、六六三 新開分不明	農工商 四九、二四八 町分 一六、二五五 新開分 一三、四九三
	本史第二卷第六三三頁に 詳記、本市尼子忠藏氏所 藏明和五年町大年寄用揚 日録に所載	本市尼子忠藏氏所藏安永 七年町大年寄用揚日録に 所載	藝藩通誌所載

	同 明治二年	明治四年
		一七、六七二
御家中召遣 之者共	町新開 農工商	社人
五、一六九 男二、七九三 女二、三七六	五〇、〇二三 男二五、四四七 女二四、五七六	僧 七七二 男五、六〇 女二、一〇
本市保田八十吉氏所藏古 記録に所載		日注雜記に所載、廢藩置 縣後戸口さし一時減少

第四章 行政機關

第一節 市制施行以前

廢藩置縣

明治四年七月十四日、明治天皇正殿に御して、在京各藩の知事を召し、列藩を廢して、縣と爲すの詔勅を下し給ふ、其詔に曰、

朕惟フニ、更始ノ時ニ際シ、内以テ億兆ヲ保安シ、外以テ萬國ト對峙セント欲セハ、宜ク名實相副ヒ、政令一ニ歸セシムヘシ、朕曩ニ諸藩版籍奉還ヲ聽納シ、新ニ知藩事ヲ命シ、各其職ヲ奉セシム、然ルニ數百年因襲ノ久キ、或ハ其名アリテ其實舉ラサル者アリ、何ヲ以テ億兆ヲ保安シ、萬國ト對峙スルヲ得ンヤ、朕深ク之ヲ慨ス、仍テ今更ニ藩ヲ廢シ、縣ト爲ス、是務テ冗ヲ去リ、簡ニ就キ、有名無實ノ弊ヲ除キ、政令多岐ノ憂無ラシメントス、其レ朕カ意ヲ體セヨ、

と、乃ち之を天下に公布し、藩を廢して縣となし、新に縣知事を置き、舊藩知事は皆華族に列して、家祿を給し、東京に貫族せしむ、同時に令して、縣治一定の

條規を仰出さるゝまでは、是迄取扱來りし諸務は舊藩大參事に於て處決し、事の重大なるものは朝裁を請はしむ、

當時舊藩職員の主なるものは、大參事石井正敏、神田直養、權大參事西村正倫、少參事久保田秀雄、伴資健、寺川行從、寺田高德、權少參事小川忠順、谷口眞卿、武井澄、中井利濟、石川忠夫等なりしが、八月十五日、河野敏鎌、廣島縣大參事に任せられ、同二十三日、日本官を免じて、更に大藏省六等出仕に補し、布政使として、大參事の心得を以て本縣に出張し、諸般の施政に着手す、十月十二日、廣島縣廳を舊城内本丸より三の丸今の野砲兵第三聯隊の地に移して、事務を取扱ふ、當時制定したる廣島縣職制科目は左の如し、

廣島縣職制科目

一 幹 務

朝令ヲ奉シ、各局ノ事務ヲ總判シ、内外ノ庶務ヲ整理スル事ヲ掌ル、

司 翰

文案ヲ勘署シ、簿書ヲ編集シ、一切筆記ノ事ヲ掌ル、

一 民 事

戶籍・租稅・出納・土木・勸業等一切民事ニ屬スル事務ヲ調理スル事ヲ掌ル、

分科

戸籍 戸口名籍諸布告社寺等ノ事ヲ掌ル、

租税 正租雜稅及驛遞等ノ事ヲ掌ル、

出納 歳入歳出俸祿應債等一切金穀ノ事ヲ掌ル、

土木 道路水利及營繕等ノ事ヲ掌ル、

勸業 地產製產通商開墾及鐵山等ノ事ヲ掌ル、

一刑 律

監察・斷獄等一切法律ノ事ヲ掌ル、

分科

監察 正邪善惡ヲ監視スル事ヲ掌ル、

斷獄 聽訟糺彈斷律囚獄等ノ事ヲ掌ル、

一軍 務

一學 校

縣の分合

十一月十五日山陽・山陰兩道諸縣の廢置あり、是時中津・倉敷・福山・廣島の各縣を廢して、更に廣島・深津の兩縣を置かれ、舊中津・倉敷兩縣管轄の備後國にあ

縣治條例

りしものを廣島・深津の二縣に分屬して、廣島縣は安藝國一圓と備後國內の御調・世羅・三谿・三上・甲奴・奴可・三次・惠蘇の八郡を管轄する事となれり、同日千本久信廣島縣權參事に任せらる、同月二十七日縣治條例の發布あり、其職制は令權令令あれば權令を置かず、權令あれば令を置かず、參事一人權參事一人便宜之を置く七等出仕、此員常に置かず、便宜之を置く、以上を奏任とし、典事・權典事・大屬・權大屬・少屬・權少屬・史・生出仕以上を判任とす、縣廳の事務を分つて、庶務・聽訟・租稅・出納の四課を設く、是に於て従前分課取扱の戸籍を庶務課に、刑律を聽訟課に、土木殖産を租稅課に編入し、立縣の制度始めて完備するに至れり、是れより先き二十五日千本權參事は福岡縣に轉じ、同日河野敏鎌廣島縣參事に任せられしが、十二月二十六日日本官を免せられ、伊達五郎(宗興)廣島縣參事に任せらる、

廣島を第一大區とし、四小區に分つ

五年一月從來の廣島町大年寄・新開・大割郡中割庄屋等を廢止し、管内の大小區劃を定めて、十七大區、百五十八小區となし、大區に戸長・戸長副を、小區に少長郡中は町村に少長副、郡中はを置きて、諸務を取扱はしむ、而して廣島は第一大區に屬し、全市を四小區に區劃したりしが、同年二月更に二十四小區に改め、次で三月亦十二小區に改めたり、同年五月新に區長一人、大區一人、戸長一人、大區一人

副戸長三小區に貳人の目安 小區用係高五百石に付き一人の見込村の大小に依り兼任等は適宜 に改め、區用所出勤定則を左の如く定む、

區用所出勤定則

出勤時刻ハ朝第九時出衙、第三時退衙ノ事、

休暇月六度ヅ、ノ事、

但、日並適宜タルベキ事、

諸願達出衙中可請引事、

但、至急ノ事件ハ格別ノ事、

區長、戸長在勤ノ事、

副戸長ハ三十日限り更替番ノ事、

但、貳萬石高ハ一人、參萬石高ハ二人、四萬石高以上ハ三人ヅ、ノ事、

村用係ハ同斷ノ事、

但、貳萬石高二人、三萬石高以上三人ノ事、

續て區内事務取扱心得の制定ありしが、第一大區は他の諸郡と状態異なれるを以て、諸願届及達書類の取扱振りは總て従前之通り取斗ふべき旨を令

せらる、同年十一月二十日從來の組合方法を改正し、組合は厚く和親し、勸善懲惡を旨とし、吉凶艱難相救ふを以て目的とし、凡十戸を合せて小組とし、一町村を合せて大組となし、小組には一人づゝ月番を設け、官廳よりの布達又は指令書の傳達并に組内人民より差出す願伺届書にして事實相違なきものに連印し、且つ組内よりの諸上納金を取立て、大組總代へ交付する事とし、大組には投票を以て總代一人を定め、組中の者に代り、汎ての事に注意し、組内人民より差出す願伺届書等につき事實相違なきものに連印し、且つ小組月番より交付を受けたる上納金を區長へ納付する事を取扱はしむ、同年八月二十七日參事伊達宗興廣島縣權令に任せらる、同年十月十八日廳内に記録局を設け、地券に關する一切の事務を掌らしむ、

六年一月四日各大區用所并に區長を廢止し、正副戸長は各私宅に於て從來の通り其事務を取扱はしむ、又市内を十二小區に分ち、各小區に小區長一人を置く、同年三月縣廳を國泰寺に移轉す、同年八月二十二日總戸長、正副戸長、用掛の名稱を廢して、總區長、正副區長、戸長、總區長附屬となし、總區長は常時縣廳に在勤して、諸達諸布告等を各大區へ達方、及び各大區長并戸長より上

達する願届等の傳達を取扱ふ、總區長以下の月給を定めて、總區長は二十圓、區長は十五圓、十三圓、十一圓、副區長は十一圓、十圓、九圓、戶長は六圓、五圓、四圓、總區長附屬は六圓、五圓、四圓の各三等となせり、同年十月十八日、先きに正副戶長用係等を廢し、總區長、正副區長、戶長を設けられたるを以て、庶民よりの諸願届書并に戶籍關係の事務章程も亦改定す、

七年二月、縣廳の支廳を御調郡尾道町に設置し、第十大區以下第十五大區を其所轄に屬せらる、同年三月、太政官達を以て、區長、戶長の身分取扱は官吏に準じ、其等級、正副區長は十二等より十五等迄、正副戶長は等外一等より六等迄とし、其等級及給額は各地方適宜に之れを定め得べき旨を達せらる、依りて七年三月二十七日、從前の總區長、正副區長、正副戶長を廢して、更に總區長、正副區長、正副戶長を置き、舊戶長にして更に正副戶長に任せられたる者の外は、同日限り其職を免じ、續て四月十七日、事務章程も亦改正あり、總區長の事務は第一大區長をして戶長を差添へ、縣廳に出頭して其事務を取扱ひたりしが、同年十月四日、總區長を廢し、更らに廳中に各區傳達所を設け、其事務を取扱ふこととなれり、同年十一月八日、正副區長并に正副戶長の等級并に

各區傳達所の設置

俸給額を左の通り定む、

正副區長	等	級	準十二等	準十三等	準十四等	準十五等
給額			二〇円	一七円	一四円	一〇円
正副戶長	等	級	準等外一等	準等外二等	準等外三等	準等外四等
給額			八円	七円	六円	五円
						四円
						三円

八年一月二十五日、權令伊達宗興は願に依て本官を免せられ、敦賀縣權令藤井勉三、廣島縣權令に任せらる、同年三月、尾道支廳を廢して、所管大區内の事務を縣廳にて取扱ふ、同年十一月、太政官達を以て、縣治條例を廢し、更に府縣職制を定めて、府知事、權知事知事あれば權、縣令、權令令あれば權、參事、權參事府は參事、權參事府は參事、各一員を置き、縣は參事、大屬、權大屬、中屬、權中屬、少屬、權少屬、史、生府掌となし、廳、中の分課を第一課(庶務)、第二課(勸業)、第三課(租稅)、第四課(警保)、第五課(學務)、第六課(出納)と定めらる、

九年二月三日、各區傳達所を廢し、更に各區出張所を置き、各大區組合を以て第一大區は正副戶長の内一名づゝ、順番を以て、常時縣廳に詰めて、其事務を取扱ひ、各三箇月毎に漸次交代することとなせり、是に於て各區事務の取扱ひ

各區傳達所の廢して各區出張所を置く

振りは稍整頓して、略一體に歸したるを以て、更に直接庶民に接遇する各小區正副戸長に對し、同年二月十三日時の權令藤井勉三は、左の論告を發せり、昨明治八年七月區戸長職制并事務章程ヲ頒布セシヨリ、各區ノ事務畧一體ニ歸スルカ如シト雖モ、元來土地ニ市街村驛ノ別アリ、人民ニ貧富慧朴ノ異ナルアレバ、隨テ行政上多少ノ難易不同ナキコトヲ免レズ、是固ヨリ地勢人情ノ自然ニ原ク所ト雖モ、教化誘導其宜キヲ得ルト否ラザルトニ依ラザルハナシ、抑モ戸長ノ任タルヤ、上通下達ノ中間ニ在テ、縣治ノ舉不舉、人民ノ化不化ニ關スルヤ實ニ淺少ニアラザルナリ、而シテ日夜親シク人民ニ接遇シ、民間ノ事情景況ヲ視察スルハ其本務ニシテ、上壅塞ノ私ナク、下壓制ノ害ナク、同僚相謀リ、各自相導キ、布達ノ下ル毎ニ懇切ニ其旨趣ヲ説諭シ、民苦ノ起ルアレバ、速ニ其紛擾ヲ和解シ、勉メテ村害ヲ除キ、此民ヲシテ文化維新ノ民タルニ愧ルコトナカラシメ、於是乎其職始テ盡キ、其長タルノ名ニ背カズト言フヘシ、凡ソ事ヲ處スル、寬ニ過グレバ私曲侮慢ノ弊ニ流レ、嚴ニ過レバ壓制威權ノ害ヲ生ズ、其際最モ愼密ヲ加ヘ、公平ヲ要セズンバアルベカラズ、常ニ自己ノ品行ヲ正シクシテ、人民ノ模範ト相

成、決シテ私謁偏固ノ所行アルベカラズ、今ヤ戸長ノ職務ヲ總代ナル者ニ委ネ、貢租賦金ノ取立、其他周旋奔走、一ニ總代ノ手ニ在テ、或ハ期限アル下達ノ諸取調類モ自然延滞ニ涉リ、其本務ヲ盡ザル者間々有之哉ニ相聞ヘ、隨テ區内ノ風儀情弱ニ流レ、漸次各區ニ波及シ、遂ニ一般人民ノ信義ヲ失フニ至リ、縣治ノ不舉ト人民ノ不化ト、職トシテ之ニ由ラザルハナシ、依テ前ニ所陳スル旨趣ヲ篤ク體認シ、鞠躬勉勵、其職ニ從事スベシ、心得ノ爲メ此旨告達スルモノナリ、

同月二十三日、權令藤井勉三廣島縣令に任せらる、是より先き小田縣元深津縣を廢して其管轄を岡山縣に併合せらる、や、岡山縣は福山に支廳を置き、備中國小田郡備後國深津沼隈蘆田品治神石の五郡を隸屬せしめしが、同年四月十八日備後五郡は廣島縣に併合せられしを以て、廣島縣も亦福山に支廳を置き、之れに前記備後の五郡を隸屬せしめたり、同月二十七日六組總代を廢し、更に戸長附屬を設置す、同年六月三十日府縣職制の改定に依り、従前の庶務を第一課、勸業を第二課、租税を第三課、警保を第四課、學務を第五課、出納を第六課と改稱す、同年十一月二十九日従前制定の組合方法を左の通り改定

す、

- 一 組合ハ凡十戸ヲ合セテ一組トス、尤人家散在ノ場所等ハ増減スルモ土地ノ便宜ニ任ス、
- 一 組合中一員ヅ、月番ヲ定メ、官ヨリ布達或ハ指令スル書類等、戸長ヨリ下渡ス節直ニ配達シ、若シ解シ難キ事柄ハ戸長附屬又ハ正副區戸長へ質問ニ及ブベシ、
- 一 組合ヲ分ツニ「イロハ」ヲ以テス、尤戸列ニ從フ、譬バ、イ組一二三、ロ組一二三ト云フガ如シ、
- 一 月番ハ全ク家役ナレバ、官員役員ヲ不論、總テ順番ニ勤ムベシ、
- 一 月番ノ姓名、毎月初ニ該小區事務所へ届出ヅベシ、
- 一 總テ諸上納金等ハ組合内ヲ月番ヨリ取纏メ、正副戸長ノ内へ差出スベシ、
- 一 總テ説諭ハ正副戸長ヨリ申談スト雖モ、事柄ニ依リ戸長附屬又ハ月番へ諭ス節ハ旨趣ヲ體認シ、懇ニ組合へ通知スベシ、
- 一 父兄ニ忤ヒ、家業ニ怠リ、遊逸ヲ好ミ、酒色ニ耽リ、争訟ヲ企ルノ類アレバ、

組合ヨリ懇ニ説諭ヲ加へ、再三ニ及候テモ用キザル者ハ、速ニ正副戸長へ申出ベシ、

一 諸差違等ハ可成丈ケ互ニ説諭致シ、組合ニ於テ和談相謀リ、慢リニ訴訟致スベカラズ、

一 亂暴者又ハ怪キ體ノ者見當リ候ハ、直ニ巡査出張所、屯所、并正副戸長ノ内へ申出ヅベシ、

一 總テ何事ニヨラズ禁則ヲ犯シ、他組ヨリ顯ハル、ニ於テハ、組合一同ノ落度タルベシ、

一 轉住送籍等ノ節ハ出入双方組合へ告ゲ、成規ノ通届出ヅベシ、

一 生死并養子縁組、其他町内道路掃除ノ義、忽諸ニスベカラズ、

一 諸願伺届へ親類連印ノ成規ナレ共、若シ親類ナキ者ハ組合ニテ事實取糺、相違ナキニ於テハ連印スベシ、

但、民刑事ニ關スル事件及ビ吟味願ハ此限リニ非ズ、

同年十二月五日の夜、縣廳火を失し、廳舎國泰寺の焼失に依り、翌二十六日寺町佛護寺を以て假廳舎と定め、之に移轉し、諸上納金及諸拂金は中島新町百

九十三番邸粟根七郎右衛門掛持家を以て假に金銀請拂所となし、十年一月四日より其事務を取扱ふ、同年二月十三日町村總代人選舉規則を左の如く定む、

町村總代人選舉規則

第一條 一町村毎ニハ合シテ一町トナス、年齡滿二十年以上、人質方正ニシテ價格沽券地券五百圓以上ノ地ヲ管内ニ所有シ、五百圓以上ノ地ヲ有スルモノナキ町村、該町村本籍ノ者貳名ヲ選擇シテ町村總代人トナス、

但、他縣他郡ノ者、該町内ニテ本條ノ價額ヲ所有シ、代理人ヲシテ總代人ノ選ニ舉ゲラル、ヲ許スノ明文ヲ代理委任狀ニ記アル上ハ、其代理人ヲ總代ニ選擇スルモ不苦、且家族ニシテ本條ノ價額ヲ所有セル者ハ總代人ニ選舉スベシ、故ニ總代人退隱或ハ分家スルトモ、依然財產ヲ所有セル者ハ總代ヲ辭スルヲ得ズ、尤官員并準官吏且神官僧侶教導職試補以上ヲ云フ入札ノ數ニ加ヘザルモノトス、

第二條 除族并懲役一年以上實決ノ刑ヲ受ケシ者ハ總代人々選ヲ得ザルモノトス、

第三條 町村總代人ヲ撰ハ、該町村内在籍ニシテ不動産ヲ管内ニ所有スル者一同ヲシテ各投票セシメ、其多數ニ據リ之ヲ選擇セシムルモノトス、

第四條 一小區毎ニ該區内町村總代人ニ就テハ交互投票精選セシメ、其多數ニ據リ之レヲ小區

總代人トナス、

第五條 小區總代人ハ、每小區五人ヨリ多カラズ三人ヨリ少カラザルヲ以テ定員トス、

第六條 總代人ハ、其地ノ義務ナルヲ以、其選ニ當ル者ハ私ニ之ヲ辭スルヲ得ザルモノトス、

第七條 總代人ハ、貳箇年ヲ以テ定期トシ、改選スルモノトス、

但、來ル明治十二年一月ヲ以テ改選ノ初期トス、

第八條 改選ノ期、其總代人ノ半數舊員ヲ存シ置、每期半數ゾ、交代スルモノトス、

但、半數ヲ存置スルハ、其投票ノ多數ニ據ル、

第九條 總代人若シ破産シ或ハ犯罪等ノ事アリ、第一第二條ニ抵觸スルトキハ、臨時ニ之ヲ改選スベシ、

第十條 定期改選臨時改選トモ、其選舉ノ法ハ第一條ヨリ第六條迄ノ通りタルベシ、

次で三月十三日總代人心得書を左の通り定む、

第一條 總代人ハ、第百三十號公布ニ依リ、金穀公借供有物取扱土木起功等ノ事ニ與ルヲ以テ本務トナスト雖モ、時宜ニ依リ人民ノ利害得失ニ係リ候事ハ、各區務所ヨリ協議スルコトアルベシ、

但、小區總代人ハ、一大區内ノ事ニ與ルヲ以テ、臨時本廳ニ召集下議スルコトモアルベシ、

第二條 前條ノ場合ニ於テハ、實際民情ヲ斟酌シ、宜ク公益公利ヲ目的トナシ、必ズシモ輕舉アルベカラズ、

第三條 第三百三十號公布第二條ノ場合ニ於テハ、町村總代人ハ本條ノ但書ニ依リ其代理トナルヲ得ベシ、

第四條 小區總代人町村總代人掌管ノ區分ハ只其事ノ大小輕重ニ依ルモノト雖モ、第三百三十號公布第一條ノ場合ニ於テハ其別ナキモノトス、

第五條 總代人ハ地方ニ依リ已ムヲ得ザル場合ニ於テハ、當分戶長附屬ヲ兼勤スルモ妨ゲナキモノトス、

第六條 總代人集會ニハ、小區ナレバ正副區戶長、町村ナレバ正副戶長之ニ出席スベシ、

第七條 總代人ハ給料之レナキモノトス、

町村總代人
前記の規程に基づき、選舉せし當時の區内各町村總代の人名を示せば、左の如し、

二小區

東白島町 儀助
荒卷 常吉
西白島町 山田吉左衛門
白島西中町 味木久太郎
藤田又三郎

飯田秀太郎
白島中町 山岡勝造
大藤正雄
白島東中町 中島正義
佐竹義治
白島九軒町 原德次郎

三小區

黑河銀藏
白島北町 竹本八藏
竹内政之助
八丁堀 根來幹一
寺川四郎

鐵砲町

井上彦六
下瀬徳之助
流川町 吉川善之助
片岡幹亮
織 能勢豊太郎
高橋忠親
向川場 森群助
服部 豊
堀川町 山崎忠兵衛
荒木豊次郎
針屋町 佐々木治兵衛
銀山町 松村調次郎
胡 尼子英次郎
山口町 岩室正三郎
石見屋町 大津賀利八

橋本町

淺利吉郎右衛門
柳町 新保弘

四小區

平田屋町 中川文五郎
野村直三郎
播磨屋町 小瀬幸三郎
赤松勘次郎
本田保右衛門
研屋町 秦武八
梶山吉右衛門
立 永田惣兵衛
吉田覺兵衛
東魚屋町 藤井專右衛門
冬城與四郎
高橋保次郎

鐵砲屋町

睦月七兵衛
渡邊利恒
中町 西本清兵衛
松田勝造
西魚屋町 秦伊三郎
吉永儀兵衛
袋 三好喜兵衛
秦寅之助
小 林 舊 衛
御牧勝之進
新川場町 林理三郎
牧野保右衛門
下中町 小島磯吉
福永信
國泰寺村 岩田庫次郎

今中耕作

五小區

細工町 伊藤源三郎
 高坂正徳
 猿樂町 岩崎永助
 桑原專之丞
 大手町一丁目 田中與七郎
 柿木彦右衛門
 紙屋町 藤井善一郎
 長崎宇太郎
 鹽屋町 寺地伊八
 岡野嘉兵衛
 大手町二丁目 藤井徳兵衛
 山縣甚兵衛
 横町

鳥屋町

岡田新兵衛

前田勇藏

細野和兵衛

葭本才一郎

木元與四郎

山田佐七郎

神谷卯助

佐々木保兵衛

尾道町 佐々木新藏

原鱗一

柿田貞助

武永榮助

淺野守夫

寺尾小八郎

石黒清左衛門

堀江庄七

三原清兵衛

六小區

西川清次郎

中川政之助

岡本最助

藤川理助

田中彌四郎

木村理助

安達才之助

高木隆

七小區

中井市太郎

宮崎璉藏

井東平助

上原柳兵衛

河野京次郎

高原貞助

九小區

湯川三津吉

田中敬文

西元七五郎

富田權兵衛

伴脩吉

友谷幸一

小林豊三

木村正松

十小區

平田富次郎

大藤新八

磯部清次郎

岩本傳兵衛

兼口良助

原卯助

岩崎政介

杉原慎平

栗木尙藏

山口吉左衛門

松本雄助

江藤正兵衛

吉村全三郎

芥河徳三郎

高田次兵衛

香川源兵衛

古川久吉

清水吉兵衛

岡野七右衛門

新山祐三郎

都築傳兵衛

藤井佐太郎

村尾徳次郎

山科大助

天野半

八小區

清水次兵衛

瀨川富藏

伊藤恒太郎

坪井要藏

溝口元次郎

尾形武兵衛

川添村

湯川三津吉

田中敬文

西元七五郎

富田權兵衛

伴脩吉

友谷幸一

小林豊三

木村正松

平田富次郎

大藤新八

臺屋町 信家要吉	金屋町 吉岡金藏	福井左源次
藤井平六	十一小區 猿橋町 辻村傳吉	大須賀村 山内大二藏
稻荷町 佐々木五郎吉	鳥越新兵衛	森直右衛門
内藤幸四郎	愛宕町 小野徳兵衛	十二小區 尾長村 滿居辰五郎
土手町 阿部平右衛門	荒神町 稻田豊五郎	高田東二
阿部平五郎	比治山町 松島理三郎	津村祐次郎
三谷文助	松川町 中平次	東新開 下村平左衛門
蟹屋村 津田野金次郎	坪井縫之助	石井安三郎

區戸長の職制

同年十二月縣達を以て區戸長の職制及事務章程の制定あり其職制の大意は左の如し、

大區會議所ハ大區内一切ノ事ヲ掌ル所ニシテ、事務ヲ分割シテ雜務・租稅・地理ノ三掛ヲ置ク、小區事務所ハ小區内一切ノ事務ヲ掌ル所トス、區長ハ法令ヲ遵守シ區内ノ安寧保護ヲ圖リ、上旨ヲ透徹シ、下情ヲ伸暢シ、諸員ヲ統率シテ、區内百般ノ事務ヲ總理シ、事務章程ニ定メアル諸件ヲ專

行スルノ權ヲ有スト雖モ、其成規外ニ涉ルモノニ付テハ廳裁ヲ請ハシメ、區内ノ事務舉ラザルコトアレバ、上下ニ對シ其責ニ任ズ、

正副戸長、警務取締及書記ノ能否勤惰ヲ監査シ、其進退黜陟ニ付テハ意見ヲ具狀スルヲ得、

正副戸長ノ事務所詰及ビ書記ノ分課ヲ命ジ、用係以下ノ撰任免黜ハ專行スルコトヲ得、

病氣其他ノ事故ニ依リ不在ノ時ハ、戸長ヲシテ一切ノ事務ヲ代理セシムルコトヲ得、

戸長ハ小區内ノ事務ヲ擔任シ、事務章程ニ定メアル事件ハ之ヲ專行スルノ權ヲ有シ、用掛ヲシテ事務ヲ分掌調査セシメ、區長ニ對シ事務調理ノ責ニ任ズ、

病氣其他ノ事故ニ依リ不在ノ時ハ、副戸長ヲシテ擔任ノ事務ヲ代理セシムルヲ得、

副戸長ハ其職務戸長ニ亞グ、
書記ハ區長ノ指揮ニ從ヒ、各擔任ノ事務ヲ掌ル、

縣廳舎の新築

用掛ハ正副戸長ノ指揮ニ從ヒ、事務ヲ分掌調査ス、
 十一年一月二十一日戸長附屬を町村用掛と改稱す、同月二十四日大區會議
 所に勸業の一掛を増置す、是より先き縣廳々舎を本市水主町に新築起工せ
 しが、此頃落成したるを以て、四月十五日開廳式を行ふ、同年六月二十六日大
 區會議所の租稅掛に地租改正專務の吏員を置き、從來の地租改正惣代人は
 翌七月一日より之れを廢止せり、同年七月二十二日郡區編成法の發布あり、
 次で同月二十五日府縣職制并に事務章程を廢して、府縣官制を改定せられ、
 同年十一月一日より郡區町村編成法の實施あるや、從前の各大小區劃を廢
 し、區の名稱區域及び郡區役所の位置并に郡區長管掌の條件も亦定められ、
 同時に郡區廳中の分課を定めて庶務、勸業、租稅、勸學、出納の五掛を置き、郡區
 長以下の俸給額を左の通り定む、

郡區町村編成法の實施

一 郡區長	一月給	八〇 ^円	七〇 ^円	六〇 ^円	五五 ^円	五〇 ^円	四五 ^円	四〇 ^円	三五 ^円	三〇 ^円
書記	官等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等	十五等	十六等	十七等	
月給		二〇 ^円	一七 ^円	一四 ^円	一二 ^円	一〇 ^円	八 ^円	七 ^円	六 ^円	
一 戸長	一年給	六〇 ^円	四八 ^円	三六 ^円						

戸長選舉規則

戸長選舉規則

一筆 生二年給 三〇^円 二五^円 二〇^円
 又同時に町村戸長選舉規則を定むること左の如し、

- 第一 戸長タルコトヲ得ベキ者ハ滿二十年以上ノ男子ニ限ルベシ、
- 第二 戸長ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ其町村ニ居住シ、滿二十年以上ノ男子ニシテ戸主タルモノニ限ルベシ、
- 第三 戸長ヲ選舉セントスルトキハ郡區役所ニ於テ豫メ投票ノ日ヲ定メ、少クトモ日數十日前其町村へ廣告スベシ、
- 第四 選舉ノ投票ハ左ノ書式ノ如ク之ヲ製シ、豫定ノ日郡區役所へ差出スベシ(書式略)但、一町村内ノ投票取纏メ代人ニ托シ差出モ妨ナシ、
- 第五 郡區長ハ投票ヲ調査シ、多數ヲ以當選人トス、若シ投票同數ノ者ハ其年長ヲ取り、同年ノ者ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、
- 第六 當選人規則ニ於テ不當ナルカ、或ハ止ヲ得ザル事故アリテ其選ヲ辭スル者アル時ハ、順次投票ノ多數ヲ得ル者ヲ取ル、
- 第七 一人ニシテ數町村ノ選ニ當ル者ハ、其何レノ町村ニ屬スベキハ當人ノ意ニ任ズ、
- 第八 郡區長ハ當選人ノ當否査定ノ上開申スベシ、若シ其當選人不當ナリト見認ムルトキハ、順

次投票ノ多數ヲ取り、或ハ改選ヲ命ズルコトアルベシ、
第九 戸長ヲ命ズルノ後、郡區長ハ其町村内へ廣告スベシ、
第十 戸長欠員ノ時ハ前條ノ規則ニ據リ選舉スベシ、

廣島區役所

是に於て廣島は廣島區なる一の行政區となり、大區會議所を廢して廣島區役所と改稱し、中尾正名廣島區長に任せられ、十一月一日より事務を開始せしが、同月八日縣令は總ての成規定例は元と大區長への達を其儘受繼ぎ取扱ふべき旨を達す、次で亦今回發布の郡區編制并に地方稅施行の旨趣を區内人民へ懇篤説示すべき旨を達せらるゝや、當時中尾區長は區内に左の諭告を發せり、

廣島區長の諭告

今般郡區編制地方稅施行アル所以ノモノハ他ニ非ズ、抑、維新以來各地方ノ區劃及ビ區戸長ノ制置アルモ、專ラ戸籍調査ノ爲ニ設ケタルモノニシテ、況ク行政ノ便ヲ謀ルモノニ非ズ、故ニ其制度タル、各地方區々ニシテ更ニ一定ノ成規ナク、加之數百年ノ慣習ヲ破リ、人耳ニ熟セズ、民心ニ適セザルモノナレバ、其不便亦尠シトセズ、依テ之ヲ改正シ、從前ノ制ニ復シ、府縣ノ下郡町村トシ、其都會ノ地ニシテ政治郡村ト平等スベカラザルモノハ

別ニ區制ヲ設ケ、務テ慣習ヲ破ラズ、民俗ニ適シ、且郡區長ノ職任ヲ重クシ、以テ施政ニ便ナラシムル所以ナリ、

從前府縣稅アルモ、府縣ノ費用ニ供給スルニ足ラズ、又從前民費モ同ク地方ノ費用ニ充ツベキモノナルヲ以テ之ヲ併テ地方稅トナシ、以テ均シク府縣地方ノ費用ニ當ルモノナリ、抑、彼ノ府縣稅タルヤ、各府縣隣々相接シテ稅法均一ナラズ、種目及ヒ支出ノ異同アルノミナラズ、厚薄輕重ノ間、頓ニ相懸隔ス、之レ稅法ノ許サザル所ナリ、又從前ノ民費タルモ、賦課法各府縣ノ適宜ニ任ゼラル、ヨリ、甲縣ハ之ヲ民費ノ範圍内トシテ賦課スルモ、乙縣ハ之ヲ人民ノ協議ニ任セ、釀金ニ屬スルモアリテ、各地其制ヲ異ニシ、紛々トシテ恰モ亂糸ノ如ク、之レガ爲メ、往々民心紊亂ノ憂尠トセズ、故ニ今地方稅法ヲ編制シ之ヲ一定セラル、所以ナリ、

同月十五日先きに制定したる戸長選舉規則を改正して、懲役一年以上實決の刑に處せられたる者及身代限りの處分を受け負債の辨償を終へざる者は被選舉の權利なきこと、戸長は其町村在籍の者を選挙すること、並に戸長の任期を滿三箇年とするの各項を加ふ、續て同月三十日戸長選舉規則心得

戸長選舉規則の改正

を制定し、以て選舉の取締をなさしむ、其概要を列記せば左の如し、

- 一 戸長タルヲ得ベキ者ノ年齢ハ選舉執行ノ月迄ヲ通算スル事、
- 一 被選人ハ戸主ニ非ザルモ、規則ニ抵觸セザルモノハ其權ヲ有ス、
- 一 他町村ノ者ヲ選舉スル時ハ、其事由ヲ投票ニ明記セシムル事、
- 一 寄留主附籍主モ戸主ト同様選舉人タルヲ得ル事、
- 一 當選人ノ資格法規ニ適合セルト雖モ、他ニ不適當ナル事實アルヲ確認スルトキハ、其旨開申シテ、縣令ノ指揮ヲ受クル事、
- 一 一人ニシテ數町村ノ選ニ當リシトキハ、本人ノ希望セル町村ノ當選人トシテ開申スル事、
- 一 官吏又ハ教導職ニシテ其選ニ當リ、本人戸長ノ職ヲ奉セント欲スル時ハ、現職ノ辭表ヲ出サシメ、當選人上申書ニ併セ進達スル事、

同年十二月五日町村戸長の等級を準等外一等より四等迄とし、同時に年給額は一等を六十圓・二等を五十圓・三等を四十圓・四等を三十五圓と改正す、同月十四日戸長役場并に戸長職務取扱費の區分を示定して、戸長の職務は自宅に於て取扱ふものなりと雖も、區内人民の便宜上別に役場を設くるも妨げなきに依り、此場合其費用新築修繕買上代借入料等は該町村負擔たらしめ、戸長の職務取扱費と其經費の區分を判明ならしめ、而して兩費の豫算は戸長これを

區役所の移轉

編成して、該町村協議の上支出せしむ、同年十二月二十三日區役所廳舎を本區新川場町正清院内に移轉す、

戸長役場の所轄區域

十三年四月十二日縣令藤井勉三は願に依て本官を免せられ、千田貞曉廣島縣令に任せらる、是れより先き郡區町村編制實施の後、廣島區には戸長を置かずして其事務は區長之れを兼務せしめしが、同年八月二日新に戸長を置きて、其役場所轄區域を定むること左の如し、

- 一 役場 白島一番町ヨリ同十番町マテ 東白島町 西白島町 白島村
- 同 橋本町 柳町 岩見屋町 山口町 東引御堂町 胡町 銀山町
- 同 薬研堀 斜屋町 堀川町
- 同 立町 東魚屋町 研屋町 平田屋町 播磨屋町 草屋町 新川場町
- 同 鐵砲屋町 中町 下中町
- 同 向川場町 田中屋敷 竹屋町 竹屋村
- 同 城郭内 西町一丁目 西町二丁目 西中町 西裏町 北町一番町ヨリ
- 同 同四番町マテ 南町上一番町 南町上二番町 同一丁目 南下一番町
- 同 八丁堀 鐵砲町 流川町 織町

同 猿樂町 細工町 横町 紙屋町 鳥屋町 大手町一丁目ヨリ同六丁目
 上組マテ 鹽屋町 尾道町
 同 小町 六丁目下組 六丁目村 國泰寺村
 同 中島本町 天神町 材木町 元柳町 木挽町 中島新町
 同 水主町 水主町新開 吉島新開
 同 寺町 西引御堂町 空鞘町 鷹匠町 十日市町 西大工町
 同 左官町 鍛冶屋町 新鍛冶屋町 油屋町 猫屋町 塚本町 西土手町
 唐人町 西地方町 界町一丁目ヨリ同四丁目マテ
 同 船入村 江波村
 同 廣瀬村
 同 天満町 觀音村 川添村
 同 臺屋町 新愛宕町 京橋町 東柳町 稻荷町 金屋町
 同 段原村 比治村 山崎新開 皆實新開 東新開
 同 猿猴橋町 東愛宕町 西愛宕町 矢賀村
 同 大須賀村 明星院村

區役所の移轉
戸長役場區域
の改正

同 尾長村 古川村 大須新開 大須新新開
 十四年三月十四日郡區役所事務分掌を改正して庶務勸業租稅出納の四掛
 となせり、同月二十九日區役所を本區新川場町妙慶院に移轉す、同年十月三
 日廣島區村落合併及び町村名改稱の結果、關係町村の戸長役場區域を左の
 如く改正す、

東白島町 白島西中町 西白島町 白島中町 白島東中町 白島九軒町
 白島北町
 西町一丁目 西町二丁目 西中町 西裏町 北町一番町ヨリ北町四番町迄
 南町上一番町 南町下一番町 南町上二番町 南町一丁目 八丁堀 上流川町
 幡町
 橋本町 上柳町 下柳町 山口町 胡町 銀山町 斜屋町 堀川町 下流川町
 石見屋町 東引御堂町
 三川町 田中町 竹屋町 竹屋村 平塚町 藥研堀
 猿樂町 細工町 横町 紙屋町 鳥屋町 鹽屋町 尾道町 大手町一丁目ヨリ大
 手町六丁目迄 大手町七丁目ヨリ同九丁目迄 國泰寺村
 水主町 吉島村

- 西大工町 鍛冶屋町 西地方町 左官町 油屋町 猫屋町 塚本町
- 界町一丁目ヨリ界町四丁目迄
- 船入村 江波村 河原町
- 廣瀬村 西九軒町 榎町 西新町 小網町
- 天満町 觀音村 川添村
- 段原村 的場町 皆賀村 東新開
- 愛宕町 荒神町 蟹屋村 猿猴橋町
- 壱屋町 土手町 松川町 京橋町 稻荷町 金屋町 比治山町
- 大須賀村
- 尾長村 大須新開

戸長の選舉

依りて前記新設に係る町村は中島外十一箇町戸長高安磐夫寺町外五箇町戸長瀧戸古純中島本町外四箇町戸長田永直一の三名に夫れ々々一時兼務せしめ、同年十一月區役所(新川場町妙慶院)に於て戸長の選舉を行ふ、其當選者は左の如し、

- 東白島町 戸長 進藤 爲爾
- 外六箇町 戸長 關 德三郎
- 橋本町外 戸長 關 德三郎
- 西町一丁目 戸長 井卷保次郎
- 外十二箇町 戸長 井卷保次郎
- 三川町外 戸長 今井 盛吉
- 五箇町 戸長 今井 盛吉

組合法の廢止

同年十二月十二日從來設置の組合法を廢止す、
十五年三月八日郡區長并に郡區書記の俸給額を左の通り改正せらる、

官名	月	俸	額
區長	八〇円	七〇円	六〇円
郡區書記	三〇円	二五円	二〇円
官等	十等	十一等	十二等
	一八円	一六円	一四円
	一四円	一二円	一〇円

戸長選舉規則の改正

同年五月二十二日、戸長選舉規則を左の如く改正す、

戸長選舉規則

第一條 戸長タルヲ得ベキ者ハ滿二十年以上ノ男子ニ限ル、

但、左ノ各款ニ觸ル、者ハ被選人タルヲ得ズ、
第一款 瘋癲白痴ノ者、
第二款 舊法ニ依リ一年以上懲役及國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經ザル者、

新法ニ依リ公權ヲ剝奪及停止セラレタル者、又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑ニ處セラレ主刑滿期後五年ヲ經ザル者、

第三款 身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ザル者、

第二款 戶長ハ其町村在籍ノ者ニ限ル、

但、不得止場合ニ於テハ他町村ノ者ヲ選舉スルモ妨ゲナシ、

第三款 戶長ノ任期ハ滿三年トス、

但、改選ノ時ニ當リ前任ノ者ヲ再選スルヲ得、

第四條 戶長ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ滿二十年以上ノ戶主ニシテ其町村内ニ本籍住居ヲ定ムル者ニ限ル、

戶主ニシテ滿一年以上引續キ寄留スル者ハ選舉ノ權ヲ有ス、

第五條 戶長ヲ選舉セント欲スルトキハ、郡區長ハ豫メ選舉會ヲ定メ少クトモ日數十五日以前ニ之ヲ其町村内ニ公告スベシ、

第六條 選舉會ハ豫定ノ日、郡區役所ニ於テ之ヲ開クベシ、

但、便宜ニ依リ役所外ニ於テ開クコトヲ得、

第七條 選舉ノ投票ハ被選人ノ住所姓名及ビ自己ノ住所姓名ヲ記シ、之ニ實印ヲ押捺シ、封緘ノ上其會場ニ持參スベシ、

但、投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ゲナシ、

第八條 郡區長若クハ其代理人ハ選舉人ノ目前ニ於テ投票ヲ披閱シ、選舉人ノ當否ヲ查シ、順次投票ノ數ヲ選舉會場ニ揭示スベシ、

第九條 郡區長ハ、當選人、法ニ於テ不當ナルカ或ハ其選ヲ辭スルトキハ、順次投票多數ヲ得タルモノヲ取り、其事由ヲ縣令ニ具申シ、其町村内ニ公告スベシ、

第十條 戶長ヲ命ジタル後、郡區長ハ其姓名ヲ該町村内ニ公告スベシ、

第十二條 縣令ハ當選人該町村ノ治否ニ關係スルト認ムルトキハ改選ヲ命ジ、又ハ官選ヲ以テ命ズルコトアルベシ、

區役所の移轉

是より先き廣島區役所廳舎は中島新町元米倉所跡を修繕し其竣工を待ちて、七月一日新廳舎に移轉す、同年十二月十四日書記俸給の定額内を以て、郡區限り拾圓以下無等の用掛を設置し得ることゝなる、同月二十八日太政官達を以て戶長の等級を准十等より准十七等迄に改正せられ、其俸給は縣令適宜に之を定むるを得る事となりしに依り、廣島縣令は十六年一月二十五

日戸長の年給額を左の如く改正せり、

戸長役	一等	二等	三等	四等	五等	六等	七等	八等	九等	十等	十一等	十二等	十三等	十四等
年給額	一八六 ^円	一七四 ^円	一六二 ^円	一五〇 ^円	一三八 ^円	一二六 ^円	一四四 ^円	一〇二 ^円	九〇 ^円	七六 ^円	六四 ^円	五四 ^円	四三 ^円	三〇 ^円

而して役場の等級を定むるには、戸數四千戸五市街を除く外、反別は百町を以て、戸數貳百戸に算し、戸數に合算す以上を一等とし、四百戸未滿を最低位と爲し、各等の差は三百戸三百戸未滿は四拾五入に算すを以て之れを定め、筆生の年給は傭給の内を以て戸長に於て適宜其額を定め支給することとせり、同年二月縣廳内に兵事課を置き、陸海軍兵事に關する事務を取扱ふ、同年五月廣島區各町村戸長會同規則を設け、毎月一回區廳に會同して、法律規則の研究及び諸般事務の取扱手續に關し審議をなさしむ、其規則左の如し、

廣島區各町村戸長會同規則

廣島區各町村戸長會同規則

第一條 本會ハ諸般ノ事務改良ヲ計畫シ、及法律規則ノ研究并ニ職務取扱手續等特ニ意見アルモノヲ審議センガ爲メ設置スルモノトス、

第二條 本會ハ毎月一回(十七日)之ヲ開ク、若シ休暇日ニ當ルトキハ順延スルモノトス、

但、會同時間ハ會長ノ意見ニ任ズ、

第三條 各會員(區役所ヨリ加ル會員ヲ除ク)中ヨリ會長、副會長及幹事(二名)ヲ選舉スベシ、其任期ハ各三箇月トス、

第四條 幹事ハ本會ニ係ル諸傳達等ノ事ヲ取扱ハシムルモノトス、

第五條 區役所各掛長及掛員ノ内ヲ以テ會員ニ加フルコトアルベシ、

第六條 議案ハ各會員ヨリ之ヲ發シ、其審議ノ順序ハ會長ノ意見ヲ以テ之ヲ定ムルモノトス、

第七條 會員着席ノ順序ハ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、

第八條 討論問答トモ必ズ會長ニ向ヒ演說スベシ、會員互ニ言語ヲ接シ又ハ一員發言中ニ他員發言スルヲ得ズ、

第九條 會議ハ相談會ノ體ヲ用キ、議案ノ可否ハ議論ノ合スル所ニ依テ決ス、若シ議論數派ニ分ルトキハ、舉手ヲ以テ過半數ニ決シ、同數ナレバ會長之ヲ決ス、

第十條 會員(區役所ヨリ加ル會員ヲ除ク)事故アリ、不參又ハ遲參スルトキハ、出頭時間ニ先チ幹事ニ報告スベシ、

但、筆生ヲ以テ代理セシムルコトヲ得、

同年十月三日本區役所に學務掛を設置し、次で十七年二月二日亦兵事掛を設置す、同年五月七日太政官達を以て戸長は縣令より之を選任することゝ

戸長の所轄區域と役場の名稱

なるや町村人民をして三人乃至五人の候補者を選挙せしめ、其當選者に就き選任するを得せしめらる、同月二十八日栗原幹廣島區長に任せらる、同年七月七日戸長所轄區域并に役場の名稱及其位置を左の如く改定す、

役場名稱	役場位置	所轄町村
古町組	廣島愛宕町	尾長村 大須新開 廣島猿猴橋町 同荒神町 同愛宕町 蟹屋村 大須賀村 計七箇町村
京橋組	廣島金屋町	東新開 皆賀村 一段原村 廣島の場町 同土手町 同壺屋町 同松川町 同京橋町 同稻荷町 同比治山町 同金屋町 計十一箇町村
新町組	廣島上流川町	廣島橋本町 同上柳町 同磯町 同流川町 同鐵砲町 同八丁堀 同石見屋町 同山口町 同銀山町 同東引御堂町 同胡町 同斜屋町 同堀川町 計十三箇町村
平塚組	廣島田中町	廣島下柳町 同藥研堀 同下流川町 同平塚町 同田中町 同三川町 同竹屋町 竹屋村 計八箇町村
白島組	廣島東中町	廣島白島東中町 同白島中町 同西中町 同白島北町 同白島九軒町 同東白島町 同西白島町 同西町一丁目 同西町二丁目 同西中町 同西裏町 同南町一丁目 同南町下一番町 同南町上一番町 同南町上二番町 同北町一番町 同北町二番町 同北町三番町 同北町四番町 計十九箇町

中通組	廣島中町	廣島西魚屋町 同立町 同研屋町 同平田屋町 同播磨屋町 同草屋町 同鐵砲屋町 同新川場町 同中町 同下中町 同西魚屋町 同袋町 同小町 國泰寺村 計十四箇町村
大手組	廣島大手町五丁目	廣島紙屋町 同鹽屋町 同尾道町 同大手町一丁目 同大手町二丁目 同大手町三丁目 同大手町四丁目 同大手町五丁目 同大手町六丁目 同大手町七丁目 同大手町八丁目 同大手町九丁目 同猿樂町 同横町 同細工町 同島屋町 計十六箇町
中島組	廣島木挽町	廣島中島本町 同天神町 同材木町 同木挽町 同元柳町 同中島新町 同水主町 吉島村 計八箇町村
塚本組	廣島十日市町	廣島塚本町 同堺町一丁目 同堺町二丁目 同堺町三丁目 同堺町四丁目 同猫屋町 同西大工町 同榎町 同鍛冶屋町 同油屋町 同左官町 同鷹匠町 同空箱町 同寺町 同西引御堂町 同十日市町 同西九軒町 計十七箇町
本川組	廣島河原町	廣島西地方町 同西新町 同小網町 同河原町 船入村 江波村 計六箇町村
天満組	廣島天満町	廣瀬村 廣島天満町 觀音村 川添村 計四箇町村

同時に戸長筆生の年給額を左の通り改正す、

戸長	官等	准十等	准十二等	准十三等	准十四等	准十五等	准十六等	准十七等	
年給額	一八〇 _円	一四四 _円	一二〇 _円	一〇八 _円	九六 _円	八四 _円	七二 _円	六〇 _円	
筆生	等級	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級
年給額	八四 _円	七二 _円	六〇 _円	四八 _円	三六 _円	二四 _円	一八 _円	一二 _円	

十八年一月十九日、戸長の一時賜金給與法を制定して奉職滿五年以上十一年未滿にして退官の者には現俸給三箇月分を、滿十一年以上のものには同四箇月分を給し、自己の便宜又は懲戒の處分并に刑事裁判に依り免官のものには之れを支給せず、其在職中死亡の者には現俸給三箇月分を支給す、十九年三月十六日、筆生の年給額等級を改正して一級より十一級とし、其給額を十二圓以上八十四圓以下とせり、同年三月十七日郡區役所に地方税掛を置き、十九年度より地方税徴収に關する事務を掌らしむ、同月三十一日廣島區内の各戸長役場を廢し、戸長の事務は區長之を兼攝す、同時に區役所に用掛を置き、分擔區域を定め、町村に派出して事務の取扱をなさしむ、其分擔區域は左の如し、

戸長役場の廢止
區役所の用掛を置く

第一部 尾長村 大須新開

第二部 愛宕町 猿猴橋町 荒神町 蟹屋村 大須賀村

第三部 段原村 東新開 皆賀村

第四部 比治山町 的揚町 土手町 松川町 稻荷町 金屋町 京橋町 壺屋町

第五部 白島東中町 白島中町 白島西中町 白島九軒町 白島北町 東白島町
西白島町 西中町 西裏町 西町一丁目 西町二丁目 南町一丁目
南町下一番町 南町上一番町 南町上二番町 北町一番町 北町二番町
北町三番町 北町四番町

第六部 橋本町 上柳町 石見屋町 山口町 東引御堂町 胡町 上流川町
八丁堀 鐵砲町 織町 銀山町 斜屋町 堀川町

第七部 下流川町 下柳町 藥研堀 田中町 平塚町 竹屋町 三川町 竹屋村

第八部 立町 東魚屋町 研屋町 平田屋町 播磨屋町 革屋町 新川場町
鐵砲屋町 中町 下中町 袋町 西魚屋町

第九部 猿樂町 細工町 横町 鳥屋町 壺屋町 紙屋町 尾道町 大手町一丁目
目 大手町二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 大手町六丁目

第十部 大手町七丁目 大手町八丁目 大手町九丁目 小町 國泰寺村

第十一部 中島本町 天神町 材木町 元柳町 木挽町 中島新町

第十二部 水主町 吉島村

- 第十三部 寺町 西引御堂町 空鞘町 鷹匠町
- 第十四部 十日市町 西九軒町 左官町 鍛冶屋町 油屋町 西大工町 榎町
- 第十五部 〔猫屋町 西地方町 小網町 西新町 塚本町 堺町一丁目 堺町二丁目 堺町三丁目 堺町四丁目〕
- 第十六部 河原町 船入村 江波村
- 第十七部 廣瀬村 天満町
- 第十八部 川添村 観音村

郡區役所の處務規程

十九年七月十二日、地方官々制の發布ありて、從來の縣令は知事と改稱せらるゝや、千田貞曉廣島縣知事に任せらる、同年八月三十一日郡區長特任條件を改正し、次で郡區役所の處務規程を左の如く定められたり、

第一條 郡區役所ノ事務ヲ分掌セシムル爲ニ第一課・第二課・第三課・第四課・第五課ヲ置キ課中便宜分掌ヲ設ケ、上席ノ書記ヲシテ各一課ノ長ヲラシム、

第一課

- 一、水利土功會區村會ニ關スル事項、
- 二、文書往復ニ關スル事項、
- 三、業務ニ關スル事項、

四、衛生ニ關スル事項、

五、他課ノ主掌ニ屬セザル事項、

第二課

- 一、兵事ニ關スル事項、
- 二、戶籍社寺ニ關スル事項、

第三課

- 一、農工商ニ關スル事項、
- 二、土木ニ關スル事項、
- 三、遞信ニ關スル事項、

第四課

一、諸稅區町村費備荒儲蓄金徵收ニ關スル事項、

二、地理ニ關スル事項、

第五課

- 一、金錢出納ニ關スル事項、
- 二、第二部歳入ニ關スル事項、
- 三、地方稅區町村費備荒儲蓄金支出ニ關スル事項、

第二條 郡區長事故アルトキハ、郡區上席ノ書記其職務ヲ代理ス、

自治制實施の準備

斯くて二十一年四月自治制の發布を見るに至り、二十二年二月内務大臣は廣島を市制施行地に指定し、其年四月一日より實施することとなるや、廣島縣知事は三月九日市制第二百二十八條に係る事項は之れを廣島區長に指命したり、是に於て區長栗原幹は市制實施の準備に着手し、市制實施と同時に其職を退くに至れり、

第二節 市制施行以後

明治二十一年四月十七日、法律第一號を以て地方自治制を發布せられ、市町村制を定めらる、其勅語に曰、

市町村制の發布

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ、衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ、隣保團結ノ舊慣ヲ存重シテ益之ヲ擴張シ、更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ權義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ、茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セ

シム、

市制の實施

是に依て内務大臣は此法律實行の責に任じ、地方の情況を裁酌して、翌二十二年二月二日廣島を市制施行地に指定し、同年四月一日より市制を施行せり、是に於て廣島市は一の法人となり、市民は一定の條件の下に公民權を享有し、市の名譽職に選舉せらるゝの權利及び名譽職を擔任するの義務を有するに至れり、是より先き、時の縣知事千田貞曉より區長栗原幹に市制第二百二十八條初めて議員を選舉するに就き、市參事會及市會の職務並に市條例を定むべき事項は、府縣知事又は其指名する官吏に於て之を施行すべし。に係る事項の取扱を命せられ、同年六月十二日より同月十七日までの六日間に亘りて、三級・二級・一級の各市會議員三十六名の選舉を行ひ、同月二十八日市會を開き、市長候補者三名の選舉を施行し、三木達外二名其選に當り、同年九月四日最高點者なる三木達に就任の裁可ありたり、次で同月十日中島于城助役就任の認可を得、次で又早速正夫收入役に選任せられ、爰に始めて代議行政兩機關の成立を告げ、同月二十一日市役所開廳式を舉行するに至れり、而して市會は市民を代表し、市制に準據して、市の一切の事を議決し、市參事會員は市長・助役・名譽職參事會員より成り、市を代表して行政事務を擔任し、市長

市長選舉

市役所開廳式

は市政一切の事務を指揮監督し兼て國縣の行政事務を管掌し、助役は市長を補佐し、市長不在の時其代理を務む、収入役は市參事會の推薦に依り市會これを選任して、市の收入を受領し并に市費の支拂を行ひ、其他會計の事務を掌理せり、明治四十四年四月法律第六十八號を以て市制を改正せらるゝや、從來市政執行機關たりし市參事會は議決機關となり、又助役・収入役は市長より之を市會に推薦し、市會の議決を経て、其筋の認可を受け、就職するこゝとなれり、

市長

市制施行以來の市長助役・収入役の就任退任は左の如し、

市長

- 三木 達 明治二十二年九月四日就任 同 二十二年十二月十八日退任
- 伴 資 健 明治二十二年十一月十九日就任 同 二十八年十一月廿七日退任
- 佐藤 正 明治二十九年一月十日就任 同 三十九年四月二十日退任
- 伴 資 健 明治三十九年八月三十日就任 同 三十九年八月三十一日退任
- 高東 康一 明治三十九年四月十七日就任 同 四十二年四月十七日退任
- 小田 貫一 明治四十二年五月二十七日就任 同 四十二年七月二十二日死亡

助役

- 渡邊又三郎 明治四十二年九月九日就任 同 四十二年七月三日退任
- 長屋 謙二 明治四十三年九月二十八日就任 大正二年二月十六日死亡
- 豊島 陽藏 大正三年一月二十九日就任 同 四年四月二日退任
- 武岡 充忠 大正三年三月二十日市長職務管掌被命 同 四年二月三日解任
- 吉村 平造 大正四年一月二十三日就任 同 五年十二月二十五日退任
- 田部 正壯 大正六年十月七日就任 同 十年十月七日退任
- 佐藤 信安 大正十一年四月十七日就任 大正十四年一月二十一日退任

助役

- 中島 干城 明治二十二年九月十日就任 同 二十八年九月四日退任
- 林 公平 明治二十九年二月五日就任 大正三年二月四日退任
- 山本 覺二 明治三十五年三月七日就任 同 三十八年五月十六日退任
- 横山 亮一 明治三十八年五月十六日就任 同 四十四年五月十五日退任
- 小田 清 大正四年三月三十一日就任 同 八年三月三十一日退任
- 石井 淳雄 大正八年八月十一日就任 同 十二年七月三十一日退任
- 佐野 賢作 大正十三年三月四日就任

収入役

永井 貢 大正十三年四月十六日就任

収入役

早速 正夫 明治二十七年九月十二日就任
同 二十七年九月十九日就任
坂村 真中 明治三十三年一月十九日就任
同 三十三年一月十八日就任
坂村 真中 明治三十三年四月二十五日就任
同 三十三年四月二十五日就任
横山 亮一 明治三十三年五月十六日就任
同 三十三年五月十六日就任
栗屋 敏夫 明治三十年九月七日就任
大正十三年九月六日就任
宗兼 徳 大正十三年四月十七日就任

市参事會員

市制施行以來の市参事會員は左の如し。

桐原恒三郎 二十二年九月二日より
二十四年九月一日まで

三木 達 二十四年一月十四日より
二十四年九月一日まで

坂村 真中 二十四年十二月十九日より
二十四年九月一日まで

粟村 信武 二十五年七月二日より
二十五年七月一日まで

坂村 真中 二十四年九月二日より
二十四年一月十九日まで

津村 光華 二十四年四月十二日より
二十七年四月十二日まで

白根 惇六 二十二年九月二日より
二十三年十一月二日死亡

水谷 貢 同 二十二年九月二日より
二十二年十一月二日就任

奥本數奇男 二十六年九月二日より
二十六年九月二日まで

岩崎 政介 二十五年七月二日より
二十五年七月一日まで

山科 幹三 二十四年九月二日より
二十四年九月二日まで

倉本廣三郎 二十五年七月六日より
二十六年九月一日まで

秦 武 八 二十五年七月六日より
二十六年九月一日まで

岩崎 政介 二十六年九月四日より
二十六年九月十六日まで

山本 久 二十六年九月十四日より
二十九年三月三日まで

津川 顯藏 二十七年五月七日より
二十八年九月一日まで

天野 確郎 二十八年九月五日より
二十八年九月一日まで

津川 顯藏 二十八年五月十三日より
二十九年四月十五日まで

林 十之助 二十九年四月十五日より
二十九年四月十五日まで

村尾 貞治 三十一年一月四日より
三十一年一月四日まで

原田 稔 三十二年九月三日より
三十二年九月三日まで

山縣徳兵衛 三十二年九月廿七日より
三十二年九月廿七日まで

奥本數奇男 三十二年八月八日より
三十二年八月八日まで

三戸藏之助 三十二年九月四日より
三十二年九月四日まで

山縣徳兵衛 三十二年九月四日より
三十二年九月四日まで

高野 一步 三十四年九月二日より
三十四年九月二日まで

岩崎猪兵衛 三十六年九月廿七日より
三十六年九月廿七日まで

粟村 信武 二十六年九月四日より
二十八年九月四日まで

奥本數奇男 二十六年九月三日より
二十六年九月三日まで

岩本 元行 二十七年二月十三日より
二十七年二月十三日まで

林 十之助 二十八年五月十一日より
二十八年五月十一日まで

森川 脩藏 二十八年九月五日より
二十八年九月五日まで

岡 謙藏 二十九年四月十五日より
二十九年四月十五日まで

尾形武三郎 二十九年四月十五日より
二十九年四月十五日まで

山田 和美 三十三年九月三日より
三十三年九月三日まで

河野 葭一 三十三年九月三日より
三十三年九月三日まで

尾形武三郎 三十一年八月八日より
三十一年八月八日まで

尾形武三郎 三十三年九月四日より
三十三年九月四日まで

木元儀右衛門 三十三年九月四日より
三十三年九月四日まで

松本九郎右衛門 三十四年九月二日より
三十四年九月二日まで

山科 幹三 三十四年九月二日より
三十四年九月二日まで

北山雄三郎 三十六年九月廿七日より
三十六年九月廿七日まで

志熊 直人	三十五年十一月廿七日より	長屋 謙二	三十四年九月二日より
村尾 貞治	三十四年九月二日より	山科 幹三	三十四年九月二日より
小島 範一郎	三十五年六月廿四日より	小島 範一郎	三十六年九月四日より
山縣 德兵衛	三十六年九月四日より	山田 和美	三十六年九月三日より
長屋 謙二	三十八年九月二日より	村尾 貞治	三十八年九月二日より
林 十之助	三十八年九月二日より	山田 和美	三十八年九月二日より
山縣 德兵衛	四十一年十月四日死亡	鍋島 秩	四十四年九月四日より
小島 範一郎	四十二年九月一日より	望月 俊吉	四十四年九月十三日より
長屋 謙二	四十二年九月四日より	林 仲之助	四十二年九月四日より
中野 庸介	四十二年九月三十日より	森田 卓爾	四十四年九月三十日より

備考 明治四十四年四月より、改正市制に依り、市参事會は議決機關となり、市参事會員は市會に於て其議員中より選舉し、其任期は市會議員の任期に依るべきことに改めらる。

本明 貞藏	四十四年十月廿六日より	林 十之助	四十四年十月廿六日より
倉本 重吉	四十四年十月廿六日より	森川 脩藏	四十四年十月廿六日より

尾形 武三郎	二十四年十月廿六日より	望月 俊吉	二十四年十月廿六日より
村井 林市	二年六月十八日より	尾形 武三郎	二年六月十九日より
今田 正夫	二年六月十七日より	本明 貞藏	二年六月十七日より
野瀬 力藏	二年六月十七日より	吉田 基衛	二年六月十七日より
武田 吉右衛門	四年一月三十一日より	藤野 泰次	四年一月三十一日より
岡田 才助	四年一月三十一日より	林 十之助	四年一月三十一日より
加藤 恒之介	四年一月三十一日より	安宅 太郎	四年一月三十一日より
倉本 重吉	四年五月三十一日より	倉本 重吉	六年八月二十九日より
安宅 太郎	六年八月二十九日より	里見 善七郎	六年八月二十九日より
増田 直吉	六年八月二十九日より	林 敬	六年八月二十九日より
岡田 才助	六年八月二十九日より	宇留 島篤三	十四年八月廿九日より
村上 剛毅	十四年八月廿九日より	堀江 秀一	十四年八月廿九日より
高松 升吉	十四年八月廿九日より	菊崎 慶次郎	十四年八月廿九日より
檜山 幾太郎	十四年八月廿九日より	杉岡 退藏	十四年八月廿九日より
勝盛 達之助	十四年六月二十日より	西村 榮藏	十四年六月二十日より

大井 昴 十四年六月二十日より 中村 主 一十四年六月二十日より
佐久間重太郎 十四年六月二十日より

市條例諸規則の公告式

廳内事務の分掌

市長助役収入役の給料

二十二年九月元區役所よりの事務引繼を了するに至るまで、一般行政事務は元廣島區長栗原幹これを處理し、同年六月より市會を開き、市條例諸規程并に明治二十二年經費豫算を議決し、本市の條例并に諸規則の公告式は本市堺町四丁目寺町塚本町永主町細工町平田屋町東白島町幟町土手町猿猴橋町宇品町以上拾壹個所の揭示場に揭示するを以て公告式となす、斯くて市制實施の緒に就き、二十四年三月市役所に第一部、第二部、収入部の三部を置き、而して第一部に議事庶務學務戶籍兵事衛生の六掛を、第二部には勸業土木地理國稅地方稅市稅の六掛を、収入部には財務記簿納拂の三掛を設けて、各其事務を分掌せしめたり、
市長助役収入役の給料額を左の如く規定し、

職名	等級	俸年	給料額
市長	一級	一年	一、〇〇〇円
市長	二級	一年	八〇〇円
市長	三級	一年	六〇〇円
市長	四級	一年	四二〇円
市長	五級	一年	三六〇円
市長	六級	一年	三六〇円
市長	七級	一年	三六〇円
市長	八級	一年	三六〇円
市長	九級	一年	三六〇円
市長	十級	一年	三六〇円
助役	一級	一年	四八〇円
助役	二級	一年	四二〇円
助役	三級	一年	三六〇円
助役	四級	一年	三六〇円
助役	五級	一年	三六〇円
助役	六級	一年	三六〇円
助役	七級	一年	三六〇円
助役	八級	一年	三六〇円
助役	九級	一年	三六〇円
助役	十級	一年	三六〇円

市吏員の給料及定員

一 收入役 三六〇 三〇〇 二四〇

又市書記二十人事務雇員五十人及使丁の給料額を定むること左の如し、

職名	等級	俸月	給料額
書記	一級	一月	三〇〇円
書記	二級	一月	二五〇円
書記	三級	一月	二二〇円
書記	四級	一月	二〇〇円
書記	五級	一月	一八〇円
書記	六級	一月	一六〇円
書記	七級	一月	一四〇円
書記	八級	一月	一二〇円
書記	九級	一月	一〇〇円
書記	十級	一月	八〇円
雇員	一級	一月	七〇円
雇員	二級	一月	六〇円
雇員	三級	一月	五〇円
雇員	四級	一月	四〇円
雇員	五級	一月	三〇円
使丁	一級	一月	五〇円
使丁	二級	一月	四〇円
使丁	三級	一月	三〇円
使丁	四級	一月	二〇円
使丁	五級	一月	一〇円
使丁	六級	一月	八〇円
使丁	七級	一月	七〇円
使丁	八級	一月	六〇円
使丁	九級	一月	五〇円
使丁	十級	一月	四〇円

二十三年四月書記及雇員の任期規則を定めて滿九年と爲し、次で有給吏員の退職料を規定し、任期滿限に依り退職の者には給料の年額を六等に區分し、一箇年金三十圓以上百二十圓と定む、二十六年三月事務の分掌を改正して廳内に五課を置き、事務の分擔を左の如く定む、

- 第一課 議事 庶務 學務 衛生
- 第二課 戶籍 兵事
- 第三課 土木 地理 勸業
- 第四課 國稅 地方稅 市稅
- 收入課 財務 納拂

水道事務所の開設

二十九年十月市長以下一般有給吏員の給料額を改め、市長は一級年俸千二百圓、二級年俸千圓、三級年俸八百圓、助役は一級年俸六百圓、二級年俸五百四十圓、三級年俸四百八十圓、収入役は一級年俸三百六十圓、二級年俸三百圓、三級年俸二百四十圓、書記は一級月俸四十圓以下十五級六圓までとなし、爾來市の膨脹に伴ひ、市政事務の益、繁多を加ふるに至り、従來の書記、使丁の定員を増加する所あり、又同時に書記及び雇員の任期規則、中雇員を削除せり、三十一年十月廣島市水道事務所規程を設け、事務所を本市基町元臨時廣島軍用水道布設部廣島出張所跡に創設し、十一月一日より其事務の取扱を開始す、三十二年三月市書記の定員を七十五名に改め、續で八月亦七十八名に改む、三十三年四月市吏員の俸級額を改正して、市長以下の俸給を増額する所あり、而して工手機關手を置く時は其俸級は書記の給料額に依らしめ、書記の一級俸を受くるものにして、特別の功勞又は特別の技能を有するものには漸次七十圓まで増俸することを得るの制を設く、同年九月水道事務所を本廳内に移轉し、十月一日より其事務を開始す、三十四年五月本市竹屋村に廣島市消毒所を設置し、傳染病毒に汚染し若しくは汚染の虞ある器具物

消毒所の設置

収入課出張所の設置
市吏員任用規程の制定

品の消毒を行はしむ、三十五年二月助役の定員を二名に改め、同年五月吏員の定員を改正して、工師を三名、書記を九十名、工手を十名、機關手を二名となす、三十六年四月収入課出張所を本市山口町に設置し、所内に爲換方を置き、國稅、市稅、貸地料、給水料、給水工事費の収入事務を取扱ふ、三十六年四月吏員の任用規程を制定して、書記は(一)本市書記試験に及第し其合格證書を有する者、(二)官吏及辯護士試験に及第し其合格證書を有する者、(三)官公立中學校又は之と同等以上と認めたる學校の卒業證書を有する者より任用し、技師は(一)工學士及之と同等以上の資格ありと認むる者、(二)技師又は機關士の官職にありたる者は試験を用ひずして之れを任用し、技手及機關手は(一)本市の技手、機關手の試験に及第し其合格證書を有する者、(二)官公立工業學校又は之と同等以上と認めたる學校の卒業證書を有する者より任用し、滿二年以上官吏、縣吏員又は本市吏員、官公立學校正教員の職にありたる者、及滿二年以上本市の書記、補技手、補機關手、補又は雇若くは本市職工の職に在る者は試験を用ひず直に本市の吏員に任用するの制を定む、同時に任用試験規則を定め、試験を分つて書記、技手、機關手の三種となし、試験委員は市參事

市吏員退職料支給條例

市吏員手當支給規則

會員中より市長之を選任す、同年八月收入役の俸給を改正して、一級俸を六百圓、二級俸を五百圓、三級俸を四百圓となす、同年十二月更に廣島市吏員退職料支給條例を設けて、吏員の在職十二年以上に至り退職したるもの、并に公務に因り傷痍を受け、又は疾病に罹り職務に堪へずして退職したる者に給額を分つて終身之れを支給するの制を定む、三十七年二月市吏員手當金支給規則を定めて、吏員公務の爲め傳染病豫防救治に従事せしめたために感染し又は死亡したるとき、又公務の爲め傷痍を受けたるもの、及び在職滿一年以上にして死亡又は退職したる者に給額を定めて之れを支給するの制を設く、同年九月市の條例及び諸規則其他一般に周知せしむるものは市内堺町四丁目、寺町、塚本町、水主町、細工町、平田屋町、東白島町、幟町、猿猴橋町、土手町、宇品町の各揭示場に揭示するの外、市内發刊の新聞紙に掲載するを以て其公告式とせり、三十八年五月吏員の俸給額を改正し、同年八月書記任期規則を廢止す、三十九年一月書記の定員を百名と改めしが、續て三月亦百三名に、機關手の定員を三名に改め、水道巡視の定員を四名と定む、同年五月是れより先き本市宇品町に臨時收入課の出張所を設置せしが、同町廣島市出張所

廳内事務分掌の改正

内に之を移轉す、同月本市堺町三丁目に、六月宇品町御幸通に收入課出張所を開設し、市金庫を置いて、收入事務の取扱を開始す、同年十二月廳内事務の分掌を改めて亦二部を置き、其分課を左の如く定む、

第一部

總務課 庶務係 學務係 農商工係 土木係 地理係
 人事課 戶籍係 兵事係 衛生係 掃除係

第二部

稅務課 市稅係 國稅係 檢稅係
 自警課 給水係 作業係 機關係 倉庫係 檢水係
 會計課 財務係 出納係

別に調査室を置き、市長に處屬せしむ、四十年三月吏員の定員を改正して、技師を三人、書記を百三人、技手を二十人、機關手を三人、掃除監督長を一人、掃除監督を二人、掃除巡視を十二人、水道巡視を八人と定め、書記、技手、機關手の俸給を改正し、又當該年度給料の豫算定額内に於て囑托員、技師、補書記、補機關手、補等を置き、事務の補助をなさしむるの制を設く、四十年四月本市出張所を市内三箇所に設置し、東部を山口町に置き、平田屋川以東を管轄し、西部

廣島市出張所の設置

下水道臨時築
造部事務所の
設置

は堺町三丁目に置きて本川以西を管轄し、又南部は宇品町に置きて宇品町、元宇品町を管轄し、平田屋川筋以西本川筋以東は本廳之れを直轄して諸願届書の受理を取扱ひ、南部出張所(宇品町)は特に水難救護及船員法に依る事務を取扱はしむ、同年六月市吏員の俸給額を改正し、同年十一月下水道臨時築造部を本市木挽町持明院内に設置して其事務を開始す、四十一年一月廣島市是調査委員設置規程を定め、委員の數を二十一名とし、市參事會員四名、市會議員十名及び市公民中選舉權を有する者を以て組織し、市是に關する諸般の事項并に市財政に關する事項を調査せしむ、同年三月吏員の定員を改正して書記を百四人、技手を二十一人、水道巡視を十一人となせしが、四十二年三月亦書記を百十二人に改め、水道巡視は之を廢止す、同年四月第二部自營課中に檢水係を設置し、水質の檢査及び排水に關する事を取扱はしむ、四十三年三月當廳出張所の内東西二箇所を廢止し、南部のみを存置して宇品出張所と改む、四十四年四月市長以下吏員の俸給額を改正し、同年五月第一部總務課の學務係を廢して更に第一部中に學務課を新設す、同年七月機關手の定員を四人に、同年十二月助役の定員を一名に改む、四十五年三月掃

宇品出張所
廳内事務分掌
の改正

同

市吏員任用規
則の改正

除巡視の定員を十五人に改む、大正二年五月自營課を水道課と改稱す、同年九月市吏員の俸給額を改正し、大正三年五月第一部、第二部に調査室を廢して總務會計の二部を置き、總務部中に勸業、土木の兩課を新設す、大正四年九月市吏員給料額規程を改正して、技師の最高給額を受くるものにして特別の功勞ある者は二千五百圓まで増俸することを得せしむ、同年七月廳中の分課の改正を行ひ、秘書課、庶務課、學務課、衛生課、戶籍兵事課、戶籍係、勸業課、土木課、土木係、營繕係、地係、水道係、庶務係、財務係、市稅係、國稅、給水係、工事係、倉庫、主計係、出納、係、檢稅係、水道課、係、機關係、檢水係、會計課、係、用度係の課係を置き、從來總務部長に代決せし事項は助役、會計部長に於て代決せし事項は會計課長に於て之を處決す、大正四年七月吏員の任用規程を改正し、從來任用者には年齢の制限なかりしを二十歳以上滿四十五歳以下となし、視學の任用は(一)帝國大學又は之と同等以上の學校を卒業したる者、(二)高等師範又は之と同等以上の學校を卒業したるもの、(三)文官高等試驗に合格したる者、(四)滿五箇年以上小學校長の職に在り、且小學校本科正教員の免許狀を有し、月額五十圓以上の給料を受け、退職後滿二箇年を経過せざる者、(五)滿五箇年以上官公廳に於て視學の職に在り、月額五十圓以上の給

料を受け退職後滿二箇年を経過せざる者書記は(一)本市の書記試験に合格したる者(二)視學に任用の資格ある者(三)文官普通試験又は裁判所書記試験に合格したる者(四)官公立中學校文部大臣の指定したる私立學校又は之と同等以上の學校を卒業したる者(五)滿二箇年以上文武判任官以上若しくは公吏又は官公立學校の職員の職に在り月額二十圓以上の給料を受け退職後滿二箇年を経過せざる者(六)滿二箇年以上本市に勤続したる書記補雇員にして現に月額十五圓以上の給料を受くる者技手機關手藥劑師并に掃除監督長掃除監督は(一)本市の技手又は機關手の試験に合格したる者(二)技術に關する中學程度の官公立學校又は之と同等以上の學校を卒業したる者(三)藥劑師たる資格を有する者(四)滿二箇年以上技術擔當の職に在り月額二十圓以上の給料を受け退職後滿二箇年を経過せざる者(五)滿二箇年以上本市に勤続したる技手補機關手補工夫火夫其他の技術員にして現に月額十五圓以上の給料を受くる者と改む大正四年九月廣島市町村合同組合準則を定め市内の各町村を以て其組合設立の區域となし總代名一 副總代名若干 評議員名若干を置き組合内に係る諸般の公共事務を處辨し且隣保團結の情誼

町村合同組合

を守り各自相互に警戒扶持するを目的とし本準則に依りて規約を設け豫め市長の承認を受けしむ而して公共事務に關し總代に於て取扱ふ事項を左の如く規定す。

一 告達文書若しくは口達の周知をなすこと、一 諸諮問に對する答申、一 諸收入金の納期を誤らざる様注意をなし、意納者の人名を市役所より通知ありたる時は速に納付方の注意、一 組合内に於ける戸口職業を調査し諸願届を怠らざる様注意すること、一 道路、橋梁、堤塘及水管其他公用の建造物破損箇所の中告、一 市補助金其他經費の收支取扱及び計算に關すること、一 其他公共事業に關すること、

後年此合同組合を廢止せり、

同月吏員給料額規程中を改正し、技師の俸給最高額を受くる者にして特別の功勞ある者は二千五百圓まで増俸するを得せしむ、六年四月吏員の任用規程中を改正して、視學の任用規程中(四)を小學校本科正教員の免許狀を有し、月額五十圓以上の給料を受け、滿五箇年以上小學校長の職に在りたる者、(五)を月額五十圓以上の給料を受け、滿五箇年以上官公廳に於て視學の職に在りたる者に改め、書記の資格規程中(五)を月額二十圓以上の給料を受け、滿

吏員任用規程の改正

町總代の統一

二箇年以上文武官若くは公吏又は官公立學校の職員たりし者に改め、技手・機關手・藥劑員并に掃除監督長・掃除監督の任用規程中(四)を月額二十圓以上の給料を受け、滿二箇年以上技術擔當の職に在りたる者と改む、是より先き市内各戸に對する諸達通牒等は、従前各町にて任意に設けたる町總代を介し、其普及徹底を計り來りたるも、町總代の選任并に取扱事項に關しては、一定の基準なかりしを以て、之が統一を期すると共に相當の待遇を與へんが爲め、大正八年三月本市告示甲第十七號を以て、市會の議決を経知事の許可を得たる町總代事務費補助規則なるものを公布し、同時に本市告示甲第十八號を以て市參事會の議決を経たる町總代設置準則を公布し、以て其選任方法及取扱事項を明示せり、爾來同準則に依り、町總代の設置に努め、大正十四年七月には、市内百十四箇町の内、大部分は其設定を了し、未設定のもの僅に九箇町となれり、而して該準則に規定せる町總代の取扱事項を舉れば概ね左の如し、

- 一 市行政事務の執行を援助し、法令通達等の普及に努むること、
- 二 道路橋梁等公共物の破損又は異狀を認めたるときは、市長に對し報告すること、

戸籍

三 町内に於て表彰すべき篤行者又は市の救助を要する極貧者あるときは、市長に對し之が申報をなすこと、

四 教育自治其他公共的觀念の發達及公德心の喚起に努むること、

五 産業の振興其他町民の福利増進を圖ること、

六 町内住民の納税に注意し、義務觀念の向上に努むること、

七 名簿を備へ、町内の戸數及現住者を明かならしむること、

八 前各號の外必要な事項、

戸籍に關しては、明治五年第一大區たりし時代、區廳に戸籍專任の吏員を置き、其事務を掌りしが、明治六年區内町村を十二小區に分ち、各小區に戸長・副戸長を置くに當り、各戸長に於て之を掌り、明治十一年一月大小區制を廢して、郡町村制を布かれ、本市は廣島區と改稱し、區役所を創設せらるゝに至り、従前各小區備付の戸籍簿を廢し、縣廳備付の帳簿を下附し、之れに據りて變換加除を取計ふこととなり、同年四月十二日區内に係る戸籍簿七十二冊の下附を受けたり、而して戸籍上、屋敷番號は從來各小區毎に改め附したりしを、十七年一月一日より各町村毎に改番附記することに更め、且又同時に各門戸に掲出する標札の書方をも定めたり、十九年十月十六日内務省令を以

て戸籍取扱手續を定められ、次で戸籍登記書式を定め、此式を比準參酌して、其宜しきに適せしむべき旨を令せらる。是に依りて廣島縣令は二十年十月に戸籍取扱心得を、同年二月十日に戸籍登記書式、并に送籍狀及入籍報知書式を定め、戸籍簿は其年六月三十日迄に更正整理せしむべき旨を令せり、明治三十一年六月法律第十二號を以て戸籍法を改正し、同年七月十六日より施行せられ、戸籍及び身分に關する事務は從來内務行政所管なりしを、此時司法行政の所管に移し、戸籍は凡て土地臺帳の番號に據ることとなり、戸籍吏をして之れを管掌せしめ、市長を以て戸籍吏と爲し、其事務所を戸籍役場と稱へ、所屬裁判所監督の下に之れを取扱ふこととなり、而して寄留に關する事務同時に當然戸籍吏の資格を有することとなり、而して寄留に關する事務は、従前の通り市長に於て之を取扱ひ來りしが、大正三年三月法律第二十六號及法律第二十七號を以て戸籍法及寄留法を改正せられ、大正四年一月一日より施行する事となり、戸籍吏及戸籍役場の名稱は廢止せられ、戸籍及寄留に關する事務は、所屬裁判所の監督を受けて市長之れを管掌することとなり、

市廳舎

市役所廳舎は、明治二十二年九月二十一日を以て舊區役所の敷地、建物器具、器械等一切現在のまゝ、引繼を受け、廳舎の位置は市の中央より稍や南西に位する中島新町に在り、爾後屢、廳舎に増築を行ひ以て現今に至れり、

第五章 議政機關

第一節

貴族院議員の選舉

貴族院

明治二十二年二月十一日、帝國憲法の發布せらるゝや、同時に議院法并に貴族院令及び衆議院議員選舉法を制定せられ、翌二十三年十一月二十九日を以て貴族院議員及衆議院議員を東京に召集し、始めて第一期帝國議會を開かれたり、貴族院は貴族院令の定むる所に依り、皇族、華族及勅任の議員を以て組織し、勅任議員の内、多額納税者議員は、互選規則に依り、各府縣内に於て直接國稅最多額納税者十五人の中より其一人を互選して勅任せられたるものにて、其任期は七個年なり、而して廣島縣に於ける多額納税者議員の互選會は通常五回、二十三年六月、三十年六月、三十七年六月、大正七年六月、同七年四月、補缺選舉二回、大正五年六月、同七年四月にし、二十三年貴族院開會以來、其議員を出せしこと總て七人なりと雖も、廣島市多額納税者中未だ一人も選出されたるものあらず、而して毎改選當時に於ける多額納税者互選人の中、市内に屬するものを擧ぐれば左の如し。

明治二十三年六月選舉

納稅金額八百四拾參圓

森川 脩藏

明治四十四年六月改選

納稅金額五千四拾四圓

堀内 茂吉

大正五年六月補缺選舉

納稅金額貳千八百六拾參圓

古川 久吉

納稅金額貳千四百六拾八圓

保田 八十吉

同 七年四月補缺選舉

納稅金額參千八拾九圓

天野 清七

同 七年六月改選

納稅金額參千八拾九圓

天野 清七

衆議院

衆議院は明治二十二年議院法の定むる所に據り公選せられたる議員を以て組織せられ、廣島縣は衆議院議員選舉法に依り、各郡市を通じて、選舉區を九區に分ち、選出議員の總數は十人とす、廣島市は安藝郡と併せ其第一區にして、選出議員の數は二人、他は毎區一人を選舉せり、二十三年二月十四日本

縣知事は衆議院議員選舉法第三條に據り、廣島市長に第一區選舉長を命じて、選舉事務を管理せしめ、同年七月一日本縣々會議事堂に於て始めて選舉を行ふ、第一帝國議會を経て、第二議會開會中、二十四年十二月解散せられ、翌二十五年二月選舉を行ひしが、當選議員平山靖彦辭したるを以て、同年九月更に補缺選舉を行ふ、二十六年十一月解散の爲め、翌二十七年二月選舉を行ひたりしが、六月再び解散せらる、依つて同年八月亦選舉を行ふ、爾來數回の議會を経て、三十年十一月解散せられ、翌三十一年三月選舉を行ふ、同年六月亦解散となり、同年八月直に選舉を行ひたり、爾來數回の議會を経て、三十五年滿期退任となり、同年八月選舉を行ひたりしが、其年四月議員選舉法改正せられ、郡市の二部に分れ、廣島縣は廣島市より一人、尾道市より一人、郡部より十人の議員を選出することゝ爲れり、是に於て市は全く獨立の選舉區となり、郡部は各郡を通じて一選舉區となりしなり、又被選舉權の如きも、從來の制限を改めて其範圍を擴張し、帝國臣民の男子にして年齢滿三十年以上の者は皆被選舉權を有する事となり、且選舉區内の得票は悉く通算せらるゝに至りたるを以て、其投票區は市町村の區域に依り選舉會を開き、縣知事

其會長となりて當選者を決定することゝなる、是に於て同年八月本市は改選を行ひたりしが、同年十二月議會解散の爲め、翌三十七年三月亦選舉を行ひ、四十一年五月滿期改選の時、當選者串本康三の當選無効に歸したるを以て、更に四十二年七月選舉を行ふ、爾來四十五年五月、大正四年三月の定期改選を行ひ、同六年一月二十五日議會解散せられ、同年四月選舉を行ひ、同九年二月二十六日再び解散せられ、同年五月選舉を行ひ、又同十三年一月三十一日三たび解散せられ、同年五月選舉を行ひたれども、毎回連續して早速整爾當選し、現に衆議院議員にして農林大臣たり、明治二十三年以後三十五年までの第一區、及び三十五年八月以後本市選出の議員は左の如し、

選舉 年 月

當選者

明治二十三年七月

豐田 實 穎

渡邊 又三郎

同 二十五年二月

平山 靖 彦

渡邊 又三郎

同 二十五年九月

藤田 高 之

同 二十七年二月	佐々木高榮
同 二十七年八月	藤田高之
同 三十一年三月	富永正男
同 三十一年八月	佐々木高榮
同 三十五年八月	渡邊又三郎
同 三十六年三月	佐々木高榮
同 三十七年三月	串本康三
同 四十一年五月	宮原幸三郎
同 四十二年七月	早速整爾
同 四十五年五月	串本康三
大正四年三月	早速整爾

縣會

同 六年四月	早速整爾
同 九年五月	早速整爾
同 十三年五月	早速整爾

第二節 縣會議員の選舉

廣島縣會の開始は、明治十一年七月太政官布告第十八號府縣會規則に基き、同十二年一月七日廣島縣令は議員選舉規則并に各郡區より選出すべき議員の數を定めて布達し、同年二月各郡區役所に於て選舉會を開かしたるり、而して廣島區より選出する議員の數は四人にして、廣島區長は同年二月二十七日日本區新川場町正清院を選舉假會場と定めて選舉を行ひ、同年五月一日を以て開場式を舉行したり、議員の任期は四箇年にして、二年毎に全數の半を改選することとし、而して議員の數は縣會の決議を以て定むべきも、初度の選舉は縣に於て之れを定め、郡區の大小に應じて一名乃至五名とし、總員六十二名を選舉せしめたり、然るに更に縣會の決議に依て定めたる議

員の數は、總員に於ては増減を生ぜざりしも、郡區にありては増減を來したる所ありき、然れども廣島區の定員は別に變更なく、依然として四名なりしなり、同十三年十一月に至り、太政官の布告に依り常置委員を置き、區内に住居して縣政に參與するの機關たらしめらるゝや、翌十四年一月之れを設置して委員七名を互選したり、同二十一年一月廣島區選出議員の定數を二十名に改め、同年二月區部會の決議を以て區部常置委員の數を七名と定む、而して同三十二年七月府縣制の改正を發布せられ、同年勅令第二百八十五號の規定に基づき、内務省令第二十五號に依り、廣島縣は三府・神奈川・兵庫・愛知の三縣と同じく、市郡部會・市郡部參事會を設置すべき指定府縣中に加へらるゝや、議員の定員を五十名と爲し、其内廣島市より選出すべき議員の數を十二名とし、而して從來二年毎に議員の半數改選を行ふ事を廢止して、四年毎に全部の改選を行ふことゝなれり、是より後、議員の總定員數には數度の更改を見しと雖も、本市は依然十二名を選出して今日に及べり、左に縣會開設後廣島市選出の議員を列記して示さむ。

明治十二年二月初回選舉

同十四年六月辭職
藤井和七郎 奧本數奇男 中島文之進 田賀甚兵衛
十五年死亡

同十三年九月半數改選
同十四年一月辭職 十四年二月補缺 十四年七月補缺 十五年八月補缺
葛 勝次郎 上原龜太郎 岡野七右衛門 坪田 庫介
同十五年八月補缺 葛 勝次郎

同十五年改選

尾形武三郎 神川 涉 長崎宇太郎

同十七年二月半數改選

上原龜太郎

同十八年十一月半數改選

滿居繁太郎 奧本數奇男 木元儀右衛門

十八年十二月補缺 岡野七右衛門

同二十一年一月半數改選

尾形武三郎

同二十一年一月増員選舉

若林 守夫 廣田萬次郎 玉木市兵衛 渡邊又三郎
内藤松太郎 岡 謙藏 玉木徳一郎 高橋 忠親

山中正雄 田村 基 高田 寅藏 佐野 卯助
 向西 所平 石田伊三郎 倉本庫三郎 平野盛太郎
 同二十三年三月半數改選

白根 淳六 林 十之助 滿居繁太郎 奧本數奇男
 桐原恒三郎 玉木市兵衛 木元儀右衛門 廣田萬次郎
 森田 寬藏 粟村 信武 佐々木又玄 廣田萬次郎
同二十四年二月補缺 同 上 倉本秀三郎 廣田萬次郎
同二十四年二月補缺 同 上 倉本秀三郎 廣田萬次郎
同年五月補缺 佐々木又玄 倉本秀三郎 廣田萬次郎
同年五月補缺 佐々木又玄 倉本秀三郎 廣田萬次郎

同二十五年三月半數改選

尾形武三郎 志熊 直人 若林 守夫 山中 正雄
 田村 基 內藤松太郎 玉木德一郎 津村 光華
 岡 謙藏

同二十七年三月半數改選

林 十之助 桑原 忠衛 田中 藺作 高野 一步
 廣田萬次郎 奧本數奇男 岡野七右衛門 森川 脩藏

佐々木又玄 藤井晰太郎 木元儀右衛門 桐原恒三郎
二十八年七月補缺

同二十九年三月半數改選

山中正雄 早速 整爾 万代四郎右衛門 尾形武三郎
 保田秀太郎 內藤松太郎 三木德一郎 田村 基
 志熊 直人

同三十一年三月半數改選

高野 一步 木元儀右衛門 山縣德兵衛 林 十之助
 桑原 忠衛 岡 謙藏 武田吉右衛門 村尾 貞治
 八木 楨 廣田萬次郎 森川 脩藏

同三十二年九月總選舉

林 十之助 武田吉右衛門 玉木德一郎 高野 一步
 志熊 直人 石光穎太郎 尾形武三郎 村尾 貞治
 岩崎 永助 早速 整爾 木元儀右衛門 岡野七右衛門
同三十三年十一月補缺 三十四年十月補缺 三十五年六月補缺
同三十三年十一月補缺 三十四年十月補缺 三十五年六月補缺
同三十五年九月補缺 田中幸一郎 八木 楨 木元儀右衛門

同三十六年九月總選舉

佐久間重太郎	高野 一步	鍋島 秩	早速 整爾
森脇喜兵衛	景山軍太郎	山本三朗	横山金太郎
八木 楨	武田吉右衛門	三戸藏之助	玉木徳一郎
<small>同三十七年二月補缺</small>			
山本三朗			

同四十年九月總選舉

横山金太郎	森川 脩藏	田中幸一郎	武田吉右衛門
佐久間重太郎	三戸藏之助	不破 熊男	山本三朗
八木 楨	尾形武三郎	内田 哲郎	今田 正夫
<small>同四十一年七月補缺</small>	<small>四十二年二月補缺</small>	<small>四十三年九月補缺</small>	
藤田 若水	増田直吉	尾形武三郎	

同四十四年九月總選舉

今田 庫吉	武田吉右衛門	明 藤次郎	藤田 若水
内田 哲郎	石光 一美	不破 熊男	石本庄次郎
三戸藏之助	淺井 馨	佐久間重太郎	増田 直吉
<small>大正三年二月補缺</small>			
西村 榮藏			

同四年九月總選舉

藤田 若水	佐久間重太郎	村上 剛毅	小松原要作
内田 哲郎	岩本 伊作	武田吉右衛門	藤野 泰次
石本庄次郎	西村 榮藏	林 公平	三戸藏之助
<small>五年一月補缺</small>			
倉本 重吉			

同八年九月總選舉

藤田 若水	西村 榮藏	森保 祐昌	古川 善吉
内田 哲郎	松浦治三郎	佐久間重太郎	檜山幾太郎
堀江 秀一	岩本 伊作	長岡 清藏	村上 剛毅
<small>同十年一月補缺</small>			
武田吉右衛門			

同十二年總選舉

森田 福市	堀江 秀一	山崎 吾一	西村 榮藏
内田 哲郎	加藤 俊夫	佐久間重太郎	檜山幾太郎
有馬 五作	長岡 清藏	渡邊 高一	岡田 陸藏

縣會議員選舉有權者は初めは満二十歳以上の男子にして其郡区内に本籍

を定め、其府縣内に於て地租五圓以上を納むるものなりしが、三十二年選舉人の資格を改正せられ、市町村の公民にして直接國稅三圓以上を納むるものは皆選舉權を有するに至れり、而して明治二十二年以降五箇年毎に於ける市内選舉有權者の數を掲ぐれば左の如し、

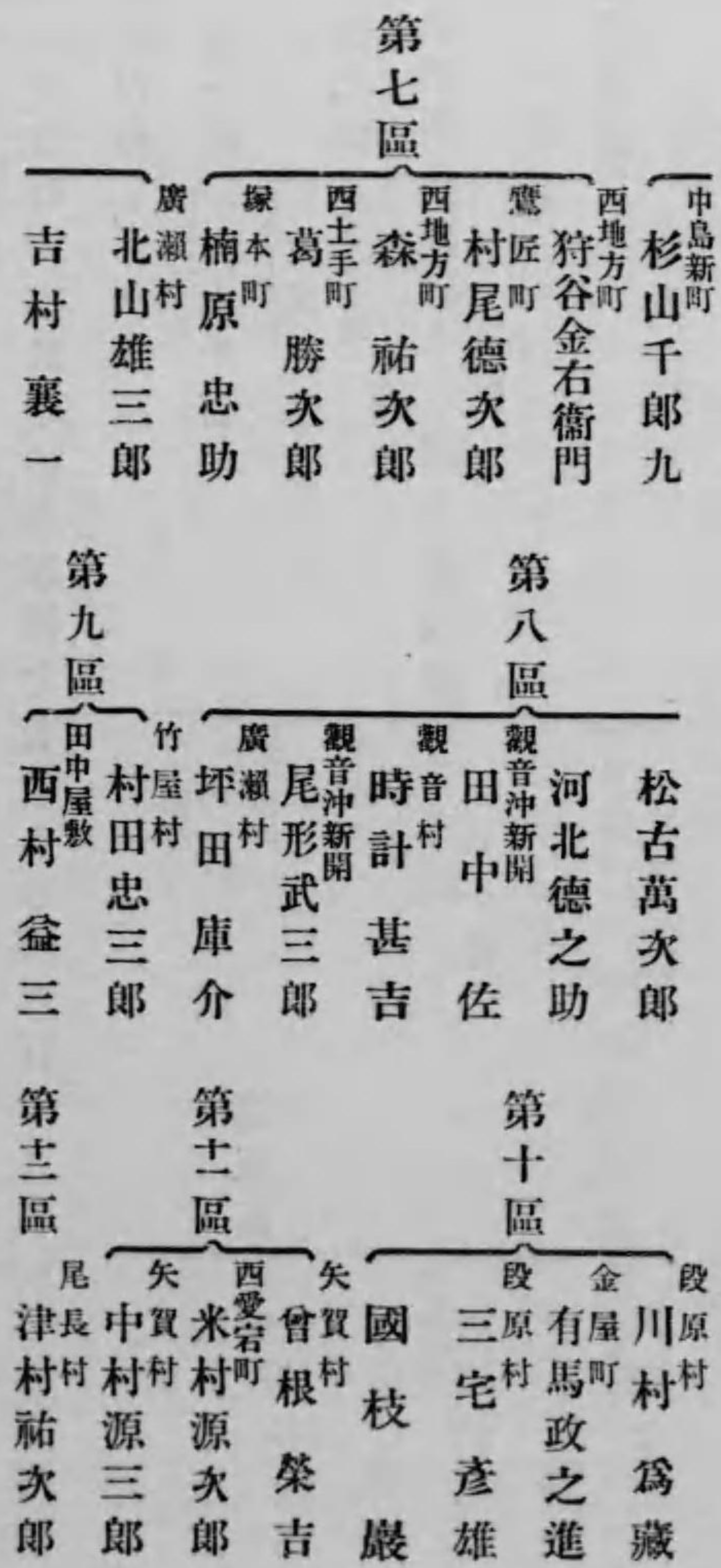
年次	有權者數	備考
明治二十二年	九七〇	資格地租五圓以上
同二十七年	九八一	同
同三十二年	二、六九九	資格直接國稅三圓以上
同三十七年	三、五四五	同
同四十二年	五、二四四	同
大正三年	五、三一〇	同
同八年	四、九〇四	同
同十一年	八、五七六	同

第三節 區會及市會

區會

明治十二年四月二十四日、廣島縣甲第七十五號を以て區會并に町村會開設の旨を布達せられ、同月二十八日區町村會規則の制定あり、尋で五月十二日には廣島區會議員選舉區域を定め、區内を十二に區分せり、是に於て區長中尾正名は議員の定數(四十二名)及び區會議員選舉手續を定め、同年七月十一、十二の兩日を以て、新川場町正清院を選舉假會場と定めて、議員の選舉を行はしむ、當時の市民中被選舉權を有するもの六百十九名にして、議員當選者は左の如し、

- | | | | | |
|-----|----------------|---------------|-----|---------------|
| 第一區 | 西町二丁目
村木千吉郎 | 向川場町
南部 保城 | 第五區 | 二丁目
藤井小十郎 |
| 第二區 | 白島五番町
山岡健之丞 | 鐵砲屋町
陸月源三郎 | 第六區 | 紙屋町
長崎宇太郎 |
| | 白島六番町
佐竹 義治 | 研屋町
横田 多藏 | | 六丁目
片田 旗藏 |
| | 下柳町
加藤 清造 | 小坂本町
坂本小藤太 | | 中島本町
西川清次郎 |
| 第三區 | 堀川町
山崎忠兵衛 | 立吉田町
吉田覺兵衛 | | 水主町
田中 鶏介 |
| | 立野 儀助 | 六丁目
木元儀右衛門 | | 井藤永之丞 |



而して同年八月十日、本區向川場廣島縣師範學校内を以て假議場と定め、最初の廣島區會の開場式を舉行せり、

明治十三年四月八日、太政官布告第十八號を以て區町村會法を布告せられ、其規則は區町村の便宜に従ひて之を定め、縣令の裁定を受けて開會することとせらるゝや、本縣令は同年八月三十一日を以て町村會并に數町村聯合會規則の草制稟申方を相定したり、是に於て廣島區は之れに基づき本縣令の裁定を経て、廣島區聯合町村會規則を定む、其規則は全編四章二十六條より成りて、左の如し、

廣島市聯合町村會規則

第一章 總 則

- 第一條 廣島區聯合町村會ハ、全區内町村或ハ戸長役場二區域以上聯合町村ノ協議ヲ以テ施行スベキ事件及ビ其費用收支方法ヲ議定ス、
- 但、全區内町村或ハ戸長役場二區以上聯合村ノ利害ニ關スル事件ニ付、縣令ヨリ會議ノ意見下問アルトキハ之ヲ議ス、
- 第二條 本會ハ通常會臨時會ノ二類ニ別ツ、
- 第三條 本會ハ通常臨時ノ兩會ヲ論セズ、會議ノ議案ハ戸長若クハ區長ヨリ之ヲ發ス、但、第一條但書ノ場合ニ於テハ縣令ヨリ議案ヲ下附セラレベシ、
- 第四條 本會ニ於テ、第一條ニ掲グル事件ニ付、議員ヨリ縣令若シクハ區長又ハ戸長ニ建議セントスル者ハ之ヲ會議ニ付シ、可決シタルトキハ、議長ノ名ヲ以テ建議スルコトヲ得、
- 第五條 本會ニ於テ決議シタル事項ハ、議長成議案ヲ製シ、區長若クハ戸長ヘ出シ、認可ヲ受クベシ、區長又ハ戸長ハ(戸長ハ區長ヲ經)之ヲ縣令ニ報告スベシ、
- 第六條 本會ニ於テ決議シタル事項ハ、區長又ハ戸長之ヲ施行スベキモノトス、尤、區長又ハ戸長其決議ヲ施行スベカラズト思慮スルトキハ、意見ヲ付シ、縣令ノ(戸長ハ區長ヲ經)

指揮ヲ請フベシ、

但、第一條但書ノ場合ニ於テハ、會議ハ其議決ヲ具申スルニ止リ、施行スルト否トハ縣令ノ意見ニ在ルベシ、

第七條 本會ハ毎年通常會ニ於テ協議費ニ係ル前年度出納決算及ビ共有貯蓄金穀計算ノ報告ヲ受ク、

第八條 會議ニ關スル費用ハ總テ其聯合町村ノ支辨トス、其支出ノ方法ハ會議ノ決議ヲ以テ定ム、

第九條 本會ハ議事細則ヲ議定シ、區長又ハ戶長ノ認可ヲ受ケ施行スベシ、

第十條 本會ハ議員ノ内招集ニ應ゼズ又ハ事故ヲ告ズシテ參會セザル者ヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得、

第二章 選舉

第十一條 本會ノ議員ハ聯合町村(戶長役場限リ)聯合町村ヲ云フ)會及ビ村會議員中ヨリ每會之ヲ公選スベシ、

第十二條 前條議員ノ數ハ四十名以下十五名以上聯合ノ多寡ニ據リ會議ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム、

但、初度ノ會議議員ノ數ハ本文定員内ヲ以テ區長又ハ戶長適宜之レヲ定ム、

第十三條 議長、副議長ハ議員中ヨリ之ヲ公選シ、區長又ハ戶長ニ報告スベシ、

第十四條 議長、副議長及議員ハ俸給ナシ、

但、會日手當金ヲ給スト否、及ビ其額ハ會議ノ決議ヲ以テ定ム、

第十五條 書記ハ議長之ヲ選ビ、庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會議ノ決議ヲ以テ之ヲ定メ、會費ノ内ヨリ支給ス、

第三章 議則

第十六條 議員半數以上出席セザレバ、當日ノ會議ヲ閉クヲ得ズ、

第十七條 會議ハ過半數ニ依テ決ス、可否同數ナルトキハ、議長ノ決スル所ニ據ル、

第十八條 區長又ハ戶長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明スルヲ得、

但、議決ノ數ニ入ルコトヲ得ズ、

第十九條 議長ハ發議討論スルヲ得、其場合ニ於テハ議員ノ席ニ就クベシ、

第二十條 會議ハ傍聽ヲ許ス、尤區長若クハ戶長ノ要ニ依リ又ハ議長若クハ議員過半數ノ意見ヲ以テ之ヲ禁ズルヲ得、

但、傍聽ノ細則ハ議定シテ區長又ハ戶長ノ認可ヲ受ケ施行スベシ、

第二十一條 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス、然レドモ人身上ニ付テハ褒貶毀譽ニ涉ルコトヲ得ズ、

第二十二條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命ニ順ハザル者アルトキハ、議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ涉ル者ハ警

察官吏ノ處分ヲ求ムルヲ得、

第二十三條 議長事故アリテ缺席スルトキハ副議長代理ノ任ヲ受ク、
但、正副議長缺席スルトキハ、假ニ議長ヲ選舉スルモノトス、

第四章 開 閉

第二十四條 本會ハ毎年四月之ヲ開ク、其開閉ハ區長又ハ戸長之ヲ定メ、十五日以前ニ議員ヲ公選セシメ同時ニ縣令へ(戸長ハ區長ヲ經)報告スベシ、會期ハ十日以内トス、

但、區長又ハ戸長ハ會議ノ衆議ヲ取りテ其日限ヲ伸ルコトヲ得ルト雖モ、其事由ヲ直チニ縣令ニ(戸長ハ區長ヲ經)報告スベシ、

第二十五條 通常會期ノ外會議ニ付スベキ事件アリテ區長若クハ戸長ヨリ開會ヲ要ムルカ、又ハ聯合町村會議員三分一以上ヨリ開會ヲ請求スルトキハ、臨時會ヲ開クヲ得、尤此場合ニ於テハ其事由ヲ縣令ニ(戸長ハ區長ヲ經)報告スベシ、

第二十六條 會議ノ論說、法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルコトアリト認ムルトキハ、區長又ハ戸長ハ其事由ヲ具狀シ(戸長ハ區長ヲ經)縣令ノ指揮ヲ請フベシ、

斯くて廣島區聯合町村會は本區新川場町妙慶院を以て假議事場と定め、十四年三月十九日より始めて開會したり、
廣島區會規則は十六年八月四日全編四章三十七條よりなるものを編成し、

縣令の裁定を経て制定したるもの左の如し、

廣島區會規則

第一章 總 則

第一條 區會ハ本區ノ協議ヲ以テ施行スベキ事件及ビ其經費豫算收支方法ヲ議定ス、
但、數年ヲ期シテ施行スベキ事件ハ初年ニ於テ其年間各年度ノ經費豫算ヲ議定スルヲ得、

第二條 本會ハ通常會ト臨時會トノ二類ニ別ツ、其定期ニ於テ開クモノヲ通常會トシ、臨時ニ開クモノヲ臨時會トス、

第三條 通常會臨時會ヲ論セズ總テ會議ノ議案ハ少ナクモ開會三日前ニ區長ヨリ各議員ニ配賦スベシ、

但、至急ノ事件ハ此限ニ非ズ、

第四條 通常會議中、本區内ノ利害ニ關スル事件ニ付、議員ヨリ縣令若クハ區長ニ建議セントスル者アレバ、先ヅ之ヲ會議ニ付シ、可決シタルトキハ議長ノ名ヲ以テ建議スルコトヲ得、

第五條 本會ハ縣令若クハ區長ヨリ區内ノ利害ニ關スル事件ニ付會議ノ意見ヲ諮問アルトキハ之ヲ議ス、

第六條 本會ハ毎年通常會ノ初ニ於テ協議費ニ係ル前年度出納決算共有貯蓄金設計算

及財産ノ報告ヲ受ケ、區長若クハ其代理人ニ説明ヲ求メ、若シ意見アルトキハ、議長ノ名ヲ以テ直ニ縣令ニ建議スルコトヲ得、

第七條 會議ノ論說、法律又ハ規則ヲ犯シ、或ハ權限ヲ超ユルコトアリト認メ、區長其事由ヲ具狀シ縣令ノ指揮ヲ請フトキハ、同時ニ其理由ヲ議會ニ報告スベシ、

第八條 本會ノ議決ハ、議長成議案ヲ製シ、直ニ區長ニ出スベシ、若シ區長其議決不適當ナリトシ縣令ノ指揮ヲ請フトキハ、同時ニ議會ニ報告スベシ、

第九條 議長、副議長及ビ議員ハ俸給ナシ、
但、會日手當金ヲ給スト否、及ビ其額ハ會議ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム、

第十條 會議ニ係ル費用ハ總テ區内ノ支辨トス、其收支ノ方法ハ會議ノ議決ヲ以テ之ヲ定ム、

第十一條 本會ハ議事細則ヲ議定シ、區長ノ認可ヲ受ケ施行スルコトヲ得、
第十二條 本會ハ議員ノ内招集ニ應ゼズ又ハ事故ヲ告グズシテ參會セザルモノヲ審査シ、其退職者タルヲ決スルヲ得、

第二章 選舉

第十三條 本會ノ議員ハ戶長管理區域ヲ以テ被選區域ト定メ、戶數一千以上ノ區域ヨリハ二名、以下ハ一名ヲ選舉スルモノトス、

第十四條 議長、副議長ハ議員中ヨリ之ヲ公選シ、區長ニ報告スベシ、

第十五條 書記ハ議長之ヲ選ミ、庶務ヲ整理セシム、其俸給ハ會費ノ内ヨリ支給ス、

第十六條 本會ノ議員タルコトヲ得ベキ者ハ、滿二十年以上ノ男子ニシテ、本區内ニ本籍ヲ定メ滿三年以上住居シ、本區内ニ於テ土地又ハ家屋ヲ有スル者ニ限ル、

但、左ノ各款ニ觸ル、モノハ議員タルコトヲ得ズ、
第一款 瘋癲白痴ノ者、

第二款 舊法ニ依リ一年以上懲役及國事犯禁獄ノ刑ニ處セラレ滿期後五年ヲ經ザル者、新法ニ依リ公權ヲ剝奪及ビ停止セラレタル者、又ハ一年以上輕重禁錮ノ刑ニ處セラレ主刑滿期後五年ヲ經ザル者、

第三款 國稅、地方稅、其他不納ノ爲メ公賣處分ヲ受ケ官或ハ區、町ノ損失トナリタル後ヲ三年ヲ經ザル者、及ビ身代限ノ處分ヲ受ケ負債ノ辨償ヲ終ヘザル者、

第四款 官吏、教導職、縣會議員及學務委員、衛生委員、
第五款 縣會、區會及ビ村、町會ニ於テ退職者トセラレタル後、四年ヲ經ザル者、

第十七條 議員ヲ選舉スルヲ得ベキ者ハ、滿二十年以上ノ男子ニシテ、本區内ニ於テ土地又ハ家屋ヲ有シ本籍ヲ定ムル者、及ビ本區内ニ於テ土地又ハ家屋ヲ有シ滿三年以上引續キ寄留スル者ニ限ル、

但、前條ノ第一款、第二款、及ビ第三款ニ觸ル、者ハ選舉人タルコトヲ得ズ、

第十八條 議員ヲ選舉セントスルトキハ、區長ハ先ヅ區内ニ公告シ、被選人及ビ選舉人タ

ルコトヲ得ベキ者ヲ届出サシムベシ、若シ届ザル者ハ自ラ其權ヲ擲棄シタルモノトス、
第十九條 議員選舉會ハ、區長ニ於テ豫メ其日時及ビ場所ヲ定メ、少クトモ日數七日以前
ニ區内ヘ公告シ、且投票用紙ヲ付與スベシ、

第二十條 選舉人ハ區長ヨリ付與シタル投票用紙ニ自己及ビ被選人ノ住所姓名ヲ記シ、
豫定ノ日之ヲ差出スベシ、

但、投票ハ代人ニ托シ差出スモ妨ゲナシ、

第二十一條 投票ハ選舉人ノ目前ニ於テ披閱シ、其投票多數ノ者ヲ以テ當選人トシ、同數
ナラバ抽籤ヲ以テ之ヲ定ム、

第二十二條 投票終ルノ後、區長ハ被選々舉人名簿ニ就キ之ヲ調査シ、若シ法ニ於テ不當
ナル者アルカ、或ハ當選人自ラ其選舉ヲ辭スルトキハ、順次投票多數ノ者ヲ取ル、

第二十三條 當選人ノ當否ヲ査定スルノ後、區長ハ區役所ニ於テ當選狀ヲ渡シ、受書ヲ出
サシメ、其姓名ヲ區内ニ公告スベシ、

第二十四條 議員ノ任期ハ四年トシ、二年毎ニ全數ノ半ヲ改選ス、
但、第一回二年期ノ改選チナスハ抽籤ヲ以テ其退任者ヲ定ム、

第二十五條 議長、副議長ノ任期ハ二年トシ、議員ノ改選毎ニ公選スベシ、

第二十六條 前二條ノ場合ニ於テハ前任者ヲ再選スルコトヲ得、

第二十七條 議員中第十六條ニ掲グル各款ニ遭遇スルカ、又ハ區外ニ轉籍スルカ、其他總

テ缺員アルトキハ、更ニ補缺議員ヲ選舉スベシ、

第二十八條 議員ノ缺ヲ補フ爲メ選バレタル議員ノ任期ハ、其補フ所ノ前議員ノ選バレ
タル年ヨリ通計スベシ、

第三章 議 則

第二十九條 議員半數以上出席セザレバ、當日ノ會議ヲ開クヲ得ズ、

第三十條 會議ハ過半數ニ依テ決ス、可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル、

第三十一條 區長若クハ其代理人ハ會議ニ於テ議案ノ旨趣ヲ辨明スルヲ得、

但、決議ノ數ニ入ルコトヲ得ズ、

第三十二條 會議ハ傍聽ヲ許ス、尤區長ノ需メ又ハ會議ノ意見ヲ以テ之ヲ禁ズルコトヲ
得、

但、傍聽ノ細則ハ議定シテ區長ノ認可ヲ受ケ施行スルヲ得、

第三十三條 議員ハ會議ニ方リ充分討論ノ權ヲ有ス、然レドモ人身上ニ付テ褒貶毀譽ニ
渉ルコトヲ得ズ、

第三十四條 議場ヲ整理スルハ議長ノ職掌トス、若シ規則ニ背キ議長之ヲ制止シテ其命
ニ從ハザル者アルトキハ議長ハ之ヲ議場外ニ退去セシムルヲ得、其強暴ニ渉ル者ハ警
察官吏ノ處分ヲ求ムルコトヲ得、

第三十五條 議長事故アリテ缺席スルトキハ、副議長代理ノ任ヲ受ク、

但、正副議長缺席スルトキハ、假議長ヲ公選シ、當日ノ會議ヲ開クモノトス、

第四章 開 閉

第三十六條 本會ハ毎年一度三月ニ於テ之ヲ開ク、其開閉ハ區長之ヲ定メ、同時ニ縣令ニ報告スベシ、其會期ハ二十五日以内トス、

但、區長ハ會議ノ衆議ヲ取リテ其日限ヲ伸ブルコトヲ得ルト雖モ、其事由ヲ直ニ縣令ニ報告スベシ、

第三十七條 通常會期ノ外、會議ニ付スベキ事件アルトキハ、區長ハ、臨時會ヲ開クヲ得、且ツ區内ノ利害ニ關スル事件ニ付本會ノ議員半數以上臨時會ヲ請求スルトキハ、開會スルモノトス、尤此場合ニ於テハ何レモ其事由ヲ縣令ニ報告スベシ、

明治十七年五月七日、太政官布告第十四號を以て、區町村會法を改正せられ、區會は區費を以て支辨すべき事件及其經費の支出徴收方法を議定すべきこととなり、區會は區長これを招集し、町村會は戸長これを招集して議案を發し、決議を施行し、區長、戸長は會議の議長と爲りて議事中止の權を有し、縣令は區町村會の停會又は解散を命ずる事を得たり、是に於て同年六月十六日日本縣甲第七十七號を以て區町村會并聯合町村會及水利土功會規則を制定し、議員の數は、區會は拾人、町村會は五人とし、其任期を各六年とし、三年毎

に全數の半を改選する事とし、又聯合町村會議員の員數は、每町村同數を以て、

二箇町村六人 一町村より三人づゝ
四箇町村八人 一町村より二人づゝ

三箇町村六人 一町村より二人づゝ
五箇町村以上 每町村一人

と爲し、議員の任期を六年と定め、三年毎に全數の半を改選する事とし、次に又水利土功會議員の數は、其關係區域の廣狹に依り、區域一町村内に止るもの五人、同二町村以上五町村に及ぶもの七人、同六町村以上十町村に及ぶもの十人、同十一町村以上二十町村以下に及ぶもの十五人、同二十一町村以上に及ぶもの一町村一人の割合を以て之を定め、議員の任期を六年とし、三年毎に全數の半を改選する事とせり、而して各會とも通常會と臨時會との二類に分ち、區會并に町村會は毎年一度三月に於て之を開き、其會期を七日以内とし、聯合町村會并に水利土功會は毎年一度 二月より四月までの間に 之を開き、會期は七日以内とせり、同年七月二日區町村會に於て議定すべき費目を定め、其徴收科目は地價又は反別割、營業割、戸別割とす、會議の方法是に至りて大に整備せり、而して聯合町村會規則第三條に據り、十九年九月より二十一年五月

までの間に於て、區域を定めたるもの左の如し。

一 區域

白島東中町 白島中町 白島西中町 白島九軒町 白島北町 東白島町
西白島町

同

愛宕町 尾長村 大須新開 猿猴橋町 荒神町 蟹屋村 大須賀村

同

東魚屋町 立町 研屋町 平田屋町 播磨屋町 草屋町 鐵砲屋町 新
川場町 中町 下中町 西魚屋町 袋町 小町 國泰寺村

同

紙屋町 鹽屋町 尾道町 大手町一丁目 大手町二丁目 大手町三丁目
大手町四丁目 大手町五丁目 大手町六丁目 大手町七丁目 大手町八
丁目 大手町九丁目 猿樂町 横町 細工町 鳥屋町

同

中島本町 天神町 材木町 木挽町 元柳町 中島新町 水主町 吉島
村

同

水主町 吉島村

同

的場町 段原村

同

天満町 廣瀬村 小網町 西新町 榎町 西九軒町 西大工町 觀音村

同

金屋町 壺屋町 松川町 土手町 京橋町 稻荷町 比治山町

同

田中町 三川町 平塚町 竹屋町 竹屋村

市會

同

天満町 觀音村 川添村

二十一年四月市制の公布あり、翌年二月二日廣島區を市制施行地に指定せられ、同年四月一日廣島區を廣島市と改め、市制を實施するに至り、始めて市會議員を選擧するに當り、五月十三日市制事務取扱栗原幹は市制第十四條に依り市會議員三級選舉區を設けて市内を四選舉區に分け、各選舉區より選出する議員の數を毎級三人づゝとなし、其區域を定めたること左の如し、

第一選舉區

尾長村 大須新開 荒神町 蟹屋村 愛宕町 猿猴橋町 大須賀村 京橋町 的場
町 壺屋町 金屋町 比治山町 松川町 稻荷町 土手町 段原村 東新開 菅實
村 字品町

第二選舉區

橋本町 上柳町 石見屋町 山口町 下柳町 平塚町 藥研堀 銀山町 東引御堂
町 斜屋町 織町 上流川町 胡町 下流川町 田中町 竹屋町 竹屋村 三川町
堀川町 鐵砲町 八丁堀 基町 東白島町 白島九軒町 白島東中町 白島中町
白島西中町 西白島町 白島北町 平田屋町 東魚屋町 立町 新川場町 研屋町
播磨屋町 草屋町 鐵砲屋町 中町 下中町 西魚屋町 袋町 小町 國泰寺村

第三選舉區

鹽屋町 尾道町 紙屋町 猿樂町 細工町 横町 鳥屋町 大手町一丁目 大手町
 二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 大手町六丁目 大手町七丁
 目 大手町八丁目 大手町九丁目 中島本町 天神町 材木町 中島新町 木挽町
 元柳町 水主町 吉島村 塚本町 鍛冶屋町 鷹匠町 空鞘町 寺町 西引御堂町
 十日市町 猫屋町 油屋町 左官町 西九軒町 榎町 西大工町 廣瀬村

第四選舉區

界町一丁目 界町二丁目 界町三丁目 界町四丁目 小網町 西新町 西地方町
 河原町 船入村 江波村 觀音村 天満町 川添村

六月三日市會議員の定數(三十六人^{每級十人})及び選舉會場(廣島縣會議事堂)を
 告示し、三級選舉は同月十二日より十五日の四日間に亘り、二級選舉は十六
 日、一級選舉は十七日に之を行ひ、當選者には査定狀を交附せり、而して同月
 二十八日日本市水主町本縣々會議事堂に於て市會を開き、年長議員倉本廣三
 郎(五十七歳)を議長に推し、抽籤を以て席次を定め、議長及副議長の選舉を行
 ひ、内務大臣の命令に基づき市長候補者三名を推薦す、是れを廣島市會の第
 一回とす、二十三年五月市條例を以て市會議員三級選舉區并に選出議員の

數を規定して、選舉區を四區に分ち、各區より選出議員の數を三名と定む、其
 區域左の如し、

第一選舉區

尾長村 大須新開 荒神町 蟹屋村 愛宕町 猿猴橋町 大須賀村 京橋町 的場
 町 鹽屋町 金屋町 比治山町 松川町 稻荷町 土手町 段原村 東新開 皆實
 村 宇品町

第二選舉區

橋本町 上柳町 石見屋町 山口町 下柳町 平塚町 藥研堀 銀山町 東引御堂
 町 斜屋町 蟻町 上流川町 胡町 下流川町 田中町 竹屋町 竹屋村 三川町
 堀川町 鐵砲町 八丁堀 基町 東白島町 白島九軒町 白島東中町 白島中町
 白島西中町 西白島町 白島北町 平田屋町 東魚屋町 立町 新川場町 研屋町
 播磨屋町 草屋町 鐵砲屋町 中町 下中町 西魚屋町 袋町 小町 國泰寺村

第三選舉區

鹽屋町 尾道町 紙屋町 猿樂町 細工町 横町 鳥屋町 大手町一丁目 大手町
 二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 大手町六丁目 大手町七丁
 目 大手町八丁目 大手町九丁目 中島本町 天神町 材木町 中島新町 木挽町
 元柳町 水主町 吉島村 塚本町 鍛冶屋町 鷹匠町 空鞘町 寺町 西引御堂町

十日市町 猫屋町 油屋町 左官町 西九軒町 榎町 西大工町 廣瀬村
第四選舉區

界町一丁目 界町二丁目 界町三丁目 界町四丁目 小網町 西新町 西地方町
河原町 船入村 江波村 觀音村 天満町 川添村

二十五年五月市會議員選舉及交代手續を左の如く定む。

廣島市會議員選舉及交代手續

第一條 市會議員ノ定期改選ハ其年四月ニ於テ之ヲ行フ、

第二條 定期改選ト補缺選舉トヲ同時ニ行フトキハ、定期改選ヲ先ニシ補缺選舉ヲ後ニ
ス、

第三條 前條ノ場合ニ於テ一人ニシテ補缺及改選ノ選舉ニ當リタルトキハ、市制第二十

七條第二項ノ例ニ依ル、

第四條 市會議員定期改選ノ任期計算ハ其年六月ヨリ起算シ十二月ヲ以テ一年トス、

第五條 定期改選ニ於テ當選ヲ辭シ又ハ選舉ノ無効トナリタルモノアリテ、更ニ選舉ヲ
行ヒ、後レテ就職シタルモノモ一般任期計算ノ月ヨリ起算ス、

第六條 定期改選ノ交代ハ後任議員就職議會ヲ開會シ得ルニ至ルヲ以テ其期トス、

三十一年一月議員の定期改選を六月に改め、任期の計算は定期改選又は總

選舉開會の初日より起算し曆に従ひ、事故ありて後れて選舉せられたる議
員の任期も亦之れに據らしむ、四十年一月議員三級選舉區中第一區に元宇
品町・橋本町・上柳町・下柳町・平塚町を追加し、第二區の上柳町・下柳町・橋本町・平
塚町を削除して紙屋町・鹽屋町・尾道町を追加し、第三選舉區の紙屋町・鹽屋町・
尾道町・橋本町・猫屋町・西九軒町・榎町・西大工町・廣瀬村を削除し、第四選舉區に
塚本町・猫屋町・西九軒町・榎町・西大工町・廣瀬村を追加し、四十四年九月市町村
制の改正あるや、議員の任期は四箇年となり、大正六年一月市會議員三級選
舉區條例を設けて、選舉區域を左の如く更め、各區選出議員の數は第一・第三・
第四の選舉區より各三名づゝ、第二選舉區より四名と改めたり、

第一選舉區

尾長町 大須賀町 荒神町 蟹屋町 愛宕町 猿轡橋町 大須町 京橋町 的場町
壱屋町 金屋町 比治山町 松川町 稻荷町 土手町 段原町 東新聞町 皆實町
宇品町 元宇品町

第二選舉區

橋本町 上柳町 下柳町 平塚町 石見屋町 山口町 藥研堀 銀山町 東引御堂
町 斜屋町 幟町 上流川町 胡町 下流川町 田中町 竹屋町 南竹屋町 三川

町 堀川町 鐵砲町 八丁堀 基町 東白島町 白島九軒町 白島東中町 白島中町
 町 白島西中町 西白島町 白島北町 平田屋町 東魚屋町 立町 新川場町 研屋町
 播磨屋町 革屋町 鐵砲屋町 中町 下中町 西魚屋町 袋町 小町 國泰寺町
 千田町 紙屋町 鹽屋町 尾道町

第三選舉區

猿樂町 細工町 横町 鳥屋町 大手町一丁目 大手町二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目
 大手町五丁目 大手町六丁目 大手町七丁目 大手町八丁目 大手町九丁目 中島本町
 天神町 材木町 中島新町 木挽町 元柳町 水主町 吉島町 鍛冶屋町
 鷹匠町 空鞘町 寺町 西引御堂町 十日市町 油屋町 左官町 猫屋町 塚本町
 界町一丁目 界町二丁目 西地方町

第四選舉區

界町三丁目 界町四丁目 小網町 西新町 河原町 船入町 江波町 觀音町 天満町
 福島町 西九軒町 榎町 西大工町 廣瀬町

大正十年法律第五十九號を以て市制の一部を改正せられ、公民權を擴張し三級制を二級制となし、次の總選舉より之を施行することとなりしを以て、大正十四年三月左記の通り選舉區條例を改定せり、

廣島市會議員選舉區條例

第一條 市制第十六條第一項ニ依り、市會議員二級選舉ノ爲、選舉區ヲ設ク、

第二條 選舉區ノ數及其區域左ノ加シ、

第一選舉區

尾長町 大須町 荒神町 蟹屋町 愛宕町 猿猴橋町 大須賀町 京橋町 的場町
 壱屋町 金屋町 比治山町 松川町 稻荷町 土手町 段原町 東新開町 皆實町
 字品町 元字品町

第二選舉區

橋本町 上柳町 石見屋町 山口町 下柳町 平塚町 藥研堀 銀山町 東引御堂町
 斜屋町 織町 上流川町 胡町 下流川町 田中町 竹屋町 南竹屋町 三川町
 堀川町 八丁堀 鐵砲町 平田屋町 東魚屋町 立町 新川場町 研屋町 播磨屋町
 革屋町 鐵砲屋町 中町 下中町 袋町 西魚屋町 小町 國泰寺町 千田町
 東白島町 白島九軒町 白島東中町 白島中町 白島西中町 西白島町
 白島北町 基町 鹽屋町 尾道町 紙屋町 猿樂町 細工町 横町 鳥屋町
 大手町一丁目 大手町二丁目 大手町三丁目 大手町四丁目 大手町五丁目 大手町六丁目
 大手町七丁目 大手町八丁目 大手町九丁目

第三選舉區

中島本町 天神町 木挽町 材木町 中島新町 元柳町 水主町 吉島町 塚本町
 鍛冶屋町 鷹匠町 空鞘町 寺町 西引御堂町 十日市町 猫屋町 油屋町
 左官町 西九軒町 榎町 西大工町 廣瀬町 界町一丁目 界町二丁目 界町三丁目
 界町四丁目 小網町 西新町 西地方町 河原町 船入町 江波町 親音町
 天満町 福島町

第三條 前條第一選舉區ヨリ議員六名第二第三選舉區ヨリ議員各七名ヲ選出スルモノトス、

附 則

本條例ハ次ノ總選舉ヨリ施行ス、

新舊兩制に依る選舉有權者數を比較せば左の如し、

年	一級	二級	三級	合計
大正十四年	四、一〇四 _人	二二、三一〇 _人	一 _人	二五、四一四 _人
大正十年	四七	五八一	六、八一八	七、四四六

市會議員一覽表

明治二十二年六月より同二十五年五月に至る、

級	議員	議長	代理者
一級	岡野七右衛門 尼子忠藏 万代四郎右衛門 森田幹夫 秦武八 白根淳六 山田吉左衛門 林十之助 山崎直次郎 長沼鷺藏 三戸藏之助 三木達	三木達	桐原恒三郎
二級	若林守夫 岩崎永助 瀬良嘉助 粟村信武 保田芳太郎 海塚新八 保田八十吉 渡邊又三郎 高橋忠親 玉木徳一郎 近田宗兵衛 尾形武三郎 滿居繁太郎 奥本數奇男 大藤保兵衛 平野盛太郎 佐々木達夫 倉本廣三郎 木元儀右衛門 佐野卯助 桐原恒三郎 築島喜一 福原蘇郎九 森川脩藏	桐原恒三郎	桐原恒三郎
三級	桐原恒三郎	桐原恒三郎	桐原恒三郎

明治二十五年六月より同二十八年五月に至る、

議長 桐原恒三郎

代理者 森川脩藏

一級 天野 確郎

岡崎仁三郎

森田 寬藏

岩崎 政介

一級 森川 脩藏(改選再出)

栗村 信武(改選再出)

岡野七右衛門(留任)

尼子 忠藏(留任)

一級 万代四郎右衛門(留任)

森田 幹夫(留任)

山田吉左衛門(留任)

林 十之助(留任)

二級 高野 一步

山中 正雄

佐々木又玄

岡 謙藏

二級 三戸藏之助(改選再出)

尾形武三郎(改選再出)

若林 守夫(留任)

保田芳太郎(留任)

二級 高橋 忠親(留任)

玉木德一郎(留任)

近田宗兵衛(留任)

海塚 新八(留任)

三級 内藤松太郎

櫻井 良直

木元儀右衛門

佐野 卯助(改選再出)

三級 廣田萬次郎

築島 喜一(改選再出)

平野盛太郎(留任)

佐々木達夫(留任)

三級 桐原恒三郎(留任)

福原蘇郎九(留任)

大藤保兵衛(留任)

奥本數奇男(留任)

明治二十八年六月より同三十一年五月に至る、

議長 桐原恒三郎

代理者 山中 正雄

森川 脩藏

岡 謙藏

高橋 忠親

高野 一步

一級

保田芳太郎

野村 方毅

岡野七右衛門

森田 幹夫(改選再出)

一級

土屋喜三太

土屋 範吾

藤井晰太郎

宇留島常造

二級

天野 確郎(留任)

岡崎仁三郎(留任)

森田 寬藏(留任)

森川 脩藏(留任)

二級 桐原恒三郎(改選再出)

若林 守夫

玉木德一郎(改選再出)

林 十之助(改選再出)

三級

高橋 忠親(改選再出)

有末清次郎

高野 一步(留任)

山中 正雄(留任)

三級 佐々木又玄(留任)

岡 謙藏(留任)

三戸藏之助(留任)

尾形武三郎(留任)

三級 大藤保兵衛(改選再出)

高田 寅藏

平野盛太郎(改選再出)

佐々木達夫

三級 向西 所平

福原蘇郎九(改選再出)

内藤松太郎(留任)

櫻井 良直(留任)

三級 木元儀右衛門(留任)

佐野 卯助(留任)

廣田萬次郎(留任)

築島 喜一(留任)

明治三十一年六月より同三十四年五月に至る、

議長 桐原恒三郎

代理者 山中 正雄

一級 長沼 鷺藏

富永省吾

廣田萬次郎

岡崎仁三郎(改選再出)

一級 海塚 新八

尼子 忠藏

保田芳太郎(留任)

野村 方毅(留任)

一級 岡野七右衛門(留任)

森田 幹夫(留任)

土屋喜三太(留任)

土屋 範吾(留任)

石光穎太郎 福井 成美 多田 惣七 森脇喜兵衛
 二級 森川 脩藏 山中 正雄 三戸藏之助(改選) 木元儀右衛門(改選)
 岡 謙藏(再選) 桐原恒三郎(留任) 玉木徳一郎(留任) 林 十之助(留任)
 百々 正利 山本 三朗 佐野 卯助(改選) 宇留島常造(改選)
 三級 築島 喜一(改選) 尾形武三郎(再選) 大藤保兵衛(留任) 高田 寅藏(留任)
 平野盛太郎(留任) 佐々木達夫(留任) 向西 所平(留任) 福原蘇郎九(留任)
 明治三十四年六月より同三十七年五月に至る、

議長 桐原恒三郎 尾形武三郎 山本 三朗
 代理者 尾形武三郎 林 十之助 岡崎仁三郎

一級 早速 整爾 桐原恒三郎(改選) 三戸藏之助(改選) 瀬川 岩造
 森田 幹夫(再選) 瀬良 嘉助 土屋喜三太 富永 省吾(留任)
 廣田萬次郎(留任) 岡崎仁三郎(留任) 海塚 新八(留任) 尼子 忠藏(留任)
 八木 楨 中川 實 松本 清助 林 十之助(改選)
 二級 鍋島 秩 保田芳太郎(改選) 石光穎太郎(留任) 福井 成美(留任)

多田 惣七(留任) 森脇喜兵衛(留任) 森川 脩藏(留任) 山中 正雄(留任)
 大野千三郎 景山軍太郎 田中幸一郎 三好 爲吉
 三級 麻生 七藏 福原蘇郎九(改選) 百々 正利(留任) 山本 三朗(留任)
 佐野 卯助(留任) 宇留島常造(留任) 築島 喜一(留任) 尾形武三郎(留任)
 明治三十七年六月より同四十年五月に至る、

議長 岡崎仁三郎 森川 脩藏
 代理者 三戸藏之助 中野 庸介

一級 長沼 鷺藏 平尾雅次郎 森脇喜兵衛 久保田榮次郎
 岡野七右衛門 海塚 新八(改選) 岡崎仁三郎(改選) 阿部 倉吉
 中野 庸介 早速 整爾(留任) 三戸藏之助(留任) 瀬川 岩造(留任)
 森川 脩藏(改選) 山縣元兵衛 壹岐 盛丈 玉國一郎二
 二級 中川 兼吉 山崎 一作 内田 哲郎 八木 楨(留任)
 中川 實(留任) 松本 清助(留任) 鍋島 秩(留任) 保田芳太郎(留任)
 高田 寅藏 山本 三朗(改選) 佐野 卯助(改選) 宇留島常造(改選)
 三級 福原蘇郎九 柳 松次郎 木元儀右衛門 廣田萬次郎

〔大野千三郎(留任) 影山軍太郎(留任) 田中幸一郎(留任) 三好爲吉(留任) 明治四十年六月より同四十三年五月に至る、

議長 山本三朗 森川脩藏
代理者 八木 楨 望月俊吉 本明貞藏

玉國一郎二

一級 田上 諸藏 早速 整爾(改選) 古川 久吉 秦 忠兵衛

瀨川 岩造(改選) 串本 康三 長沼 鷲藏(留任) 平尾雅次郎(留任)

森脇喜兵衛(留任) 久保田榮次郎(留任) 岡野七右衛門(留任) 海塚 新八(留任)

二級 横山金太郎 八木 楨(改選) 武田吉右衛門 内田 哲郎(改選)

岡田 才助 望月 俊吉 森川 脩藏(留任) 山縣元兵衛(留任)

不破 熊男 八百利惣次 増田 直吉 田中幸一郎(改選)

三級 本明 貞藏 尾形武三郎 和田 六一 高田 寅藏(留任)

山本 三朗(留任) 佐野 卯助(留任) 福原蘇郎九(留任) 柳 松次郎(留任)

明治四十三年六月より大正二年五月に至る、

議長 早速 整爾 横山金太郎

代理者 尾形武三郎 三宅 兼一

一級 平尾雅次郎(改選) 太田 幸吉 三宅 兼一 林 十之助

山本 三朗(改選) 加藤 烜之助 田上 諸藏(留任) 早速 整爾(留任)

古川 久吉(留任) 秦 忠兵衛(留任) 瀬川 岩造(留任) 串本 康三(留任)

森川 脩藏(改選) 今田 正夫 藤田 若水 有田 温三

二級 金近秀之助 野瀬 力藏 横山金太郎(留任) 八木 楨(留任)

武田吉右衛門(留任) 内田 哲郎(留任) 岡田 才助(留任) 望月 俊吉(留任)

今田 庫吉 櫻井 良直 倉本 重吉 吉田 基衛

三級 尾形武三郎(改選) 柳 松次郎(改選) 不破 熊男(留任) 八百利惣次(留任)

増田 直吉(留任) 田中幸一郎(留任) 本明 貞藏(留任) 福原蘇郎九(留任)

大正二年六月より同六年五月に至る、

議長 富島 暢夫

副議長 内田 哲郎

〔富島 暢夫 野瀬 力藏(辞任) 本明 貞藏(辞任) 倉本 重吉

- 一級 岡田才助 古川久吉 楠貫一 林十之助
 今田正夫(辭任) 石光一美(辭任) 加藤烜之助 今田庫吉
 林公平(補缺) 久保田榮次郎(補缺) 木村京之助(補缺) 山縣齊高(補缺)
 森川脩藏 池尻松太郎(辭任) 内田哲郎 山縣元兵衛(死亡)
 不破熊男(辭任) 尾形武三郎(辭任) 池田哲夫(辭任) 佐藤銑三郎(辭任)
 阿戸源左衛門(辭任) 安宅太郎 永田龜吉(辭任) 武田吉右衛門
 村上剛毅(補缺) 中野庸介(補缺) 高田似壠(補缺) 松浦治三郎(補缺)
 林保登(補缺) 林敬(補缺) 西山謹三郎(補缺)
 谷田助一(辭任) 藤野泰次 琴崎乙司(辭任) 小松原要作
 玉田源次郎(辭任) 松本吉助(辭任) 倉元貞次(辭任) 湯川祐太郎(辭任)
 吉田基衛(辭任) 村井林市(辭任) 西村榮藏 小畑幸槌(辭任)
 佐久間重太郎(補缺) 澤次郎三(補缺) 佐伯善吉(補缺) 多賀謙吉(補缺)
 西村伊三郎(補缺) 結城淺次(補缺) 岩本伊作(補缺) 増田直吉(補缺)
 高松升吉(補缺)
- 二級
- 三級 大正六年六月より同十年五月に至る、

- 議長 山縣齊高
 副議長 森保祐昌
- 一級 古川久吉 中野文助(辭任) 小松原要作(辭任) 三戸藏之助
 中野庸介 内田哲郎 木村京之助 木原繁太郎(死亡)
 倉本重吉 久保田榮次郎 岡田才助 永井忠行
 長岡清藏
- 二級 上村剛毅 森保祐昌 中島卯吉 林敬
 加藤烜之助 渡邊高一 佐久間重太郎 安宅太郎
 森川脩藏 高松升吉 佐伯善吉 武田吉右衛門
 松浦治三郎(辭任)
- 三級 藤野泰次 渡部安藝雄 野村龜太郎 里見善七郎
 藤田筆吉(死亡) 増田直吉 山縣齊高 林公平
 中村久吉 吉井源吉 堀江秀一 結城淺次
 岩本伊作
- 大正十年六月より同十四年五月に至る、

議長	植田 壽作	岡田 才助		
副議長	岡田 才助	安宅 太郎		
一級	内田 哲郎	中川出來太郎 <small>(辭任)</small>	長岡 清藏	林 公平 <small>(死亡)</small>
	森田俊左久	木村京之助	植田 壽作 <small>(死亡)</small>	久保田榮次郎
	岡田 才助	菊崎慶次郎	勝盛達之助	永井 忠行 <small>(永井ノ見ヨリ失ニ)</small>
	古川 久吉			
二級	森田 福市	村上 剛毅	中島 卯吉	井上 博
	佐伯 善吉	林 敬 <small>(死亡)</small>	高松 升吉	森川 脩藏
	中村 久吉	武田吉右衛門	中野 庸介 <small>(死亡)</small>	安宅 太郎
	岡田 陸藏			
	加來 清造	佐久間重太郎	檜山 幾太郎	森保 祐昌
三級	松坂 義正	里見善七郎	松島 一郎	加藤 俊夫
	宇留島篤三	佐野 豊吉	有馬 五作	西村 榮藏
	堀江 秀一			

大正十四年六月より

議長	森保 祐昌			
副議長	加藤 俊夫			
一級	井口 正男	勝盛達之助	森田 福市	加藤 俊夫
	松坂 義正	菊崎慶次郎	佐伯 善吉	杉岡 退藏
	佐久間重太郎	森川 脩藏	岩本 伊作	笹野雄太郎
	中島 卯吉	中村 久吉	長岡 清藏	内田 哲郎
	高松 升吉	山縣元兵衛	鶴飼 淳治	香川 秀作
	折田正太郎	安井 藤造	大井 昴	任都栗 司
二級	黒木 米樹	檜山幾太郎	森保 祐昌	横山 猶三郎
	植本 乙松	角森 好藏	麓 巖	吉岡 初太郎
	能美 謙作	木原 茂	佐藤 五三	堀江 秀一
	西村 榮藏	村井 林市	福田 五郎	中村 圭一

二十二年市會開設以來議員の總選舉半數改選當時に於ける市内選舉有権者の數を掲ぐれば左の如し、

年次	名	稱	總人員	一級	二級	三級	納稅總額
明治二十二年	總選舉		三,五三九	七八	四三三	三,〇二八	七,一八四,四七五
同 二十五年	半數改選		三,七一三	六一	三八五	三,二六七	一五,四三七,〇四〇
同 二十八年	同		三,四七九	三六	三一三	三,一三〇	二三,八五一,九六九
同 三十一年	同		三,九四七	一三	五一九	三,三一五	二六,五〇八,五二一
同 三十四年	同		四,九〇七	九四	六三八	四,一七五	八一,三一〇,八三一
同 三十七年	同		五,四六五	六七	六六四	四,七三四	八三,〇七二,九四二
同 四十年	同		六,一二五	八五	六八二	五,三五八	一一六,六六七,九四三
同 四十三年	同		六,六九六	一二四	七八九	五,七八三	二一六,六七九,八七五
大正二年	總選舉		七,四四九	一〇二	八〇五	六,五四二	二〇四,七八六,二六二
同 六年	同		五,九五九	五一	五九六	五,三一二	二〇八,六五〇,八五六
同 十年	同		七,四四六	四七	五八一	六,八一八	七九九,五二四,一二一

第六章 土地及氣象

第一節 位置境界

位置
廣島市の位置は、東經百三十二度二十五分十六秒乃至二十九分五十六秒、北緯三十四度二十分乃至二十四分二十七秒の間にありて、安藝國の中央より稍、西南に偏せり、而して大日本帝國の皇都東京市よりは鐵路五百六十三哩三鎖を隔て、九州長崎よりは同三百七十八哩三鎖を隔てたる中間にあり、本市の正午は中央標準時須磨、明石間より後るゝこと十分十二秒なりとす、境界は、東は安藝郡に接し、西は佐伯郡に亘り、北は安佐、安藝二郡に接し、南方一帯は廣島灣に瀕せり、

第二節 地勢地質

地勢
東西北の三方は、翠黛たる連山を以て圍繞せられ、南方は一面海灣に臨めり、

市の東部に比治山あり、西南海に瀕する所に江波山の小丘ありと雖も、其他は概ね平坦なること砥の如し、而して北より南に向ひ極めて緩慢なる傾斜を以て海に臨めり、故を以て南部大半の地は満潮時は水面より低く、中部以北と雖も満潮水面十尺以上を超ゆる所は甚だ稀なりとす、而して本市を貫流する太田川は、其水源二十三里に亘り、本市の北端、白島北町字一本木鼻に於て二つに分岐し、東に流るゝを神田川と稱へ、南下して臺屋町の北角に至り、二岐して猿猴川、京橋川となり、幹流は南下して寺町、廣島別院の北岸に至り、一支流を生じ、横川と稱す、是より更に南流して、中島本町、慈仙寺鼻に到り、亦二流に岐れて、東を元安川、西を本川と稱す、本川の稱は其本流なるを以てなり、而して寺町、廣島別院の北岸に於て分れたる横川は亦二派に分れて、天満川、添の二川となり、孰れも南流して廣島灣に注げり、地質は、本市の東北隅なる尾長町、大須賀町の山麓に屬する部分、及び比治山、江波山の二丘は、共に花崗岩より成り、其他は總て第四紀に屬せる沖積層より成れり、

地質

第三節 各町の沿革

○尾長町

戸六百三十六
口三千〇十五

(大正十一年末調査 以下同じ)

尾長山麓に在り、依りて此名を得たり、福島氏在城の時、矢賀村より分ちて、一村とし、廣島に屬せしむ、明治十五年一月古川村の一部二十町九反八畝十六歩、矢賀村の一部一反九畝二十九歩とを併合し、大正五年七月一日村を改めて町となす、往古此附近は一帯の海濱なりしと云ふ、

○大須賀町

戸一千三百〇九
口四千七百三十三

〔藝藩通志〕に「大洲の義なるべしとあり、知新集」には「大菅ならむと記せり、共に往昔此地の洲渚なりしことを推知するに足る、明治十五年一月明星院村八町八反七畝二十六歩と古川村の一部二町三反九畝六歩と尾長村の一部二町四反八畝三歩とを合併し、同四十年三月二十三日村を改めて町となせり、

○愛宕町

戸五百〇四
口一千八百十八

往古松原町と稱し、道の左右に松の並木長く連なりしが、寛永の中頃より正保・慶安の頃に亘りて、町家の軒を列するに至り、初て松原新町の名起れり、其